

投信・投資顧問検査マニュアル

(投資信託委託業者・投資法人・投資顧問業者に係る検査マニュアル)

平成17年7月

(写)

証監委第226号

平成17年7月1日

統括検査官
特別検査官
専門検査官
証券検査官

) 殿

証券取引等監視委員会事務局長 長尾和彦

「投資信託委託業者・投資法人・投資顧問業者に係る検査マニュアル」について

平成17年7月1日の改正投資信託及び投資法人に関する法律の施行に伴い、これまで金融庁にあった投資信託委託業者、投資法人及び投資顧問業者等に対する検査権限が、証券取引等監視委員会等（各財務（支）局及び沖縄総合事務局を含む。以下「監視委員会等」という。）に委任されたところである。

このため、金融庁が発出した「投資信託委託業者・投資法人・投資顧問業者に係る検査マニュアルについて」（平成14年6月21日付金検第225号）の移管を受け、監視委員会等が所管するとともに、別紙のとおり、その一部を改正したので、原則としてこれを参考に検査を実施するよう了知されたい。

本通達は、通達発出日以降を検査基準日とする検査について適用する。

以上

検 査 監 理 官
統 括 検 査 官
特 別 検 査 官
専 門 検 査 官
金 融 証 券 検 査 官

} 殿

金融庁検査局長 五味 廣 文

投資信託委託業者・投資法人・投資顧問業者に係る検査マニュアルについて

金融検査については、平成10年に「新しい金融検査に関する基本事項について」（蔵検第140号）を定め、自己責任原則の徹底と市場規律とを基軸に、明確なルールを前提とした透明性の高い行政への転換を図ってきているところである。平成11年には「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」、平成12年には「保険会社に係る検査マニュアル」、平成13年には「証券会社に係る検査マニュアル」を定め、これにより、監督当局の検査監督機能の向上及び透明な行政の確立のみならず、金融機関の自己責任に基づく経営を促し、もって金融行政全体に対する信頼の確立を図っているところである。これらの基本的考え方に則り、今般、投資信託委託業者・投資法人・投資顧問業者（以下「投信・投資顧問業者」という。）について、検査の基本的考え方及び検査に際しての具体的着眼点等を整理したマニュアル（以下「投資信託委託業者・投資法人・投資顧問業者に係る検査マニュアル」という。）を別紙のとおり定めたので、これにより検査を実施されたい。

なお、投資信託委託業者・投資法人・投資顧問業者に係る検査マニュアルは、あくまでも検査官が投信・投資顧問業者を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものである。各投信・投資顧問業者においては、自己責任原則の下、このマニュアル等を踏まえ創意・工夫を十分に生かし、それぞれの規模、特性及び業務内容に応じたマニュアルを自主的に作成し、受託者としての責任の観点から、投信・投資顧問業者の運用の適正性及び業務の健全性・適正性の確保を図るとともに投資者の保護を図ることが期待される。

マニュアルのうち、特に法令等遵守態勢・リスク管理態勢に係る各チェック項目は、検査官が投信・投資顧問業者の態勢を評価する際の基準であり、これらの基準の達成を直ちに法的に義務付けるものではない。特に、リスク管理態勢に係るチェック項目は、原則として投資法人及び投資助言業者には適用されないことに留意する必要がある。また、マニュアルの適用に当たっては、投信・投資顧問業者の規模、業務範囲や特性を十分に踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。チェック項目に記述されている字義通りの対応が投信

・投資顧問業者においてなされていない場合であっても、投資者の保護等を図る観点から、投信・投資顧問業者の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは投信・投資顧問業者の規模や特性に応じた十分なものである、と認められるのであれば不適切とするものではない。したがって、検査官は、立入検査の際に投信・投資顧問業者と十分な意見交換を行う必要がある。

本通達は、平成14年10月1日から施行し、同日以降を検査実施日とする検査について適用する。

(別紙)

投信・投資顧問検査マニュアル

(投資信託委託業者・投資法人・投資顧問業者に係る検査マニュアル)

平成 17 年 7 月

[投信・投資顧問検査マニュアルの構成]

基本的な考え方

投信・投資一任業者編

法令等遵守態勢	運用の適正性確保	リスク管理態勢	共通編		
			運用リスク	事務リスク	システムリスク

投資法人編

法令等遵守態勢

助言業者編

法令等遵守態勢

投信・投資顧問検査マニュアル

目次

第1 基本的考え方等

- 1. 投資信託委託業者・投資法人・投資顧問業者に対する検査の基本的考え方・1
 - (1) 検査の目的及び位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
 - (2) 投信・投資顧問業者に対する検査の基本原則・・・・・・・・・・2
- 2. 投信・投資顧問検査マニュアルの基本的考え方・・・・・・・・・・3
 - (1) 法令等遵守状況及び法令等遵守態勢の的確な把握・・・・・・・・3
 - (2) リスク管理態勢の的確な把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 3. 投信・投資顧問検査マニュアルの位置付け等・・・・・・・・・・5

第2 チェックリスト等

第1編 投信・投資一任業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

I. 法令等遵守

- (1)法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト・・・・・・・・・・8
 - ・ディスクロージャーに関する法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト・24
 - ・直接募集に関する法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト・29
 - ・電子証券取引に関する法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト・34
- (2)運用の適正性確保のための態勢の確認検査用チェックリスト・・・・・・・・37
 - ・不動産等の運用管理態勢の確認検査用チェックリスト・・・・・・・・46

II. リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

- (1)リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（共通編）・・・・・・・・50
- (2)運用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト・・・・・・・・59
 - ・不動産投資リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト・・・・・・・・64
- (3)事務リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト・・・・・・・・67
- (4)システムリスク管理態勢の確認検査用チェックリスト・・・・・・・・74
 - ・電子証券取引に関するリスク管理態勢の確認用チェックリスト・・・・82

第2編 投資法人・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・84

法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト・・・・・・・・・・・・85

第3編 投資助言業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・91

法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト・・・・・・・・・・・・92

第1 基本的考え方等

1. 投資信託委託業者・投資法人・投資顧問業者に対する検査の基本的考え方

(1) 検査の目的及び位置付け

証券市場は、企業が資金調達をするとともに、投資者が資産運用をする場として、我が国経済において重要な役割を担っている。証券市場を通じて資源が最適に配分されるためには、証券市場が公正かつ効率的なものであることが大前提となる。また、自己責任原則の下、資産運用を行う投資者の保護が図られるためには、ルールに従った取引が行われることが前提であり、この意味からも市場の公正性等の確保は欠くことができない。

証券行政は、このように経済の基礎的なインフラストラクチャーである証券市場に係る制度を整備し、その公正性と効率性を確保するとともに、投資者の保護を図ることにその源を発するものである。

投資者の資産を主として有価証券等に対する投資として集合して運用し、その成果を投資者に分配する投資信託制度の下では、投資信託委託業者は、受益者の資産を有価証券等で運用する投資信託委託業又は投資法人の資産運用を行う投資法人資産運用業を営む。これらの業を営む者は、投資者の証券市場へのアクセスの担い手としての役割を担っており、市場の公正性と効率性の確保において重要な役割を果たすほか、投資者保護を図る上で重要な位置を占めている。また、投資法人制度の下では、投資法人において、ガバナンス機能が円滑な運営の下で適切に発揮されることが、投資者保護に資することになる。投資信託委託業者及び投資法人が信頼を失えば、投資信託制度・投資法人制度の根幹を揺るがし、証券市場に大きな影響を与えることに留意する必要がある。

一方、投資顧問業者も、証券市場において有価証券等の投資助言業務、投資一任業務を行い、投資者の証券市場へのアクセスの担い手としての役割を担っていることから、市場の公正性と効率性の確保において重要な役割を果たすほか、投資者保護を図る上で重要な位置を占めている。投資顧問業者が信頼を失えば、証券市場に大きな影響を与えることに留意する必要がある。

「投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」という。）」及び「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（以下「顧問業法」という。）」は、このような投資信託委託業者・投資法人・投資顧問業者（以下「投信・投資顧問業者」という。）の地位に鑑み、①一般の市場ルールとしての規制に加え、投資信託委託業者・投資顧問業者が運用機関としての特別な立場を利用した不正等を行わないよう、規制を定めるとともに、②受託者としての責任の観点から、投資者に対する忠実義務又は善管注意義務を定め、運用の適正性及び業務の健全性・適正性の確保を求めているところである。

投信・投資顧問業者に対する検査もこうした観点から、投資信託委託業者・投資法人にあっては「この制度に基づいて発行される各種の証券の購入者等の保護を図る」（投信法第1条）との目的規定に照らし、「この法律の施行に必要な限度において」（投信法第39条、第213条）行い、また、投資顧問業者にあっては「業務の適正な運営を確保し、もって投資者の保護を図る」（顧問業法第1条）との目的規定に照らし、「この法律の施行に必要な限度において」（顧問業法第36条）行うものである。検査に際しては、公益及び投資者保護のため、十分な検査を行っているか、逆に、公益及び投資者の保護の観点からは、必ずしも必要のない点まで調査に及んでいないかについて、不断に問い直されなければならない。公益及び投資者保護のため、投信・投資顧問業者の運用の適正性及び業務の健全性・適正性の確保は、検査を行うに際して、常に立ち返って確認されなければならない基本項目である。

他方、投信・投資顧問業者の経営は、市場経済の下に自律的な企業統治が行われる独立した法主体として、その自己責任原則に則ったものであることが基本である。

投信・投資顧問業者の運用の適正性及び業務の健全性・適正性の確保は、ひとり、検査のみによって図られるべきものではない。運用の適正性及び業務の健全性・適正性の確保により、投資者の保護等を図ることは、まず投信・投資顧問業者の自己責任の徹底と市場規律の強化によって達成されなければならないものとする。

投信・投資顧問業者の経営陣は、何よりもまず、内部管理体制を充実・機能させることにより、自らの責任において、運用の適正性及び業務の健全性・適正性を確保し、投資者の保護等を図るよう努めることが求められる。また、監査役は、内部管理体制の充実において、取締役の職務の執行を監査するという重要な役割を担っており、自らの職責を十分に果たすことが求められる。さらに、会計監査人等は、こうした内部管理体制の状況を的確に把握し、投信・投資顧問業者とは独立した視点に立って、ファンドの財務諸表監査等を通じて、厳正な外部監査を実施することが求められる。こうした手続きを経て策定された財務諸表、経営方針等の経営内容は広く公開され、市場を通じた、投資者等による監視（市場規律による監視）を受けることとなる。

（注）投資顧問業者のうち、投資助言業者については、法令上、株式会社形態が求められていないため、監査機能を有していない者があること、株式会社形態である投資一任業者であっても、法定監査の要件を満たさない者があることに留意する必要がある。

（2）投信・投資顧問業者に対する検査の基本原則

以上を踏まえると、投信・投資顧問業者に対する検査の基本的考え方は次のとおりとなる。

投信・投資顧問業者に対する検査は、投信・投資顧問業者自身が自己責任原則に基づき整備・運用する内部管理体制等の下で、投信法や顧問業法等に定められた規制を

遵守しているかどうかの実態把握を厳正かつ的確に行うものである（事後監視の原則）。当局としては、検査を通じて、法令等遵守及び投信・投資顧問業者の自己責任に基づく内部管理・外部監査が適切に行われるよう、強く促していく必要がある。さらに、自主規制機関である投資信託協会や日本証券投資顧問業協会が、適切な行為規範を確立し、会員にその遵守を求めること等を通じて投資者の保護を図ろうとしていることから、検査においても、投信・投資顧問業者における自主規制機関の行為規範の遵守状況は当然に検証されることとなる。また、公益及び投資者の保護に資する行為規範の趣旨は、非会員にあっても求められるものであり、検査において同様に検証されることとなる。

また、当局及び投信・投資顧問業者の限られた資源を有効に利用する観点から、検査は、内部管理・監査機能と十分な連携を保ちながら、効率的・効果的に行われる必要がある（効率性の原則）。検査においては、監査役、会計監査人等と連携し、監査機能の一層の活用を図ることとする。投信・投資顧問業者の実態に応じて検査頻度や検査範囲についてメリハリをつけ、重点的・機動的な検査を実施することとする。

さらに、投信・投資顧問業者に対する検査は、公益及び投資者の保護を図るため、その機能を十分発揮するように実施される必要がある（実効性の原則）。検査当局は、検査において問題点を投信・投資顧問業者に対して的確に指摘するとともに、それが適時適切な問題点の是正につながるよう、監督上の措置をとる監督部局と緊密な連携を維持することとする。

2. 投信・投資顧問検査マニュアルの基本的考え方

以上の基本的考え方を踏まえ、投信・投資顧問検査マニュアルの策定に際しては、以下の点に配慮している。

(1) 法令等遵守状況及び法令等遵守態勢の的確な把握

法令等遵守状況及び法令等遵守態勢を把握する検査においては、公益及び投資者保護を達成する手段として、まず、法令等の遵守状況全般について点検することが求められている。投信法・顧問業法等の関係法令等においては、公益及び投資者保護の観点から、投信・投資顧問業者が遵守すべき事項が詳細に定められているところである。

また、法令等遵守態勢の確認にも重点を置くことは、次のような観点から公益及び投資者の保護に資するものと考えている。

まず、法令等違反を検査により把握した場合に、その背景・原因となる態勢上の問題を指摘することにより、監督部局による的確な監督上の措置の発動に資することになる。また、検査により、法令等遵守態勢に問題があると認められ、それが、法令違反に通じるおそれがあるなど、運用の適正性及び業務の健全性・適正性の確保、投資者の保護等の観点から重大な問題があると認められる場合には、問題を検査により指摘することにより、監督部局による態勢の改善に向けた指導・監督に資することにな

る。さらに、法令等遵守態勢を検査により確認することにより、法令等遵守上問題のある分野を察知し、検査を行う際の重点の置き方に資することとなる。

検査マニュアルは、投信・投資顧問業者を実際に検査する際の具体的な着眼点の参考となるべきものや、個々の法令等の一般的な解釈等となるものを記載しており、検査官が詳細な投信・投資顧問業関係の法令等に係る遵守状況を把握する際の有用な手引きとなることに資するようにしている。ただし、必ずしも全ての事項を網羅しているものではなく、検査の実施に当たっては、その実情に応じ各検査官の創意工夫が欠かせないことに留意する必要がある。

検査マニュアルの項目は、あくまで法令等に違反する行為の端緒を見いだすものであり、実際に法令等に違反するおそれがある行為が把握された場合には、投信法・顧問業法等の関係法令、自主規制機関の諸規則等に照らして判断されるべきものであることは言うまでもない。

(2) リスク管理態勢の的確な把握

また、投信・投資顧問業を巡る諸情勢を踏まえ、検査マニュアルは、受託者としての責任の観点から投信・投資顧問業者のリスク管理態勢、特に運用リスクの管理態勢の確認検査にも重点を置くこととしている。

金融システム改革による規制緩和・自由化が進められていく中であって、私募投信や投資法人制度の導入、運用規制の緩和・撤廃による運用手法の多様化・高度化が図られ、さらには、運用対象資産の拡大、確定拠出年金制度の導入による利用者層の拡大等、投信・投資顧問業界を取り巻く環境は大きく変化してきている。

こうした中であって、運用の専門家としての投信・投資顧問業者は、自らの責任において投資運用財産の受託者として、パフォーマンスの結果のみならず、さまざまなリスク、特に運用に係るリスクを的確に把握管理し、最良の執行を行わなければならない。それを怠り、特に重大なリスク管理上の問題点があると認められる場合には法令違反にもつながるおそれもある。したがって、投信・投資顧問業者自らが責任をもってリスクを把握・管理していくことがますます重要になってきている。

証券市場に対する信頼を回復し、わが国の投資信託制度・投資法人制度、投資顧問業の発展を促すためにも、投信・投資顧問業者が受託者としての責任を果たしていくことの重要性を内外にアピールしていく必要がある。

このような状況の下で、投信・投資顧問業者に対する検査においては、法令等遵守状況及び法令等遵守態勢のチェックは最も重要な要素ではあるものの、適切なリスク管理態勢の確保という観点からの検査も実施していくこととする。

さらに、検査マニュアルは、自己責任原則という観点から、投信・投資顧問業者の取締役会、監査役、会計監査人等が、内部管理・外部監査体制の中で、それぞれ、どのような役割を担うことが適切か等、責任の所在を意識したものとなっている。特に、

経営陣自身が、投信・投資顧問業者の抱える法令等遵守上の弱点やリスクの特性を十分理解し、必要な資源配分を行い、かつ、適切な内部管理等を行っているか否かを確認していく、いわゆるトップダウン型の検査方式を念頭に置いている。

このため、投信・投資顧問業者の自己責任に基づく経営を促す観点から、これを公表することとするとともに、投信・投資顧問業者の自己管理にも使用しやすいチェックリスト方式も採り入れている。

このように、検査マニュアルは本来的には検査官のための手引書であるが、投信・投資顧問業者においても、この検査マニュアルを参考とし、投信・投資顧問業者の職員の法令等の理解の促進及び法令等遵守意識の徹底を図ることに加え、受託者としての責任を果たすことの重要性の認識を高めることにも活用されることを期待しているものである。

3. 投信・投資顧問検査マニュアルの位置付け等

投信・投資顧問検査マニュアルは、あくまでも検査官が投信・投資顧問業者を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものである。各投信・投資顧問業者においては、自己責任原則の下、このマニュアル等を踏まえ創意・工夫を十分に生かし、それぞれの規模、特性及び業務内容に応じたマニュアルを自主的に作成し、投信・投資顧問業者の運用の適正性及び業務の健全性・適正性の確保を図るとともに投資者の保護を図ることが期待される。

マニュアルのうち、特に法令等遵守態勢・リスク管理態勢に係る各チェック項目は、検査官が投信・投資顧問業者の態勢を評価する際の基準であり、これらの基準の達成を直ちに法的に義務付けるものではない。特に、リスク管理態勢に係るチェック項目は、原則として投資法人及び投資助言業者には適用されないことに留意する必要がある。また、マニュアルの適用に当たっては、投信・投資顧問業者の規模、業務範囲や特性を十分に踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。チェック項目に記述されている字義通りの対応が投信・投資顧問業者においてなされていない場合であっても、投資者の保護等を図る観点から、投信・投資顧問業者の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは投信・投資顧問業者の規模や特性に応じた十分なものである、と認められるのであれば不適切とするものではない。したがって、検査官は、立入検査の際に投信・投資顧問業者と十分な意見交換を行う必要がある。

第2 チェックリスト等

第1編 投信・投資一任業者

I. 法令等遵守

(1)法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト

- ・ ディスクローチャーに関する法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト
- ・ 直接募集に関する法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト
- ・ 電子証券取引に関する法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト

(2)運用の適正性確保のための態勢の確認検査用チェックリスト

- ・ 不動産等の運用管理態勢の確認検査用チェックリスト

II. リスク管理態勢

(1)リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（共通編）

(2)運用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

- ・ 不動産投資リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

(3)事務リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

(4)システムリスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

- ・ 電子証券取引に関するリスク管理態勢の確認用チェックリスト

第2編 投資法人

法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト

第3編 投資助言業者

法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト

第一編

投信・投資一任業者

法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト

本チェックリストは、改めて取締役会等や監査役会等に求められている役割を記載しているほか、コンプライアンスを実現するための施策等を記載し、取締役等のコンプライアンスに対する自覚を求め、会社全体にコンプライアンス重視の企業風土が醸成されることにより、投信・投資一任業者が証券市場のアクセスの担い手としての社会的責任が発揮されることを促すとともに、その遵守態勢の整備状況・機能発揮状況を確認検査するために作成した。

また、本チェックリストは、投資信託委託業者・認可投資顧問業者に係る検査において適用するものである。本チェックリストにおいては、特にことわりのない限り、「投信・投資一任業者」ということとする。

【本検査マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】

本検査マニュアルはあくまでも検査官が投信・投資一任業者を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものである。各投信・投資一任業者においては、自己責任原則の下、本検査マニュアル等を踏まえ創意・工夫を十分に活かし、それぞれの規模、特性及び業務内容に応じたマニュアルを自主的に作成し、投信・投資一任業者の運用の適正性及び業務の健全性・適正性の確保に努めることが期待される。

本検査マニュアルの各チェック項目は、検査官が投信・投資一任業者の法令等遵守態勢を評価する際の基準であり、これらの水準の達成を投信・投資一任業者に直ちに法的に義務付けるものではない。

本検査マニュアルの適用に当たっては、投信・投資一任業者の規模、特性及び業務内容を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。チェック項目について記述されている字義どおりの対応が投信・投資一任業者においてなされていない場合であっても、投信・投資一任業者の運用の適正性及び業務の健全性・適正性の確保並びに投資者の保護等の観点からみて、投信・投資一任業者の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは、投信・投資一任業者の規模、特性及び業務内容に応じた十分なものである、と認められるものであれば、不適切とするものではない。

したがって、検査官は、立入検査の際に被検査投信・投資一任業者と十分な意見交換を行う必要がある。

【注】

- ① チェック項目の語尾が「しているか」又は「なっているか」とあるのは、特にことわりのない限り、全ての投信・投資一任業者についてミニマム・スタンダードとして求められる項目である。したがって、検査官は、各チェック項目を確認の上、その実効性を十分に検証する必要がある項目である。
- ② チェック項目の語尾が「望ましい」とあるのは、特にことわりのない限り、投信・投資一任業者に対してベスト・プラクティスとして望まれる項目である。したがって、検査官は、各チェック項目の確認をすれば足りる項目である。
- ③ 「取締役会」の役割とされている項目については、取締役会自身においてその実質的内容を決定することが求められているが、その原案の検討を常務会等で行うことを妨げるものではない。
- ④ 「取締役会等」には、取締役会のほか、常務会、経営会議等も含む。なお、「取締役会等」の役割とされている項目についても、取締役会自身において決定することが望ましいが、常務会等に委任している場合には、取締役会による明確な委任があること、常務会等の議事録を整備すること等により事後的検証を可能としていることに加え、取締役会に結果を報告する、又は、監査役が常務会等に参加する等により、十分な内部牽制が確保されるような体制となっているかを確認する必要がある。
- ⑤ 「監査役会」については、その設置を要しない投信・投資一任業者にあつては「監査役」とする。また、「監査役会等」とは、監査役会及び監査役をいう。
- ⑥ 「管理者」とは各業務を担当する管理職（取締役を含む。）をいう。

項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
I. 取締役会等による法令等遵守体制の整備状況	1. 業務執行の意思決定及び取締役に対する監督機関としての取締役会の機能	<p>業務執行に当たる取締役会等の責任・義務</p> <p>① 取締役は、業務執行に当たる代表取締役の独断専行を牽制・抑止するなど、適切な業務執行を実現し、ひいては、投信・投資一任業者の信頼の維持・向上を図る観点から、取締役会における業務執行の意思決定及び取締役の業務執行の監督に積極的に参加しているか。</p> <p>② 取締役は、業務執行に当たり、信用の基礎を強固なものとする観点から、実質的議論に基づき忠実義務・善管注意義務を十分果たしているか。</p> <p>③ 取締役会は、投信・投資一任業者が証券市場へのアクセスの担い手として重大な社会的責任があることを柱とした企業倫理の構築を重要課題として位置付け、それを具体的に担保するための体制を構築しているか。</p> <p>④ 取締役会は、単に業務推進に係ることのみではなく、業務運営に際して、コンプライアンスに関する重要な事項について議論しているか。</p>	<p>(注)「法令等」とは、法令諸規則のほか、投資信託約款・投資一任契約書等・社内規程を含むものである。 法令等とあわせ「事務ガイドライン」において、監督上の着眼点、留意点が整理記載されており、これを十分に踏まえる必要がある。</p> <p>(注)「投資一任契約書等」とは顧客と投資顧問業者との間で締結された投資一任契約、三者間協定及び覚書をいう。以下同じ。</p>
	2. 取締役会議事録等の整備 (商法第260条ノ4)	<p>(1) 取締役会議事録等の作成及び備置 取締役会は、</p> <p>① 取締役会議事録を作成しているか。</p> <p>② 取締役会議事録を法に定められた期間、備え置いているか。</p> <p>③ 取締役会に付された議案の内容がわかる原資料を作成しているか。</p> <p>④ ③の原資料を取締役会議事録と同期間、保存しているか。</p> <p>(2) 取締役会議事録又は原資料は、代表取締役のコンプライアンスに関する決定の記録、法令等遵守の実態や問題点のほか、不正行為やトラブル等の報告が確認できる内容となっているか。</p>	
	3. 監査役会等による経営監視機能	<p>監査役会等による経営監視機能</p> <p>① 監査役は、コンプライアンスに関する取締役会に最低限一人は必ず出席しているか。商法特例法上の大会社に該当する投信・投資一任業者にあつては同法第18条第2項で規定する常勤監査役の出席が望ましい。</p> <p>② 監査役会等については、制度の趣旨に則り、その独立性を確保しているか。</p> <p>③ 監査役会等は、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を実施しているか。また、監査役会を補佐する適切な人材を必要な数だけ確保しているか。</p> <p>④ 監査役会等の機能発揮の補完のために、会計監査人を活用しているか。また、必要に応じて法律事務所等も活用しているか。</p>	

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		<p>⑤ 監査役会が組織される場合でも、各監査役は、あくまでも独任制の機関であることを自覚し、自己の責務に基づき積極的な監査を実施しているか。</p> <p>⑥ 監査役会は、外部監査の結果自体が適正なものであるか否かをチェックしているか。</p>	
	4. 法令等遵守に係る基本となる方針の存在チェック	<p>基本となる方針等の存在チェック</p> <p>① 「法令等遵守（コンプライアンス）」を経営の最重要課題の一つとして位置付けているか。また、その実践に係る基本となる方針は、取締役会において策定しているか。</p> <p>② 役職員に基本となる方針の内容を周知徹底しているか。また、例えば、下記【参考】に掲げる書類等を役職員に対して周知徹底しているか。</p> <p>③ 反社会的勢力への対応については、警察等関係機関とも連携して、断固とした姿勢で臨んでいるか。</p> <p>④ 基本となる方針は、単に倫理規程にとどまらず、具体的な行動指針や行為規範として示しているか。</p> <p>【参考】 「経団連・企業行動憲章」及び「実行の手引き」 「投資信託協会 業務規程」 「投資信託協会 受益証券等の直接募集及び解約等に関する規則」 「投資信託協会 投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」 「投資信託協会 投資信託等の運用に関する規則」 「日本証券投資顧問業協会 広告、勧誘等に関する自主規制基準」 「日本証券投資顧問業協会 内部者取引の未然防止についてのガイドライン」 「日本証券投資顧問業協会 業務運営に当たり留意すべき基準について」 「日本証券投資顧問業協会 業務執行体制に関する自主規制基準」</p>	
	5. コンプライアンスに対する「取締役としての具体的行動」のチェック	<p>「取締役としての具体的行動」のチェック</p> <p>① 取締役の法令等遵守に対する姿勢を職員に理解させるための具体的な施策が講じられているか。</p> <p>イ. 代表取締役は、年頭所感等、様々な機会を捉えて、法令等遵守に対する取組み姿勢を示しているか。</p>	

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		<p>ロ. 取締役は、コンプライアンス部門を運用部門及び営業部門と同等に位置付け適切な人材と規模の確保に資するとともに、関心を持って管理し、業績評価、人事考課等において適切な評価を与えているか。</p> <p>ハ. 取締役自身が、社内外のコンプライアンスの問題に対し、法令等に基づき、公平、公正に断固とした姿勢で対応しているか。</p> <p>ニ. 法令等遵守状況に関し、定期的に施策の評価及びフォローアップを行っているか。</p>	
<p>II. 法令等遵守すべき事項の社内規程に係る整備状況</p>	<p>「コンプライアンス・マニュアル」のチェック</p>	<p>「コンプライアンス・マニュアル」のチェック</p> <p>① コンプライアンスを実践していくための具体的な手引書（遵守すべき法令等及びその解説、また、違法行為を発見した場合の対処方法等を具体的に示したものを。以下「コンプライアンス・マニュアル」と称する。）が取締役会によって決定又は承認されているか。</p> <p>② 「コンプライアンス・マニュアル」は、V. に掲げる内容のうち各社の業務を踏まえた法規制等に準拠するものとなっているか。また、「コンプライアンス・マニュアル」は、前述の「投資信託協会・日本証券投資顧問業協会」が定める定款・諸規則等を反映させた証券市場へのアクセスの担い手としての投信・投資一任業者の社会的責任を踏まえつつ、企業風土、経営組織体制及び業務実態等を勘案した適切かつ具体的な内容となっているか。</p> <p>③ 「コンプライアンス・マニュアル」の存在及びその内容は、役職員に周知徹底されているか。</p> <p>④ 「コンプライアンス・マニュアル」については、適時、適切にその内容の見直しを行っているか。</p> <p>⑤ 基本となる方針の作成、変更の際には、法務担当部門や必要に応じて弁護士等のリーガル・チェックを実施しているか。また、新たな業務の開始や新たな商品の販売に際してもリーガル・チェックを同様に実施しているか。</p>	
<p>III. 遵守態勢が機能しているか否かの社内チェック体制の整備状況</p>	<p>1. 「コンプライアンス・プログラム」のチェック</p>	<p>「コンプライアンス・プログラム」のチェック</p> <p>① コンプライアンスを実践していくための具体的な実践計画（社内規程の整備、内部統制の実施計画、役職員の研修計画など。以下「コンプライアンス・プログラム」と称する。）が取締役会によって決定又は承認されているか。</p> <p>② 「コンプライアンス・プログラム」が策定され、適時、合理的に見直しが行われているか。</p>	

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		<p>③ 「コンプライアンス・プログラム」の進捗状況や達成状況がフォローアップされているか。</p> <p>④ 「コンプライアンス・プログラム」の担当部署の責任が明確となっているか。また、代表取締役又は取締役会は、その進捗状況や達成状況を正確に把握し、評価しているか。</p> <p>⑤ 「コンプライアンス・プログラム」の策定に当たっては、各業務部門の規模や性格等に配慮するとともに、そのプログラムの実施状況及び効果を業績評価、人事考課等に公平に反映しているか。</p>	
	2. 「コンプライアンス環境」のチェック	<p>「コンプライアンス環境」のチェック</p> <p>① コンプライアンスに係る問題を一元管理する体制等を構築し、社内規程等を整備しているか。</p> <p>イ. コンプライアンスに関する統括部門を設置しているか。統括部門の所掌事項を明確にしているか。</p> <p>ロ. 各運用部門及び営業部門ごとに、適切にコンプライアンス担当者を配置しているか。</p> <p>ハ. 投資信託協会や日本証券投資顧問業協会の規則等において社内規程の制定が必要とされているものが整備されているか。</p> <p>ニ. グループ企業内の既存の共通ルールがある場合等において、そのような社外のルールを導入する際に、投信法や顧問業法に照らして、当該ルールが妥当かあるいは十分かどうか等について検討を行っているか。</p> <p>ホ. 不祥事等の発生に際し、正確かつ機動的な対処が可能な体制を整備しているか。</p> <p>② コンプライアンス関連の情報を的確に収集、管理しているか。</p> <p>イ. 統括部門と各運用部門及び営業部門との連絡、報告、協議等のルールを明確にしているか。</p> <p>ロ. 統括部門と各運用部門及び営業部門との連携を図っているか。また、問題点が発見された場合、担当者は直ちに統括部門に報告する体制にしているか。</p> <p>ハ. 担当取締役は、常時、的確に法務関連の情報を掌握しているか。</p> <p>③ コンプライアンスに関する研修体制の充実を図っているか。</p> <p>イ. 代表取締役及び担当取締役を中心として講師等で参加するなど、研修に積極的に関与しているか。</p> <p>ロ. 各業務において遵守すべき法令等の徹底などコンプライアンスに関する研修が行われているか。</p>	

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		<p>ハ. 各業務部門ごと、最低限必要とされる法令等の研修が行われているか。</p> <p>④ 法令等に定める情報開示の趣旨を十分踏まえて適切に開示を行う体制を確立しているか。</p> <p>⑤ 広告・宣伝等について、投信業者は広告責任者を定めるなど、顧客に的確な情報提供等を行う体制を整備しているか。</p> <p>⑥ 不祥事等や苦情等に対処する体制を整備しているか。</p> <p>イ. 苦情等の顧客の申出事項の記載簿を整備しているか。</p> <p>ロ. コンプライアンスを統括する部門は、適切に苦情等の事後確認を実施しているか。</p> <p>ハ. 不祥事等の事実確認、発生原因及び関係者の責任追及、監督責任の明確化等を図る体制が確立されているか。また、不祥事等の調査解明は、不祥事等が発生した部門とは別の独立した部門で行われているか。</p> <p>さらに、取締役は不祥事等の再発防止策の策定に当たって積極的に関与し、具体的な再発防止策を策定し、その実効性の確保に努めているか。また、監査役は取締役の当該業務の適正な遂行を監視しているか。</p> <p>なお、刑罰法令に抵触している事実については速やかに警察等関係機関への通報を行っているか。</p> <p>二. 事務処理ミス等による約定訂正処理は適切に行われ、その内容は後日確認できるような体制が整備されているか。</p> <p>⑦ やむを得ない理由により特定の職員を長期間にわたり同一部門の同一業務に従事させている場合には、事故防止のために適切な方策を講じているか。</p> <p>⑧ 管理者は、例えば、連続休暇、研修、内部出向制度等、又は、これらの組み合わせ等により、一定期間、職員（管理者を含む。）が職場を離れるなど、事故防止等の方策をとっているか。</p> <p>なお、職場を離れる方策をとり得ない場合、あるいは、職場を離れる方策が事故防止等に有効でない場合は、事故防止等の観点を踏まえた実効性ある方策を講じているか。</p>	

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		<p>⑨ テロ資金供与やマネー・ローンダリングの防止等に適切に対処するため、顧客の本人確認を行うなど、顧客管理体制を整備しているか（投信業者のみ適用）。</p> <p>イ. 顧客管理に関する統括部門を設置するなど責任体制を確立しているか。</p> <p>ロ. テロ資金供与又はマネー・ローンダリングに係る疑いのある取引に関する情報について、行政庁に対し速やかに届け出ているか。（また、届出漏れがないか事後的に検証する体制を確立しているか。）</p> <p>ハ. 顧客管理の方法等に関し、例えば、マニュアルを作成するとともに、定期的に研修を実施するなど職員等に対し周知徹底を図っているか。</p> <p>ニ. 顧客の本人確認に関する記録及び顧客との取引に係る記録が速やかに作成され、法令に定められた期間、適切に保存されているか。</p> <p>ホ. 顧客管理体制について定期的に内部監査を実施しているか。</p>	<p>（注）左記の「顧客管理」とは、金融機関がテロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されることを防ぐための顧客の本人確認及び疑わしい取引の届出等を行うことをいう。</p>
IV. 法令等に違反した場合の懲罰規程の整備・運用状況	「法令等遵守状況の点検体制」のチェック	<p>「法令遵守状況の点検体制」のチェック</p> <p>① 取締役等は、取締役等の法令等違反行為を発見した場合には、法律上要求される下記の権限を忠実に実行するとともに、業務の健全化に必要な対応策を迅速に講じているか。</p> <p>イ. 取締役</p> <p>(a) 取締役会の招集（商法第259条）</p> <p>(b) 監査役への報告（商法第274条ノ2）</p> <p>ロ. 監査役</p> <p>(a) 取締役の違法行為の差止（商法第275条ノ2）</p> <p>(b) 取締役会の招集（商法第260条ノ3第3項、同条第4項）</p> <p>(c) 取締役会への報告（商法第260条ノ3第2項）</p> <p>(d) 株主総会に対する意見報告（商法第275条）</p> <p>(e) 監査報告書への記載（商法第281条ノ3第2項第10号）</p> <p>② 取締役は、取締役会の構成員として相互に監視義務を負っていることを自覚し、その遂行のために必要な行為を忠実に実施しているか。</p> <p>③ 取締役等は投信法・顧問業法に規定する欠格事由に該当していないか。</p> <p>④ 適切な人材が監査役として選任されているか。</p> <p>⑤ 監査役による法令等の遵守状況についての監査が実施されているか。</p>	<p>（注）「欠格事由」とは、投信法第9条第2項第6号及び顧問業法第7条第1項に定めるものをいう。</p>

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		<p>⑥ 法令等に係る違反行為が発見された場合の取締役に対する報告体制を整備しているか。特に重大な事項が発生した場合には、遅滞なく代表取締役及び取締役会に報告されているか。</p> <p>⑦ 懲罰規程が整備されているか。また、法令等違反者に対する処分は、厳正かつ公正に行われているか。</p> <p>なお、違反者及び違反行為を隠蔽した者に対しては、特に厳格に対処しているか。</p> <p>⑧ 管理者に適材を確保し、管理者の責務である役職員に対する法令等遵守の意識の徹底と内部管理体制の整備について、十分その機能を発揮し得る体制、方策が講じられているか。</p>	
<p>V. 投信・投資一任業者とその経営者等が遵守すべき具体的な法令等</p>	<p>1. 法規制の概要</p>	<p>(1) 共通</p> <p>① 投資信託及び投資法人に関する法律</p> <p>② 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律</p> <p>③ 証券取引法</p> <p>④ 外国証券業者に関する法律</p> <p>⑤ 金融商品の販売等に関する法律</p> <p>⑥ 消費者契約法</p> <p>⑦ 株券等の保管及び振替に関する法律</p> <p>⑧ 社債等の振替に関する法律</p> <p>⑨ 金融先物取引法</p> <p>⑩ 資産の流動化に関する法律</p> <p>⑪ 銀行法</p> <p>⑫ 保険業法</p> <p>⑬ 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律</p> <p>⑭ 貸金業の規制等に関する法律</p> <p>⑮ 抵当証券法</p> <p>⑯ 抵当証券業の規制等に関する法律</p> <p>⑰ 不動産特定共同事業法</p> <p>⑱ 海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律</p> <p>⑲ 信託法</p> <p>⑳ 信託業法</p> <p>㉑ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律</p> <p>㉒ 担保附社債信託法</p> <p>㉓ 確定拠出年金法</p> <p>㉔ 厚生年金保険法</p> <p>㉕ 確定給付企業年金法</p>	

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		②⑥ 各種共済組合法 (2) 政令・府令・告示 (3) 投資信託協会及び日本証券投資顧問業協会の定める諸規則	
	2. 法規制の概要（株式会社）	(1) 商法第2編 (2) 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律	
	3. 法規制の概要（信用秩序及び市場秩序）	(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (2) 不正競争防止法 (3) 不当景品類及び不当表示防止法 (4) その他消費者保護に関する法制 ① 消費者保護基本法 ② 利息制限法 ③ 割賦販売法 ④ 特定商取引に関する法律 ⑤ 無限連鎖講の防止に関する法律	
	4. 法規制の概要（その他商取引）	(1) 民法・商法・手形法・小切手法 (2) 電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律 (3) 特別背任罪（商法第486条第1項）・背任罪（刑法第247条）・業務上横領罪（刑法第253条） (4) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (6) 金融機関等による顧客等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（投信業者のみ適用） (7) 個人情報の保護に関する法律	
	5. 「財務の健全性」に関する法規制	(1) 最低資本の額（投信法第9条、投信法施行令第10条、顧問業法第27条及び顧問業法施行規則第27条の3） (2) 資産の健全性（投信法第42条第1項第1号本文）	
	6. 「会社経営」に関する主な法規制	(1) 増資ルールの違反（商法第280条ノ2以下） (2) 粉飾決算・違法配当（商法第290条、第486条及び第489条） (3) 反社会的勢力との関係遮断（総会屋等への利益供与—商法第294条ノ2及び第497条） (4) 虚偽のディスクロージャー（商法第498条及び証取法第197条）	

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		(5) マネー・ローンダリング（疑わしい取引の届出—組織犯罪処罰法第54条（投信業者のみ適用）、犯罪収益等隠匿及び收受—第10条及び第11条） (6) 本人確認（本人確認法3条（投信業者のみ適用）） (7) 本人確認記録の作成、保存（本人確認法4条（投信業者のみ適用）） (8) 取引記録の作成、保存（本人確認法5条（投信業者のみ適用））	
	7-1 投信法の規制（「業務」関連）	(1) 業務の方法等の変更に係る認可（投信法第10条の2） (2) 資本の額の増加や商号の変更等の届出（投信法第10条の3） (3) 主要株主等の届出（投信法第10条の4） (4) 標識の掲示（投信法第11条及び投信法施行規則第20条） (5) 名義貸しの禁止（投信法第12条） (6) 取締役の兼職制限（投信法第13条及び投信法施行規則第22条） (7) 投資信託約款の内容の届出（投信法第26条） (8) 投資信託約款の変更内容等の届出（投信法第29条） (9) 投資信託契約の解約の届出（投信法第31条） (10) 投資信託委託業者が兼業できる業務の範囲（投信法第34条の10） (11) 投資信託委託業者の兼業の制限（投信法第34条の11）	
	7-2 投信法の規制（「顧客保護」関連）	(1) 受益証券等の預託の受入れの禁止（投信法第13条の2） (2) 受益者に対する忠実義務及び善管注意義務（投信法第14条） (3) 特定資産の価格等の調査（投信法第16条の2及び第34条の4） (4) 委託者指図型投資信託約款の記載事項（投信法第25条） (5) 投資信託約款の交付（投信法第26条） (6) 利益相反がある場合の受益者への書面の交付（投信法第28条） (7) 投資信託約款の変更内容等を記載した書面の交付等（投信法第30条） (8) 投資信託契約の解約を記載した書面の交付等（投信法第32条） (9) 運用報告書の作成及び交付（投信法第33条） (10) 投資信託委託業に係る投信業者の責任（投信法第33条の2） (11) 投資法人に対する忠実義務及び善管注意義務（投信法第34条の2） (12) 契約を締結している投資法人等に対する書面の交付（投信法第34条の6） (13) 広告等の規制及び契約締結前・契約締結時の書面の交付（投信法第34条の7による顧問業法第13条、第14条及び第15条の準用） (14) 投資法人資産運用業に係る投資信託委託業者の責任（投信法第34条の8）	

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	7-3 投信法の規制（「監督」関連）	(1) 立入検査等（投信法第39条） (2) 業務改善命令（投信法第40条） (3) 監督上の処分（投信法第41条～第45条）	
	7-4 投信法の規制（「経理」関連）	(1) 資本の額の維持義務等（投信法第9条及び第41条） (2) 営業年度（投信法第35条） (3) 投資信託財産等に関する帳簿書類（投信法第36条） (4) 営業報告書の提出（投信法第37条）	
	7-5 投信法の規制（「運用」関連）	(1) 特定資産の限定（投信法第2条） (2) 投資信託委託業に係る行為準則（投信法第15条） (3) 同一法人の発行する株式の取得割合（50%制限）（投信法第16条） (4) 全ての投資信託財産の全ての指図権限の丸投げ禁止（投信法第17条） (5) 議決権等の指図行使（投信法第22条） (6) 投資法人資産運用業に係る行為準則（投信法第34条の3） (7) 投資法人から委託された権限の再委託等（投信法第34条の5） (8) 投資信託委託業及び投資法人資産運用業以外の業務を営む場合の行為準則（投信法第34条の12～第34条の15） (9) 自己勘定による自社投信の買い付けの禁止（当初設定時、商品性維持及び余資運用の場合等を除く。）（投資信託協会 業務規程第13条）	
	7-6 不動産運用に関する主な法規制	(1) 業務処理の原則（宅地建物取引業法第31条） (2) 重要事項の説明等（宅地建物取引業法第35条） (3) 業務に関する禁止事項（宅地建物取引業法第47条） (4) 不動産鑑定士等の責務（不動産の鑑定評価に関する法律第37条） (5) その他の不動産運用に関する主な法律 ① 国土利用計画法 ② 都市計画法 ③ 建築基準法 ④ 不動産登記法 ⑤ 建物の区分所有に関する法律 ⑥ 土地区画整理法	

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	7-7 投資信託委託業における禁止行為 (投信法第15条及び投信法施行規則第27条 及び31条関係)	(1) 自己(その取締役等を含む。)と投資信託財産の間の取引禁止(第1項第1号) (2) 投資信託財産(現物、先物)相互間の取引禁止(第1項第2号) (3) 投資信託財産と投資法人間の取引禁止(第1項第3号) (4) 第三者の利益目的の正当な根拠を有しない取引の禁止(第1項第4号) (5) 通常取引の条件と異なる条件での取引禁止(第1項第5号) (6) 受益者以外の者と投資信託財産間の利益相反(第1項第6号) (7) 他人からの不当な制限、拘束を受けた取引の禁止(第1項第6号) (8) 不当な売買高の増加目的、又は作為的値付目的の取引禁止(第1項第6号) (9) 取引指図後における投資信託財産の特定禁止(第1項第6号) (10) 評価損が純資産総額の50%を超える場合の先物取引禁止(第1項第6号) (11) 監査役等、役職者又は使用人と投資信託財産間の取引禁止(第1項第6号) (12) 利害関係人等の顧客等と投資信託財産間の利益相反(第2項第1号) (13) 利害関係人等と投資信託財産間の利益相反(第2項第2号) (14) 利害関係人等の利益を図る不必要な取引禁止(第2項第3号) (15) 実勢を反映しない作為的相場形成禁止(利害関係人等が引受主幹事)(第2項第4号) (16) 利害関係人等である証券会社との取引(募残取得)禁止(第2項第5号) (17) 利害関係人等の不動産特定共同事業者の要請による投資法人資産による 不動産特定共同事業契約に係る匿名組合出資持分の取得(募残取得)禁止(第2項第5号) (18) 利害関係人等の匿名組合営業者の要請による投資法人資産による匿名組 合契約に係る匿名組合出資持分の取得(募残取得)禁止(第2項第5号) (19) 利害関係人等の信託業者等の要請による投資法人の資産による信託契約 に係る受益権の取得(募残取得)禁止(第2項第5号) (20) 利害関係人等の業務執行組合員との募残取引の禁止(第2項第5号)	
	7-8 投資法人資産運用業に関する禁止行為 (投信法第34条の3及び投信法施行規則第 52条及び第53条関係)	(1) 契約の締結又は解約に関し、偽計等の禁止(第1項第1号) (2) 契約の締結に際し、損失補填の約束の禁止(第1項第2号) (3) 契約の締結に際し、利益供与の約束の禁止(第1項第3号) (4) 損失補填、利益供与の禁止(第1項第4号) (5) 投資法人相互間の取引禁止(第1項第5号) (6) 第三者利益目的の正当な根拠を有しない取引禁止(第1項第6号) (7) 通常取引と異なる条件での取引禁止(第1項第7号) (8) 書面の交付を行わない契約の重要な部分の変更禁止(第1項第8号) (9) 投資法人以外の者と投資法人間の利益相反(第1項第8号) (10) 他人からの不当な制限、拘束を受けた取引の禁止(第1項第8号) (11) 不当な売買高の増加目的、又は作為的値付目的の取引禁止(第1項第8号) (12) 証券取引行為を行う場合の双方代理の禁止(第1項第8号)	

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		(13) 利害関係人等の顧客等と投資法人間の利益相反（第2項第1号） (14) 利害関係人等と投資信託財産間の利益相反（第2項第2号） (15) 利害関係人等の利益を図る不必要な取引禁止（第2項第3号） (16) 実勢を反映しない作為的相場形成禁止（利害関係人等が引受主幹事）（第2項第4号） (17) 利害関係人等である証券会社等との取引（募残取得）禁止（第2項第5号） (18) 利害関係人等の不動産特定共同事業者の要請による投資法人資産による不動産特定共同事業契約に係る匿名組合出資持分の取得（募残取得）禁止（第2項第5号） (19) 利害関係人等の匿名組合営業者の要請による投資法人資産による匿名組合契約に係る匿名組合出資持分の取得（募残取得）禁止（第2項第5号） (20) 利害関係人等の信託業者等の要請による投資法人の資産による信託契約に係る受益権の取得（募残取得）禁止（第2項第5号） 皓 利害関係人等の業務執行組合員との募残取引の禁止（第2項第5号）	
	7-9 投資信託委託業者に係る法定帳簿 （投信法第36条第1項及び投信法施行規則第69条）	(1) 投資信託財産に関する帳簿書類（保存年限：10年） ① 信託勘定元帳 ② 分配収益明細簿 ③ 投資信託財産明細簿 ④ 不動産の収益状況明細表 ⑤ 繰延資産の償却状況表 ⑥ 受益証券台帳 ⑦ 受益証券基準価額帳 ⑧ 投資信託財産運用指図書 ⑨ 一部解約価額帳（投資信託約款において、基準価額以外の価額をもって一部解約に応じることとしている投資信託の場合に限る。） ⑩ 運用の指図に係る権限を委託した場合における当該委託契約書 ⑪ 運用の指図に係る権限を委託した場合における当該委託先との連絡票 ⑫ 特定資産の価格等の調査結果等に関する書類 (2) 投資法人の資産に関する帳簿書類（保存年限：10年） ① 運用明細書 ② 資産の運用に係る権限を再委託した場合における当該再委託契約書 ③ 資産の運用に係る権限を再委託した場合における当該再委託先との連絡票 ④ 特定資産の価格等の調査結果等に関する書類	

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		(3) 投資信託委託業者の業務に関する帳簿書類（保存年限：10年、⑧及び⑨は5年） ① 総勘定元帳（外国法人である投資信託委託業者にあつては、国内の営業所における総勘定元帳） ② 現金出納帳（外国法人である投資信託委託業者にあつては、国内の営業所における現金出納帳） ③ 未収委託者報酬明細簿 ④ 未払収益分配金明細簿 ⑤ 未払償還金明細簿 ⑥ 未払手数料明細簿 ⑦ 一部解約報告書 ⑧ 発注伝票 ⑨ 毎年3月末現在の利害関係人等の状況表	
	8-1 投資一任契約に関する規制 （「業務」関連）	(1) 変更の届出（顧問業法第8条） (2) 廃業等の届出等（顧問業法第9条） (3) 標識の掲示（顧問業法第11条） (4) 名義貸しの禁止（顧問業法第12条） (5) 認可の条件（顧問業法第25条） (6) 禁止行為（顧問業法第30条の3） (7) 業務の範囲等（顧問業法第23条） (8) 投資信託委託業等を営む場合の禁止行為（顧問業法第31条の4及び第31条の5） (9) 業務の内容及び方法の変更の認可（顧問業法第28条） (10) 投資一任契約に係る業務の廃止等の届出（顧問業法第29条） (11) 取締役の兼職の制限（顧問業法第30条） (12) 顧客から一任された投資判断等の再委任（顧問業法第30条の4） (13) 兼業の制限等（顧問業法第31条）	
	8-2 投資一任契約に関する規制 （「顧客保護」関連）	(1) 広告等の規制（顧問業法第33条により準用する第13条） (2) 契約締結前の書面の交付（顧問業法第33条により準用する第14条） (3) 契約締結時の書面の交付（顧問業法第33条により準用する第15条） (4) 契約を締結している顧客に対する書面の交付（顧問業法第33条により準用する第16条） (5) 証券取引行為の禁止（顧問業法第33条により準用する第18条）	

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		(6) 金銭又は有価証券の預託の受入れ等の禁止 (顧問業法第33条により準用する第19条) (7) 金銭又は有価証券の貸付け、貸付けの媒介等の禁止 (顧問業法第33条により準用する第20条) (8) 忠実義務 (顧問業法第30条の2) (9) 報告書の交付 (顧問業法第32条)	
	8-3 投資一任契約に関する規制 (「監督」関連)	(1) 立入検査等 (顧問業法第36条) (2) 業務改善命令 (顧問業法第37条) (3) 登録・認可の取消し等 (顧問業法第38条及び第39条) (4) 登録等の抹消 (顧問業法第40条) (5) 監督処分公告 (顧問業法第41条)	
	8-4 投資一任契約に関する法規制 (「経理」関連)	(1) 営業保証金の供託 (顧問業法第10条) (2) 業務に関する帳簿書類 (顧問業法第34条) (3) 営業報告書の提出及び縦覧 (顧問業法第35条)	
	8-5 投資一任契約に関する禁止行為 (顧問業法第30条の3及び施行規則第29条の2及び第29条の3)	(1) 契約の締結又は解約に関し、偽計等の禁止 (第1項第1号) (2) 顧客の勧誘に際し、損失補填の約束の禁止 (第1項第2号) (3) 顧客の勧誘に際し、利益供与の約束の禁止 (第1項第3号) (4) 損失補填、利益供与の禁止 (第1項第4号) (5) 顧客相互間の一定の取引の禁止 (第1項第5号) (6) 第三者利益目的の正当な根拠を有しない取引禁止 (第1項第6号) (7) 通常取引と異なる条件での取引の禁止 (第1項第7号) (8) 書面の交付を行わない契約の重要な部分の変更禁止 (第1項第8号) (9) 顧客以外の者と顧客間の利益相反 (第1項第8号) (10) 不当な売買高の増加目的、又は作為的値付目的の取引禁止 (第1項第8号) (11) 証券取引行為を行う場合の双方代理の禁止 (第1項第8号) (12) 利害関係人等の投信業者等と顧客間の利益相反 (第2項第1号) (13) 利害関係人等の利益を図る不必要な取引禁止 (第2項第2号) (14) 実勢を反映しない作為的相場形成禁止 (利害関係人等が引受主幹事) (第2項第3号) (15) 利害関係人等である証券会社等との取引 (募残取得) 禁止 (第2項第5号)	

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	8-6 投資顧問業者に係る帳簿書類 (顧問業法第34条及び施行規則第32条)	投資顧問業者に関する帳簿書類 (保存年限: 契約終了後5年) ① 投資一任契約を締結している顧客から一任されて行った投資 (再委任を含む。) に係る有価証券等の銘柄、数及び価格並びに売買の別並びに取引の方法及び年月日並びに証券取引行為の相手方の商号、名称又は氏名を記録した書面 ② 投資一任契約に係る当該顧客の資産の現状について説明した報告書の写し ③ 契約締結前及び契約締結時に顧客に交付した書面及び契約を締結している顧客に対する書面の写し	

ディスクロージャーに関する法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト

検査官は、本チェックリスト及び「法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト」により、ディスクロージャーに関する法令等遵守態勢の確認検査を行うものとする。

項 目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
I. ディスクロージャーに対する取締役の認識及び取締役会の役割	1. 取締役のディスクロージャーに対する理解及び認識	<p>(1) 取締役は、ディスクロージャー資料が顧客の投資判断を決定する礎であることを理解したうえで、当該資料の重要性を認識しているか。</p> <p>(2) 取締役はディスクロージャーに係る下記の法令上の規制を理解しているか。</p> <p>【証取法上の規制】</p> <p>① 有価証券届出書（訂正届出書を含む。）、特定募集等に関する通知書の作成・提出（証取法第4条～第7条）</p> <p>② 目論見書（届出目論見書、届出仮目論見書、要約仮目論見書）の作成・交付（証取法第13条及び第15条）</p> <p>③ 有価証券報告書（半期報告書、臨時報告書を含む。）の提出（証取法第24条）</p> <p>④ 有価証券届出書及び有価証券報告書の縦覧（証取法第25条）</p> <p>【投信法上の規制】</p> <p>① 投資信託約款の内容を記載した書面の交付（投信法第26条）</p> <p>② 利益相反がある場合の受益者への書面の交付（投信法第28条）</p> <p>③ 投資信託約款の変更内容等を記載した書面の交付等（投信法第30条）</p> <p>④ 投資信託契約の解約を記載した書面の交付等（投信法第32条）</p> <p>⑤ 運用報告書の作成及び交付（投信法第33条）</p> <p>⑥ 書面の交付を行わない契約の重要な部分の変更禁止（投信法第34条の3第1項第8号及び投信法施行規則第52条）</p> <p>⑦ 契約を締結している投資法人等に対する書面の交付（投信法第34条の6）</p> <p>⑧ 広告等の規制及び契約締結前・契約締結時の書面の交付（投信法第34条の7による顧問業法第13条、第14条及び第15条の準用）</p> <p>⑨ 営業報告書の提出（投信法第37条）</p>	

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考																																											
		<p>【証取法・投信法上のディスクロージャー】</p> <table border="1" data-bbox="1160 380 2178 928"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>開示書類</th> <th>公募投信</th> <th>一般私募</th> <th>プロ私募</th> <th>根拠法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">発行開示</td> <td>有価証券届出書</td> <td>必 要</td> <td>不 要</td> <td>不 要</td> <td>証取法</td> </tr> <tr> <td>有価証券通知書</td> <td>不 要</td> <td>必 要</td> <td>不 要</td> <td>証取法</td> </tr> <tr> <td>目論見書</td> <td>必 要</td> <td>不 要</td> <td>不 要</td> <td>証取法</td> </tr> <tr> <td>投資信託約款の内容の交付</td> <td>必 要</td> <td>必 要</td> <td>不 要</td> <td>投信法</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">継続開示</td> <td>有価証券報告書</td> <td>必 要</td> <td>不 要</td> <td>不 要</td> <td>証取法</td> </tr> <tr> <td>半期報告書</td> <td>必 要</td> <td>不 要</td> <td>不 要</td> <td>証取法</td> </tr> <tr> <td>運用報告書</td> <td>必 要</td> <td>必 要</td> <td>必要(注)</td> <td>投信法</td> </tr> </tbody> </table> <p>※有価証券通知書は発行額が1億円以上の場合</p> <p>【顧問業法上の規制】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 登録申請書並びに登録申請事項に係る変更届出書の提出及び縦覧（顧問業法第5条、第6条及び第8条） ② 広告等の規制（顧問業法第33条により準用する第13条） ③ 契約締結前の書面の交付（顧問業法第33条により準用する第14条） ④ 契約締結時の書面の交付（顧問業法第33条により準用する第15条） ⑤ 契約を締結している顧客に対する書面の交付（顧問業法第33条により準用する第16条） ⑥ 営業報告書の提出（顧問業法第35条） ⑦ 報告書の交付（顧問業法第32条） <p>【金融商品販売法上の規則】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 金融商品販売業者等の説明義務（金販法第3条） ② 勧誘方針の策定等（金販法第8条） <p>【諸規則】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 「投資信託協会 広告等及び景品類の提供に関する規則」 ② 「投資信託協会 目論見書の作成に当たりのガイドライン」 ③ 「日本証券投資顧問業協会 広告、勧誘等に関する自主規制基準」 ④ 「日本証券投資顧問業協会 自己設定投信を顧客資産に組み入れる場合の開示項目等（業務運営にあたり留意すべき基準について）」 	区分	開示書類	公募投信	一般私募	プロ私募	根拠法	発行開示	有価証券届出書	必 要	不 要	不 要	証取法	有価証券通知書	不 要	必 要	不 要	証取法	目論見書	必 要	不 要	不 要	証取法	投資信託約款の内容の交付	必 要	必 要	不 要	投信法	継続開示	有価証券報告書	必 要	不 要	不 要	証取法	半期報告書	必 要	不 要	不 要	証取法	運用報告書	必 要	必 要	必要(注)	投信法	<p>(注) プロ私募であって、投資信託約款に交付しない旨を定めた場合には交付不要（投信法第33条第1項）</p>
区分	開示書類	公募投信	一般私募	プロ私募	根拠法																																									
発行開示	有価証券届出書	必 要	不 要	不 要	証取法																																									
	有価証券通知書	不 要	必 要	不 要	証取法																																									
	目論見書	必 要	不 要	不 要	証取法																																									
	投資信託約款の内容の交付	必 要	必 要	不 要	投信法																																									
継続開示	有価証券報告書	必 要	不 要	不 要	証取法																																									
	半期報告書	必 要	不 要	不 要	証取法																																									
	運用報告書	必 要	必 要	必要(注)	投信法																																									

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	2. ディスクロージャーのための組織体制等の整備	<p>⑤ 「日本証券業協会 広告等及び景品類の提供に関する規則（公正慣習規則第7号）」</p> <p>(1) 投資信託のディスクロージャーについては、</p> <p>① 取締役会は、ディスクロージャーの正確性を担保するため、担当部門及び管理者を定める等の組織体制を整備しているか。</p> <p>② 顧客に、わかりやすく誤解を与えないようなディスクロージャーをタイムリーに提供するように努めているか。</p> <p>③ 取締役会は、担当部門がディスクロージャー資料を作成するに当たり関係各部の協力を得やすい体制を整えているか。</p> <p>(2) 運用に係る重要事項の社内規程、運用パフォーマンスに係る検証規程、運用資産の評価に係る社内規程及び運用プロセスに即した運用体制整備のための社内規程等を整備しているか。</p> <p>(3) 投資一任業者にあっては採用しているベンチマークの顧客への説明に係る社内規程を整備しているか。</p>	
II. 適切なディスクロージャー	1. 記載内容のチェック	ディスクロージャー担当部門のみでなく、コンプライアンス部門もディスクロージャー資料が法令等に則って作成されていることを検証しているか。必要に応じて、法律事務所等を活用しているか。	
	2. 投信業者における基準価額の計算	<p>(1) 基準価額の計算において適切なシステムサポートが行われているか。</p> <p>(2) システムサポートが行われている場合には、プログラムの内容が法令等に準拠していることを検証するほか、必要に応じレビューしているか。</p> <p>(3) 基準価額の計算を日々正確に行っているか。また、その正確性を検証しているか。</p> <p>(4) 基準価額の計算のための入力データを入力結果と照合しているか。</p> <p>(5) 入力誤り等の事務処理ミスによる基準価額の訂正に係る事務マニュアルを整備すること等により、正確な訂正を行っているか。また、顧客に影響が及んだ場合には、適切な対応を行っているか。</p> <p>(6) 基準価額に著しい変動がある場合にはその原因を把握するとともに、法令等に違反する事実が発見された場合には、取締役会、コンプライアンス部門及び内部監査部門へ報告しているか。</p>	
	3. 運用評価	(1) 運用結果を評価するに当たり、収益率のみでなく投資信託約款又は投資一任契約書等に従った投資行動が行われたかを確認しているか。	

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		(2) ベンチマークを設けている場合、収益率の要因をベンチマークとの比較での的確に分析しているか。 (3) 運用評価に当たっては準拠することとしている評価基準や運用パフォーマンス基準に準拠したものとなっているか。	
	4. 届出・報告	(1) 投資信託約款、営業報告書又は有価証券届出書等について法令等を遵守し当局へ提出しているか。また、管理者は届出事項等の提出に際しては、その内容のチェックや提出状況の管理を適切に行っているか。 (2) また、投資信託約款を変更する場合にもあらかじめ、当局に届出を行っているか。	
	5. 顧客に対する交付	(1) 直接募集を行う投信業者は以下の事項をチェックしているか。 ① 投資信託約款に重大な変更等がある場合には顧客に書面を交付し、顧客に誤解が生じないようにしているか。 ② 運用報告書については、法令及び投資信託協会の申し合わせに則って作成し、作成の都度、顧客に交付しているか。また、6ヶ月未満の決算の信託財産については6月に1回作成し、交付しているか。 ③ 顧客に法定のディスクロージャー資料を交付した場合には、交付漏れのないことを確認しているか。 ④ 郵送等により顧客にディスクロージャー資料を交付し、不着等となった場合には遅滞なく再送すること等により法令等に抵触することのないようにしているか。 (2) 特に目論見書においては以下の事項に留意しているか。 ① 有価証券届出書の効力が発生する前において目論見書を使用して勧誘を行っていないか。(仮目論見書及び要約仮目論見書は使用できる。) ② 仮目論見書及び要約仮目論見書の内容と有価証券届出書の内容が一致していることを検証しているか。 ③ 仮目論見書を使用して勧誘する場合は有価証券届出書の効力が発生するまでの間であることを理解しているか。 ④ 仮目論見書及び要約仮目論見書を使用して勧誘を行った場合であっても、顧客が受益証券を取得する場合には取得時まで目論見書を交付しているか。郵送による場合にあっては、取得時までの間に到着するものとなっているか。 ⑤ 電子情報処理組織を使用した目論見書の交付は法令等に規定された要件を満たしているか。	

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		<p>(3) 適格機関投資家向けの勧誘を行う場合にあっては転売制限等に関する告知の文書を交付しているか。</p> <p>(4) 顧問業法第33条により準用する第14条書面、第15条書面、第16条書面及び第32条の報告書については法令に則して作成され、顧客に交付されているか。</p>	
	6. 広告	<p>(1) 投資信託の広告に当たり、広告の審査を行う担当者（広告審査担当者）を定めているか。また、営業部門単位又は従業員限りで広告を行う場合にも、広告審査担当者がチェックしているか。</p> <p>(2) 広告宣伝は自主規制機関の定める規則に則って行われていることを検証するとともに、当該規則に抵触するおそれがある場合には事前に広告審査担当者等に照会しているか。</p> <p>(3) 特に、投資家に対し預金等ではないこと、預金保険の対象とならないこと、元本保証がないこと及び運用成績等について誤解を生じさせないようにするとともに、利回り等に係る断定的な判断を提供していないことを検証しているか。</p>	

直接募集に関する法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト

直接募集とは、投資信託委託業者が自ら設定する受益証券の募集等を行うことをいう。

検査官は、本チェックリスト及び「法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト」により、直接募集に関する法令等遵守態勢の確認検査を行うものとする。

項 目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
I. 直接募集 に対する認 識等	1. 取締役の直接募集に係る理解及び認識	(1) 取締役会は、直接募集（電子証券取引を含む。）において遵守すべき法令等を理解し、法令等遵守のための体制を整備しているか。 (2) 電子証券取引による場合は、その特性等を理解した上で、セキュリティの確保等対処することが必要な事項について十分認識しているか。 (3) 顧客資産の分別保管の重要性について十分認識しているか。	
	2. 直接募集のための組織体制等の整備	(1) 取締役会は、直接募集及び顧客資産の分別保管の担当部門を明確に定める等、業務が適切に行われる体制を整備しているか。 (2) 取締役会は、保管機関の信用状況を必要に応じチェックする体制を整備しているか。 (3) 取締役会等において、直接募集のための社内規程、顧客資産の分別保管に関する管理規程を明確に定めているか。 (4) 取締役会等は、直接募集のための社内規程において顧客登録の必要事項、営業員の勧誘姿勢、勧誘に当たっての禁止行為等を定めているか。 また、顧客資産の分別保管のための社内規程において、明確な区分管理、資産の評価方法、決裁権限、管理方法及び管理者等を定めているか。	
	3. 取締役会に対する状況報告と組織全体の意思決定への活用	(1) 取締役会は、定期的に顧客資産の分別保管の状況に係る報告を受けているか。 (2) 代表取締役は、定期的な状況報告のほか必要に応じて随時に、顧客資産の分別保管の状況報告を受けているか。	
II. 直接募集 に関する管 理態勢	1. 営業員の法令等の理解の促進及び法令等の遵守意識の徹底のための施策の実施状況	(1) コンプライアンス部門において、営業員が遵守すべき法令等を全体的確に把握しているか。 (2) コンプライアンス部門は、営業員に対し法令等を適切な方法で周知しているか。例えば、社内メール・回覧等により周知するほかに研修や会議等において理解を深め周知徹底を図っているか。 (3) コンプライアンス部門は、営業部門等の管理者に対し周知の方法等について指導・監督を行っているか。また、営業部門等の管理者は、各営業員に対し法令等を適切に周知しているか。 (4) 法令等についての理解が適切になされるような方法で周知されているか。例えば、具体的事例に即した教育を行っているか。	

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		<p>(5) 営業員に対する研修等の効果が不十分であること、営業員の法令等の不知や理解不足、又は法令等遵守意識の欠如が把握された場合、その原因を究明し、それらを改善するための対応策を実施しているか。</p> <p>(6) 投資信託委託業者が行う直接募集業務を業務委託すること等により他者に行わせていないか。</p> <p>(7) コンプライアンス部門において、新たな商品の販売に際しては、法令等の適合性の検討にとどまらず、新たな商品の特性等を十分検討し、役職員に対し周知徹底させているか。また、周知徹底されたかを確認しているか。</p> <p>(8) 法令違反、事故、事務ミス等が生じた場合、コンプライアンス部門・内部監査部門へ報告する体制となっているか。特に重大な事項が発生した場合には遅滞なく代表取締役及び取締役会に報告しているか。</p> <p>(9) 内部監査において法令等遵守状況ばかりでなく法令等の周知の徹底の状況についても検証しているか。</p>	
	2. 営業員管理体制及び顧客管理体制	<p>(1) 管理体制の整備</p> <p>① 顧客管理体制は適切に整備され、機能しているか。</p> <p>② 顧客に対して投資勧誘行為を行う営業員について適切な管理を行っているか。直接募集部門における日常的なチェックシステムは十分か、また、有効に機能しているか。</p> <p>③ 営業員管理及び顧客管理関係の社内規程は適切に整備されているか。</p> <p>④ 営業員管理及び顧客管理について、管理者はその職責をもって適切に把握する体制となっているか。</p> <p>⑤ インサイダー取引等の不公正取引の未然防止のための方策を講じているか。また、適切に機能しているか。</p> <p>(2) 直接募集部門における営業実態の把握・是正</p> <p>① 顧客に対する投資勧誘行為は、顧客の属性等に配慮する等顧客保護の観点から適切なものとなっているか。</p> <p>② 営業員が商品特性等を把握した上で顧客に対し十分な説明を行っていることについて確認する体制となっているか。</p> <p>③ 営業員が投資勧誘のために使用する資料等について、適切な審査等を行う体制となっているか。</p> <p>④ 顧客によるインサイダー取引等の不公正取引の未然防止のための確認を適切に行っているか。</p> <p>⑤ 管理者は、注文伝票、取引日記帳及び顧客勘定元帳の法定帳簿等を活用し、適切な営業活動が行われているかという観点から検証を行っているか。</p>	<p>(注)「内部監査」とは、各業務部門等（以下、「被監査部門等」という。）から独立した内部監査部門（検査部、業務監査部等）が、被監査部門等における内部管理態勢（リスク管理態勢を含む）等の適切性、有効性を検証するプロセスである。このプロセスは、被監査部門等における内部事務処理等の問題点の発見、指摘にとどまらず、内部管理態勢等の評価及び問題点の改善方法の提言等まで行うものであり、原則として、内部管理の一環として被監 査部門等が実施する検査等を含まない。以下同じ。</p>

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		<p>るか。</p> <p>⑥ 投資勧誘に問題があった場合には、速やかに是正措置がとられているか。</p>	
Ⅲ. 分別保管義務遵守態勢	1. 顧客資産の分別保管の適切な実行	<p>(1) 管理者等は、管理規程を分別保管担当部門で周知徹底させているか。また、管理規程を変更した場合にもその内容を周知しているか。</p> <p>(2) 管理者等は、管理規程に従い顧客資産の分別保管を適切に実行するとともに、必要に応じて管理規程の見直しを行っているか。</p> <p>(3) 内部監査部門及び外部監査人は顧客資産の分別保管が適正に実行されていることを検証し、検証結果を取締役会に適切に報告しているか。</p> <p>(4) 管理者等は、顧客資産の分別保管の実施状況について、定期的を取締役会へ報告しているか。</p> <p>(5) なお、顧客分別金等の信託財産の管理等を行うことについて、所要のシステムサポートの構築等が行われていることが望ましい。</p> <p>(6) システムサポートが行われている場合には、プログラムの内容が法令等に準拠していることを検証するほか、必要に応じレビューしているか。</p>	
	2. 顧客分別金管理体制	<p>(1) 管理規程において顧客分別金の算出方法、算出対象が規定され、算出データの正確性についてのチェックが行われているか。</p> <p>(2) 管理規程において顧客分別金信託に係る差替基準日のほか、差替基準日が休業日である場合における取扱いが定められているか。</p> <p>(3) 差替基準日が休業日である場合において、顧客分別金の計算日を前営業日に繰り上げ（又は繰り下げ）ることとした場合には、継続して繰り上げ（又は繰り下げ）て計算されているか。</p> <p>(4) 顧客分別金の計算対象が明確となっているか。</p> <p>(5) 顧客分別金信託を行っている信託銀行の残高と預託金帳簿残高の照合が毎週1回以上行われているか。</p> <p>(6) 顧客分別金の帳簿残高と信託銀行残高の不一致の有無を検証し、不一致が生じている場合にはその原因分析を行っているか。</p> <p>(7) 管理者は不一致の発生原因が究明できない場合には、直ちに担当取締役とともに内部監査部門へ報告しているか。</p>	

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
IV. 法令遵守 (本項目は法令等遵守状況を把握する際の検査官の着眼点を記載したものである。)	直接募集に係る不適切行為	<ul style="list-style-type: none"> (1) 募集締切日直前に、他商品の乗換等により、募集が急増していないか。 (2) 他商品への乗換え又は同一の商品性格を持つ投信間の乗換えで合理性のないものはないか。また、頻繁な損切り又は薄利乗換えとなっていないか。 (3) 社内の売買管理規制（短期売買等）を意図的に回避する取引はないか。 (4) 償還乗換えの際の手数料の優遇措置について、顧客に適切に説明しているか。また、不必要な手数料を負担させているものはないか。 (5) 受益証券の入在庫状況あるいは入出金等受渡しに不自然なものはないか。 (6) 特別な利益の提供となるような商品スキームを用いた取引はないか。 (7) 証券事故や顧客紛争等の内容からみて、顧客に対する投資勧誘態度に問題はないか。例えば、投資勧誘の際に投資信託について十分説明しうる資料が整備されていたか、あるいは、複数の投資信託を提示して選択の余地を与える資料が作成されていたか。 (8) 約定訂正処理は、適正に行われているか。 (9) 顧客の資力又は資金性格等を無視した過当勧誘を行っていないか。 (10) 顧客の就業形態等からして不自然な受注執行となっているものはないか。 (11) 回転売買により売買損（評価損）が発生している場合、顧客が取引結果について了承しているか。また、証券事故、顧客との紛争になっているものはないか。 	
V. 証取法の規制	1. 「勧誘行為」に関する主な法規制	<ul style="list-style-type: none"> (1) 顧客に対する誠実義務（証取法第33条） (2) 禁止行為（証取法第42条） <ul style="list-style-type: none"> ① 直接募集における不当勧誘行為（断定的判断の提供及び取引一任勘定取引等（証取法第42条第1項第1号、第5号及び第6号）） ② 直接募集において虚偽表示又は重大な事項につき誤解を生じさせる行為（証取法第42条第1項第10号及び投信法施行規則第38条第1号） ③ 直接募集において顧客に特別な利益の提供を約して勧誘する行為（証取法第42条第1項第10号及び投信法施行規則第38条第2号） ④ 損失補てん等の禁止（証取法第42条の2） (3) 適合性の原則（証取法第43条） (4) 弊害防止措置（証取法第45条） 	投信法第27条における準用
	2. 「顧客保護」に関する法規制	<ul style="list-style-type: none"> (1) 取引報告書の作成・交付義務（証取法第41条） 直接募集に係る取引報告書の記載事項等（投信法施行規則第37条） 	

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		(2) 直接募集に係る事故 ① 直接募集に係る事故（投信法施行規則第39条） ② 直接募集に係る金融庁長官の事故確認が不要な場合（投信法施行規則第40条） ③ 直接募集に係る金融庁長官への事故確認の申請（投信法施行規則第41条） ④ 直接募集に係る確認申請書の記載事項（投信法施行規則第42条） ⑤ 直接募集に係る確認申請書の添付資料（投信法施行規則第43条） (3) 直接募集に係るディスクロージャー ※「ディスクロージャーに関する法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト」を参照のこと	

電子証券取引に関する法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト

本チェックリストにおいて電子証券取引とは、顧客が、電子機器（コンピュータ、携帯情報端末等）によりインターネット又は他の商用オープンネットワークを利用して受益証券の売買を行うものをいう。

検査官は、本チェックリスト、「法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト」及び「直接募集に関する法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト」により、電子証券取引に関する法令等遵守態勢の確認検査を行うものとする。

項 目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
I. 電子証券取引に係る取組み方針等	1. 電子証券取引に係る取組み方針	(1) 電子証券取引に係る取組み方針が明確になっているか。 (2) 取組み方針は、自社の経営計画に沿ったものとなっているか。 (3) 取組み方針は、提供するサービス内容が電子証券取引の機械環境（システムの規模）を勘案したものとなっているか。 (4) 取組み方針において、電子証券取引の有する特性等を勘案した内部管理及び法令等遵守が必要なことが認識されているか。	
	2. 代表取締役等の電子証券取引に対する認識	代表取締役等は、電子証券取引の特性等を理解した上で、電子証券取引に取り組む場合において対処すべき事項について十分認識しているか。	
	3. 管理者の理解及び認識	電子証券取引を担当する管理者は、電子証券取引の特性等を理解した上、その特性等に応じた管理等の必要性を認識し、かつ、各部門の担当者に当該内容を理解・認識させるため、必要な社内規程を整備するなど、適切な方策を講じているか。 また、システム障害等が発生した場合のバックアップ体制や対応策を講じているか。	
II. 内部管理体制の整備及び法令等遵守のための体制の取組状況	1. 電子証券取引に係る内部管理体制の整備・確立状況	(1) 社内規程の整備状況等 ① 電子証券取引における非対面性及び非書面性等の特性に留意した内容の社内規程となっているか。 ② 役職員、特に、電子証券取引の事務に携わる者に社内規程の内容を周知徹底しているか。 ③ システム障害等が発生した場合の対応策に関する社内規程・マニュアルが整備されているか。 (2) 社内管理体制の整備状況 ① 電子証券取引業務の運営において、電子証券取引に精通した者及び内部管理責任者等のコンプライアンス担当者が適切に配置されているか。 ② システム障害等が発生した場合に、迅速かつ的確な対応が可能となる体制を構築しているか。	

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		<p>③ 苦情等の顧客の申出事項の記録簿を整備しているか。また、申出の内容について、システム上の問題により、顧客の取引に重大な影響を与えるものが含まれていないかの検討を行っているか。</p> <p>④ 電子証券取引に関して重大な影響を与える情報を、迅速かつ正確に顧客に連絡できる体制となっているか。</p> <p>(3) 役職員に対する研修体制</p> <p>① 役職員に電子証券取引に関する特有の事務、システム、トラブル及び法令等についての研修等を行う体制となっているか。</p> <p>② 業務精通者（管理部門を含む。）の養成のための研修体系等を確立しているか。</p> <p>③ 電子証券取引業務に係るコールセンターの職員に対して、法令等や電子証券取引に関する知識の習得や研鑽のための研修等を実施しているか。</p>	
	2. 取引の開始及び受託の状況	<p>(1) 口座開設の審査基準が適切か。また、審査は適切に行われているか。</p> <p>(2) 非対面取引であることを留意した上で、顧客の本人確認が適切に行うことのできる体制となっているか。本人確認書類の徴求等は適切に行われているか。</p> <p>(3) 顧客カード等の整備により、顧客の職業、投資経験、知識及び資産状況等の顧客の属性を適切に把握しているか。顧客属性に関する必要な情報を十分把握しないまま口座開設を認めていることはないか。</p> <p>(4) 取引の開始に当たって、法令等により求められている書面・説明書の交付や確認書の徴求は適切に行われているか。</p> <p>また、電子情報処理組織を使用する方法等による場合においても、法令等により求められている要件を満たしたものとなっているか。</p> <p>(5) 取引の安全性の確保の観点から、取引に当たっての本人の確認は適正に行われているか。例えば、顧客の暗証番号を登録し、暗証番号が入力されない限り発注されないシステムとなっているか。</p> <p>(6) 個人顧客等との取引においては、顧客が発注する際に誤入力の有無を容易に再確認できるようなシステムとしているか。例えば、顧客が「確認画面」を操作しない限り、注文が発注されないシステムとなっているか。</p> <p>(7) 顧客属性及び取扱商品の性格に応じて、取引の頻度や取引高が過度になった際のチェックシステムは構築されているか。</p>	
	3. 顧客管理及び取引管理体制	<p>(1) 電子証券取引と電話等による情報提供や対面取引が併用されている場合には、通常の対面取引の顧客管理システムを併せて採用しているか。</p>	

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		(2) インサイダー取引等不公正取引の未然防止に対する対策を講じているか。	
	4. 顧客に提供する情報の管理	<p>(1) 提供される情報の内容が適正であるかどうかについて、社内（売買監査部等）の審査体制が構築されているか。例えば、ホームページや電子メールにより提供する各種情報、勧誘資料が広告責任者等により、法令等に照らし問題がないかといった検討が行われているか。</p> <p>(2) システム上の不備等に起因して誤った情報が継続して提供されていないか。また、こうした問題を防止するための定期的なチェック（テスト等）が行われているか。</p> <p>(3) 過去に提供した情報が、後日検証できるような形で保存されているか。例えば、ホームページや電子メールにより発信した内容について、適切に保存されているか。</p> <p>(4) 取引報告書は適正に作成・交付されているか。</p>	
	5. システム障害等に対する対応	<p>(1) システム障害等に対するバックアップ体制及び対策が整備されているか。</p> <p>(2) システム障害等の発生を監視する体制が整備されているか。</p> <p>(3) システム障害等に起因する訂正処理や証券事故の報告等は適正に行われているか。</p> <p>(4) システム障害等に関する顧客からの苦情等については、迅速かつ適切に対応しているか。</p> <p>(5) システム障害等が生じた場合、電子証券取引の有する特性等を十分配慮した対応をとっているか。</p>	
	6. 電子証券取引における法令等遵守の状況	電子証券取引においても遵守すべき法令等は、通常の対面取引と基本的に変わるところがないが、通常の対面取引と同様に法令等遵守がなされているか。	

運用の適正性確保のための態勢（運用管理態勢）の確認検査用チェックリスト

本チェックリストは、改めて取締役会等に求められている役割を記載しているほか、信託財産等の適正な運用を確保するための施策等を記載し、取締役等としての受託者責任に対する自覚を求め、会社全体に適切な運用管理態勢が構築されることにより、投信・投資一任業者が証券市場のアクセスの担い手としての社会的責任が発揮されることを促すとともに、その管理態勢の整備状況・機能発揮状況を確認検査するために作成した。

また、本チェックリストは、投資信託委託業者・認可投資顧問業者に係る検査において適用するものである。本チェックリストにおいては、特にことわりのない限り、「投信・投資一任業者」ということとする。

【本検査マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】

本検査マニュアルはあくまでも検査官が投信・投資一任業者を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものである。各投信・投資一任業者においては、自己責任原則の下、本検査マニュアル等を踏まえ創意・工夫を十分に活かし、それぞれの規模、特性及び業務内容に応じたマニュアルを自主的に作成し、投信・投資一任業者の運用の適正性及び業務の健全性・適正性の確保に努めることが期待される。

本検査マニュアルの各チェック項目は、検査官が投信・投資一任業者の運用管理態勢を評価する際の基準であり、これらの水準の達成を投信・投資一任業者に直ちに法的に義務付けるものではない。

本検査マニュアルの適用に当たっては、投信・投資一任業者の規模、特性及び業務内容を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。チェック項目について記述されている字義どおりの対応が投信・投資一任業者においてなされていない場合であっても、投信・投資一任業者の運用の適正性及び業務の健全性・適正性の確保並びに投資者の保護等の観点からみて、投信・投資一任業者の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは、投信・投資一任業者の規模、特性及び業務内容に応じた十分なものである、と認められるものであれば、不適切とするものではない。

したがって、検査官は、立入検査の際に被検査投信・投資一任業者と十分な意見交換を行う必要がある。

【注】

- ① チェック項目の語尾が「しているか」又は「なっているか」とあるのは、特にことわりのない限り、全ての投信・投資一任業者についてミニマム・スタンダードとして求められる項目である。したがって、検査官は、各チェック項目を確認の上、その実効性を十分に検証する必要がある項目である。
- ② チェック項目の語尾が「望ましい」とあるのは、特にことわりのない限り、投信・投資一任業者に対してベスト・プラクティスとして望まれる項目である。したがって、検査官は、各チェック項目の確認をすれば足りる項目である。
- ③ 「取締役会」の役割とされている項目については、取締役会自身においてその実質的内容を決定することが求められているが、その原案の検討を常務会等で行うことを妨げるものではない。
- ④ 「取締役会等」には、取締役会のほか、常務会、経営会議等も含む。なお、「取締役会等」の役割とされている項目についても、取締役会自身において決定することが望ましいが、常務会等に委任している場合には、取締役会による明確な委任があること、常務会等の議事録を整備すること等により事後的検証を可能としていることに加え、取締役会に結果を報告する、又は、監査役が常務会等に参加する等により、十分な内部牽制が確保されるような体制となっているかを確認する必要がある。
- ⑤ 「監査役会」については、その設置を要しない投信・投資一任業者にあつては「監査役」とする。また、「監査役会等」とは、監査役会及び監査役をいう。
- ⑥ 「管理者」とは各業務を担当する管理職（取締役を含む。）をいう。

項 目	運用管理態勢に関するチェック項目	運用管理態勢に関するチェック項目に係る説明	備 考
I. 運用管理に対する取締役の認識及び取締役会等の役割	1. 取締役の運用管理に関する理解及び認識	<p>取締役は、</p> <p>① 投信・投資一任業者が信託財産等の運用を行うに当たり、法令等を遵守することが顧客の信頼の維持・向上に資するものであることを理解しているか。</p> <p>② 投信・投資一任業者の適切な運用管理が利益相反取引の排除、公正な価格形成やインサイダー取引等の不公正取引の未然防止に資するものであることを認識しているか。</p>	(注)「信託財産等」とは信託財産又は投資一任契約に係る顧客の運用資産をいう。以下同じ。
	2. 運用に関する基本方針の確立	<p>取締役会は、</p> <p>① 信託財産等の運用は不公正取引を排除し、総合収益、実質的価値を高めること等をその目的とすることに鑑み、運用の適正性確保、公正な価格形成及びインサイダー取引等の不公正取引の未然防止に係る基本方針を明確に定めているか。</p> <p>② 基本方針が組織内で周知徹底されるような方策を採用しているか。</p>	
	3. 運用に関する基本方針に則った組織体制等の整備	<p>取締役会は、</p> <p>① ファンドマネージャー（運用担当者）やトレーダー（取引執行者）の権限や役割分担の明確化等による利益相反行為を防止するための組織体制を整備しているか。</p> <p>② 内部牽制を図るための体制を整備しているか。また、格付け等の投資対象に対する必要な情報を適切に入手できる体制を整備しているか。</p> <p>③ インサイダー取引等の不公正取引の未然防止のため法人関係情報の管理体制を整備しているか。</p> <p>④ 法令等に抵触する重大な事実が把握された場合には速やかに代表取締役、取締役会及び内部監査部門に報告する体制を整備しているか。</p> <p>⑤ 運用に係る苦情等を集約し、運用の適正性をチェックする体制を整備しているか。</p> <p>⑥ 運用管理の適切性を担保するため内部監査部門に必要かつ適切な人員を配置するなど内部監査体制を整備しているか。</p>	
	4. 取締役会等に対する状況報告と組織全体の意思決定への活用	<p>(1) 取締役会等は、定期的に運用管理の状況に係る報告を受けているか。</p> <p>(2) 代表取締役は、定期的な状況報告のほか必要に応じて随時に、運用管理の状況報告を受けているか。</p>	

項 目	運用管理態勢に関するチェック項目	運用管理態勢に関するチェック項目に係る説明	備 考
II. 管理者の認識及び役割	1. 管理者の認識等	<p>管理者は、運用管理の重要性を認識し、かつ、各部門の担当者に当該内容を理解・認識させるような適切な方策を講じているか。</p>	<p>(注)「一括発注等」とは投資一任契約に係る一括発注、合同運用及び同一運用をいう。以下同じ。</p> <p>(注)「再委託(先)等」とは投資信託委託業に係る再委託(先)及び投資一任業に係る再委任(先)をいう。以下同じ。</p>
	2. 運用管理のための社内規程の整備	<p>管理者は、適切な運用管理を実行するために必要に応じ、次のような社内規程を定め、取締役会等の承認を得ているか。</p> <p>また、組織体制の変更等があった場合には速やかに社内規程を変更し、社内周知徹底しているか。</p> <p>① 資金特性に合致した運用方針、投資判断の合理性の確保のための社内規程</p> <p>② 取引執行能力、情報提供力等を勘案した発注先選定(評価)基準の策定等の売買執行に係る管理規程</p> <p>③ 投資一任契約に係る一括発注等における取得した資産及び取引コスト等の配分を行うための社内規程</p> <p>④ 不公正な価格形成や法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正取引の未然防止のための社内規程</p> <p>⑤ 新規公開株式や新発社債等の適正配分のための規程</p> <p>⑥ 信託財産等の運用の再委託等について顧客に対し十分な情報の開示等を行うための社内規程</p> <p>⑦ 役職員の有価証券等の自己取引に関する社内規程</p> <p>⑧ 株主優待物の処理方法に関する社内規程</p>	
	3. 運用管理の実行	<p>管理者は、</p> <p>① 適切な運用管理を実行するとともに、運用管理に責任を負っているか。</p> <p>② 運用において重大な異常が認められる場合には直ちに代表取締役、取締役会及び内部監査部門へ報告を行うほか、運用部門及びファンドマネージャーへ注意喚起等適切な処置を行っているか。</p> <p>③ 定期的に運用管理の実施状況について、取締役会等へ報告しているか。</p>	

項 目	運用管理態勢に関するチェック項目	運用管理態勢に関するチェック項目に係る説明	備 考
Ⅲ. 具体的な運用管理のチェックポイント	1. 設定	(1) 投資信託の設定あるいは投資一任契約の締結に当たり、自社及び再委託先等の運用能力等を的確に把握しているか。 (2) 投信販売会社及び投資一任契約者に対し過去の運用実績を適切に説明しているか。 (3) システムは信託財産等の運用スキームに対応出来るものとなっているか。 (4) 兼業や役員の兼職が信託財産等の運用に影響を及ぼさないものとなっているか。 (5) 私募投信等において、投資家への販売の見返りとして、合理的な理由もなく当該投資家及びその利害関係人等の保有する有価証券等を信託財産等で購入していないか。 (6) 投資一任契約における運用に関する特別な指定事項について投資一任契約書等に規定するほか、運用に係る重要事項について誤解を生じないようにしているか。	(注)「投資一任契約書等」とは顧客と投資顧問業者との間で締結された投資一任契約、三者間協定及び覚書をいう。
	2. 投資信託における運用計画書の作成等	(1) ファンドマネージャーが信託財産を運用するに当たり、運用計画書が事前に作成され、運用部門の責任者によって承認されているか。また、運用計画書に基づき売買の指図が行われているか。 (2) 運用計画書を変更して売買の指図を行う場合には、その変更理由が明示され、運用部門の責任者がその承認を行っているか。 (3) 運用計画書やその変更の事跡は、社内規程に定める期間保存しているか。	
	3. 発注先の選定及び利益相反の防止	(1) 系列・友好関係にある証券会社であっても、発注先証券会社の選定は社内策定した選定基準に準拠して決定されているか。また、安易に証券会社の受益証券の販売額等に応じた発注となっていないか。 (2) 発注先証券会社を選定する場合等において、投信・投資一任業者が当該証券会社から特別な利益提供を受けていないか。 (3) 系列・友好関係にある証券会社の収益予算達成のために、リバランス(入替)等を行っていないか。 (4) 証券会社への発注実績からみて、売買回転率の高く、経済合理性の乏しい短期の回転売買や不必要な売買が行われていないか。また、売買回転率が高い場合においてその原因に問題はないか。	

項 目	運用管理態勢に関するチェック項目	運用管理態勢に関するチェック項目に係る説明	備 考
	4. 運用の再委託先等の選定・管理	(1) 再委託先等の選定に当たっては運用実績の優位性、信用力及び運用・資産管理体制の状況を確認するほか、再委託先等から運用内容に関する十分な情報開示を求めているか。 (2) 運用の再委託等を行う場合には、運営状況について顧客に対し説明を行うものとなっているか。 (3) 再委託先等との契約締結に際しては、当該契約の遂行に伴って生じる再委託先等の責任の範囲、その他紛争の防止や適正処理のために必要な事項について定めているか。 (4) 運用の再委託先等に対する指図書類と委託内容に齟齬はないか。また、助言者に発注を行わせていないか。 (5) 投資判断が海外拠点等で行われる場合、現地のファンドマネージャーに法令等の理解及び遵守を徹底しているか。 (6) 再委託先等の法令等の遵守状況に関し、定期的に内部監査等の実効性のある確認を行っているか。 (7) 再委託先等の運用実績に優位性がないにもかかわらず、合理的な理由のないまま契約を継続していないか。	
	5. 取引執行コストの管理	(1) 引合い先の見直しを行っているか。 (2) 取引執行コストの実績を継続して把握し、その最小化を考慮しているか。 (3) 運用上必要な外貨滞留が生じる場合には、為替リスク、コスト等を勘案し適切な管理を行っているか。	
	6. 株主議決権の行使	(1) 投信業者は、 ① 議決権行使についてはその行使に係る事跡を保存しているか。 ② 投資収益の増大を図るという観点から、各議案を検討し株主議決権を適切に行使しているか。 ③ 投資収益が同業他社に比べて著しく劣ると考えられる企業に投資していた場合において株主議決権を適切に行使するための手続きを設けているか。 ④ 信託財産等で保有する有価証券に係る議決権の行使が指図書及び管理記録からみて問題はないか。 ⑤ 自己又は顧客以外の第三者の利益を図る目的で指図を行っていないか。	

項 目	運用管理態勢に関するチェック項目	運用管理態勢に関するチェック項目に係る説明	備 考
		(2) 投資一任業者は、委任の本旨に基づく議決権行使指図を行っているか。指図を行っている場合、その指図書や管理記録簿等を適切に保存しているか。また、自己又は顧客以外の第三者の利益を図る目的で指図を行っていないか。	
IV. 法令遵守 (本項目は法令等遵守状況を把握する際の検査官の着眼点を記載したものである。)	1. 発注伝票の作成等	(1) 投資信託に係る発注伝票については発注時に作成され、必要事項が正確に記載されているか。また、法定年限の保存が行われているか。 (2) 事務ミスに係る過誤訂正や約定訂正は適切に行われ、その訂正理由が明確となっているか。 (3) 約定後に他の信託財産等に付け替えていないか。 (4) 約定訂正や取消処理を頻発させているファンドマネージャーが運用する信託財産等の運用パフォーマンスに問題はないか。	(注)「法令等」とは、法令諸規則のほか、投資信託約款・投資一任契約書等・社内規程を含むものである。 法令等とあわせ「事務ガイドライン」において、監督上の着眼点、留意点が整理記載されており、これを十分に踏まえる必要がある。
	2. ポートフォリオ全体のチェック	(1) 日々の実際の運用が法令等を遵守したポートフォリオで行われているか。例えば、投資信託の運用については ① 組入れ比率は組入れ上限を超えていないか。 ② 銘柄別の組入れ制限を超えていないか。 ③ 同一法人の発行する株式の組入れは50%を超えていないか。 ④ デリバティブに係る評価損は投資信託財産の50%を超えていないか。 ⑤ 先物・オプションの利用がヘッジ目的に限定された信託財産等についてはその目的の範囲内での買建て又は売建てとなっているか。 (2) 投資一任契約に係る一括発注等に当たっては、発注前に信託財産等及び売買数量が特定されており、それを事後に確認できるものとなっているか。また、その記録は保存されているか。 (3) 信託財産等で保有している銘柄について自社全体の保有数量を把握するとともに大量保有報告書等の必要な報告を行っているか。 (4) ファンドマネージャーの変更があった場合においても運用内容は投資信託約款あるいは投資一任契約等に則ったものとなっているか。 (5) 償還日直前等に基準価額や運用パフォーマンスが急に改善あるいは悪化した信託財産等についてその運用内容に問題はないか。 (6) 日計り益が継続している信託財産等や日計り損が継続している信託財産等についてその売買の合理性に問題はないか。 (7) 一方の信託財産等をヘッジするために他方の信託財産等での取引を利用していないか。また、一方の信託財産等で大量に保有する銘柄の価格を上昇させるため、あるいは償還間近の信託財産等の基準価格を上昇させる等のため、他方の信託財産等で継続して売買注文を発注していないか。	

項 目	運用管理態勢に関するチェック項目	運用管理態勢に関するチェック項目に係る説明	備 考
		<p>(8) 特定銘柄を大量に売買している信託財産等についてその売買理由、取得・売却先、売買方法及び売買価格は適正か。また、その残高の推移に問題はないか。</p> <p>(9) 資産の組入れに当たって適正な価格調査を行っているか。また、SPC（特別目的会社）などを介することにより運用の執行体制が構築されていない資産を組み入れていないか。</p> <p>(10) 私募投信の設定に際し、商品の提案は適正に行われているか。また、私募投信へ資産を組み入れるに当たり、適切な価格調査が行われているか、組み入れ後の資産評価に問題はないか。</p> <p>(11) 利害関係人との取引において利害関係人が一方的に有利となる取引となっていないか。</p> <p>(12) 意図的な信託財産等間の対当売買となっていないか。また、対当売買が行われた場合にその合理性の検討を行っているか。</p> <p>(13) ファンドマネージャーの自己資金による売買と担当信託財産等での同一銘柄の売買を行った場合、当該売買は適正なものか。また、フロントランニング等の不適正な売買はないか。</p> <p>(14) インデックス運用等を除き、信託財産等に関係会社の発行する証券等を組み入れる場合には、定期的に当該証券の組入れ金額等を開示するほか、組入れ理由に問題はないか。</p> <p>(15) 投資一任契約において雑損、交際費等の科目において損失を補填していないか。</p> <p>(16) 投資一任契約においては頻繁な運用スタイルの変更が原因で運用パフォーマンスが悪化していないか。</p>	<p>(注)「関係会社」とは「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める関係会社並びに投信法及び顧問業法に定める利害関係人である法人をいうものとする。</p>
	<p>3. 個別売買のチェック（株式等）</p>	<p>(1) 重要事実の公表があった銘柄が信託財産等において公表前に売買されている場合あるいは多額の損益が発生している場合には当該重要事実が利用されていないか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(注)「重要事実」とは、上場会社等の業務 又は財産に関する公表されていない重要な情報であって顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められる次のような情報をいう。</p> <p>① 新株式、転換社債等の発行 ② 合併（業務提携を含む。）、減資又は解散 ③ 営業の全部又は一部の譲渡又は譲受け ④ 固定資産の譲渡又は取得 ⑤ 上場の廃止 ⑥ 新商品、新技術の開発、新資源の発見等 ⑦ 増・減配 ⑧ 売上高、経常利益又は純利益、その他の業績又は業績予想の大幅な変更・修正 ⑨ 主要株主の異動等</p> <p>【証取法第166条】</p> </div>	

項 目	運用管理態勢に関するチェック項目	運用管理態勢に関するチェック項目に係る説明	備 考
		<p>(2) 大口クロス売買又は公募株式取得の場合等においては、その理由のほか当該売買又は当該取得に係る経過についての事跡を確認できるものとなっているか。</p> <p>(3) 新規公開株式や新発社債等の信託財産等への配分においては社内規程に則り行われ、信託財産等相互間の公平が保持されているか。また、運用パフォーマンスの改善のために恣意的な配分が行われていないか。</p> <p>(4) 系列・友好関係にある証券会社が幹事となっている場合にファイナンス発表日から値決め日までの間の売買に問題はないか。</p> <p>(5) 系列・友好関係にある証券会社が幹事となっている発行会社の依頼に基づき売買注文の発注等を行っていないか。</p> <p>(6) 同一ファンドマネージャーの信託財産等から正当な理由なく頻繁に売買注文が発注されていないか。</p> <p>(7) 株価形成等のチェックのため次のような情報を収集しているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 大量発注を行う場合における市場の動向 ② 自社内出来高上位銘柄 ③ 自社関与の高い銘柄 ④ 信託財産等の組入株式に係る取引所等の売買注意銘柄及び売買規制銘柄等 <p>(8) 信託財産等の組入株式について次のような株価形成上の問題はないか。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 関与率の高い継続的な高値買い上がりや安値売り崩しのための発注を行っていないか。 ② 直近の売買高に比べ大量の買付け注文や売付け注文を発注していないか。 ③ 売買高の少ない銘柄で売り物のほとんどを買い付ける発注の反復はないか。 ④ 大量の買付け注文を下値で発注していないか。 ⑤ 出来高の少ない銘柄について同一指値による買付け注文の反復はないか。 ⑥ 大引けの成行の買付け注文を発注していないか。 ⑦ 終値関与とみられる継続的な買付け注文を発注していないか。 ⑧ 大引け間際に大量の売付け注文、又は買付け注文を発注していないか。 ⑨ 系列・友好証券会社のファイナンス銘柄について成行きを買付け注文（寄付きを除く。）やザラ場及び大引けにおいて新値をつけるための買付け注文を発注していないか。 	

項 目	運用管理態勢に関するチェック項目	運用管理態勢に関するチェック項目に係る説明	備 考
	4. 個別売買のチェック(債券その他の有価証券)	(1) 最良執行確保の観点から、引合いを要する国内債券・外国債券等の市場外取引等についてはその事跡を保存しているか。また、その価格に問題はないか。 (2) 非上場有価証券の売買における取引価格は適切か。 (3) 非上場等の理由で時価評価されていない債券等の残高数量の推移に問題はないか。 (4) 非上場債等の評価額を合理的な理由がないにもかかわらず、切下げや切上げを行っていないか。 (5) 仕組債や先物取引等により、例えば、償還ファンド等の時価を意識した運用パフォーマンスの嵩上げあるいは引下げを行っていないか。	

不動産等の運用管理態勢の確認検査用チェックリスト

検査官は、本チェックリスト、「法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト」及び「運用の適正性確保のための態勢（運用管理態勢）の確認検査用チェックリスト」により、不動産の運用管理態勢の確認検査を行うものとする。

項 目	運用管理態勢のチェック項目	運用管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
I. 不動産投資信託等に対する取締役の認識及び取締役会等の役割	1. 取締役会の不動産投資信託等に対する理解及び認識	取締役会は、不動産投資信託等が顧客の資金を主として不動産等に投資し、その運用の成果を分配するものであることに鑑み、運用の適正性の確保を通じ、顧客の保護を図ることの重要性を理解しているか。	(注)「不動産等」とは、不動産、不動産の賃借権、地上権、または不動産、地上権及び土地の賃借権を信託する信託の受益権をいう。 (注)「投資信託約款等」とは投資信託約款又は投資法人規約をいう。 (注)「利害関係人等」とは、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第20条に規定する利害関係人等をいう。
	2. 運用に係る基本方針の確立	(1) 取締役会は、不動産等を投資対象とした運用に係わる基本方針を明確に定めているか。 (2) 基本方針は経済環境の変化及び不動産市況の変化に応じて見直しが行われているか。 (3) 取締役会等は、基本方針に基づき、個別不動産等の運用方針を策定しているか。	
	3. 不動産投資信託等のための組織体制の整備	(1) 取締役会は投資信託約款等に明示した不動産等の評価方法及び評価基準をチェックする体制を整備しているか。 (2) 取締役会は、顧客に対し不動産等に係る情報開示の必要性を十分に理解し、顧客の投資判断を誤らせないように適時に詳細な情報提供に係る方針を明確に定めるとともに情報開示に係る体制を整備しているか。 (3) 利害関係人等が保有する不動産等を取得する場合において、その対価の決定について適正性が確保される体制となっているか。	
	4. 取締役会等に対する状況報告と組織全体の意思決定への活用	(1) 取締役会等は、定期的に運用管理の状況に係る報告を受けているか。 (2) 代表取締役は、定期的な状況報告のほか必要に応じて随時に、運用管理の状況報告を受けているか。	
II. 運用管理の実行と管理者の認識	1. 運用管理のための社内規程等の整備	(1) 運用の基本方針に則ってポートフォリオ、デューディリジェンス及びコンプライアンス等を考慮した上で不動産等の取得・売却を行うことを社内規程に明記しているか。 (2) 個別不動産投信等の資産管理計画書については、投資信託協会規則に準じて適切に作成されているか。 (3) 管理者は、適切な運用管理を実行するために必要に応じ、次のような社内規程を定め、取締役会等の承認を得ているか。 また、組織体制の変更等があった場合には速やかに社内規程を変更し、社内に周知徹底しているか。	(注)「コンプライアンス等」には、社会性に反していないか、投機目的となっていないか等、適格性を勘案する際に留意すべき事項を含む。

項 目	運用管理態勢に関するチェック項目	運用管理態勢に関するチェック項目に係る説明	備 考
		① 不動産の長期修繕計画、減価償却及び耐用年数の決定に係る社内規程 ② 資産管理計画書の保存及び顧客への縦覧に係る社内規定 ③ 投資者の投資判断に必要な情報を適正に開示するための社内規程	
	2. 運用管理の適切な実行	(1) 資産管理計画書に基づき管理が行われているか。 (2) 運用会社の忠実義務の遂行や運用会社と投資法人間の利益相反のおそれがある取引についてその適正性を確保するために取引に係る帳簿、伝票あるいは日誌等が社内規程に基づき作成されているか。 (3) 礼金等の収益・減価償却費等の経費及び敷金等の預り金の計上を適切に行っているか。又は、適切に行われていることをチェックしているか。 (4) 資金の借入に当たっては財務に及ぼす影響、例えば、借入金額、借入金利及び返済期間等に留意しているか。又は、留意していることをチェックしているか。 (5) SPC（特別目的会社）などを介することにより運用の執行体制が構築されていない資産を組み入れていないか。 (6) 不動産等の取得・売却時の評価について利害関係のない不動産鑑定士による評価が行われているか。 (7) 管理者は不動産等の管理状況や取引の正当性を検証し、定期的に取り締役会へ報告を行っているか。 (8) また、内部監査部門が資産管理計画書に基づいて運用が適正に実行されていることを検証し、検証結果を取り締役会へ適切に報告しているか。 (9) 3月に1回以上自己の計算で行った不動産等の売買等を明らかにする書面を投資法人に交付しているか。	
	3. 利益相反の防止	管理者は、例えば、運用会社・投資法人間において利益相反のおそれがある次のような取引についてその取引内容を検証し、投資法人の利益保護を図っているか。 ① 売買に関する利益相反 イ. 運用会社の利害関係人等が、自社物件を適正価格より高値で投資法人に売却していないか ロ. 運用会社の利害関係人等が、自社物件を選別して取得基準に適合しない物件を投資法人に売却していないか。 ハ. 運用会社の利害関係人等が、物件仲介を行い、適正価格より高値で投資法人に売却していないか。 ニ. 運用会社が、運用報酬目当てに適正価格より高値で物件を取得して	

項 目	運用管理態勢に関するチェック項目	運用管理態勢に関するチェック項目に係る説明	備 考
		<p>いないか。</p> <p>ホ. 宅建業者としての仲介手数料目当てに運用会社が不必要な売買を繰り返し、若しくはその利害関係人等が不必要な売買の仲介を自らに依頼するよう運用会社に強要していないか。</p> <p>ヘ. 運用会社及びその利害関係人等が、物件取得に際し、他の取得基準に適合しない物件を抱き合わせで購入させていないか。</p> <p>ト. 運用会社及びその利害関係人等の保有する不動産等の価値を高めるため、投資法人にその利益とならないような隣接不動産等を取得させる等、投資法人の資産運用によって運用会社及びその利害関係人等の不当な利益を追求していないか。</p> <p>チ. 一方の投資法人で取得した不動産等の価値を高めるため、別の投資法人にその利益とならないような隣接不動産等を取得させる等、一方の資産運用によって他方の不当な利益を追求していないか。</p> <p>リ. 投資法人の保有する物件と同種類の運用会社及びその利害関係人等が保有する物件を売却する場合に、投資法人よりも運用会社及びその利害関係人等を優先させ、投資法人の売却の機会を減少させていないか。</p> <p>ヌ. 運用会社の利害関係人等が行うマンションの分譲事業において、売れ残りを投資法人に不当に購入させることにより、投資法人の利益を害する行為を行っていないか。</p> <p>② 手数料に関する利益相反</p> <p>イ. 管理会社の選任に当たり、運用会社の利害関係人等を正当な理由なく優先したり、通常より高い報酬で契約していないか。</p> <p>ロ. 運用会社の判断により第三者との間で投資法人の資産の売買等を行う場合、運用会社がその利害関係人等に不必要に仲介を依頼することにより本来不要である手数料等を生じさせ、投資法人の利益を害する行為を行っていないか。</p> <p>③ テナント選定に関する利益相反</p> <p>イ. 運用会社がテナント仲介業務を行う場合に、正当な理由なく株主へのテナント紹介を投資法人より優先していないか。</p> <p>ロ. 投資法人間の取引において一方の不動産等あるいはテナントを他方へ不当な条件等で売却あるいは移転させていないか。</p> <p>ハ. 運用会社は、テナント仲介会社に対して、運用会社及びその利害関係人が仲介等をしたテナントを、他の仲介等のテナントよりも正当な理由なく優先させるよう指示等していないか。</p>	

項 目	運用管理態勢に関するチェック項目	運用管理態勢に関するチェック項目に係る説明	備 考
		<p>二. 運用会社の利害関係人等を不当に高い又は低い賃料でテナントとして入居させていないか。</p> <p>④ 業務委託に関する利益相反 テナント仲介会社の選任に当たり、運用会社の利害関係人等を正当な理由なく優先していないか。</p> <p>⑤ 双方代理の場合の利益相反 運用会社が投資法人と第三者間の不動産等売買あるいはテナントの賃貸借の取引を行うに当たり宅建業者としての運用会社が、投資法人の了解なく売買等の相手側や代理人となり、売買等の相手方やテナント側の利益のために投資法人にとって不利な条件等で取引していないか。</p>	<p>(注) 「双方代理」は民法上、原則禁止とされている(民法第108条)が、双方の了解を得られれば、当該代理は可能とされている。</p>
	4. 適切な情報開示	<p>(1) 顧客保護の観点から自社の定める情報開示規程に基づき顧客の投資判断に必要な情報を適時適切に開示しているか。</p> <p>(2) 利害関係人等との間で取引が行われた場合には顧客及び投資法人にその内容及び理由等を書面を交付することにより積極的に開示し、顧客及び投資法人の理解を得るように努めているか。</p> <p>(3) 運用物件に災害や譲渡による損失が発生した場合、大型物件を取得した場合あるいは最終損益または分配金に差異が発生する場合にその理由を適時に開示しているか。</p> <p>(4) やむを得ない理由により主要テナントに係る年間賃料を開示できない場合にはその旨を開示し、顧客の投資判断を誤らせないようにしているか。 なお、ファンドごとのキャッシュ・フローとともに、個別の物件ごとに主たるテナントに係る年間賃料を開示するよう努めることが望ましい。</p>	

リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（共通編）

本チェックリストは、検査官が検査を行うに際して、全てのリスクに共通しているチェック項目を整理したものである。

本チェックリストの各項目は、投信・投資一任業者が経営を行う際に、当然に行われているべきリスク管理の基本であり、特に、投信・投資一任業者の取締役自身が認識し、実践していることが求められているものである。仮にその認識が欠け、受託者としての責任を果たしていない場合には、解約、訴訟及びレピュテーション等の問題が発生することにより信託財産等が減少し、当該投信・投資一任業者は、重大な経営リスクにさらされることとなり、取締役の資質も問われよう（本チェックリストの各項目は、管理者、監査役においても認識されているべきものであることは言うまでもない。）。

検査官は、本チェックリスト及び各リスク管理態勢の確認検査用チェックリストにより、各リスク管理態勢の検査を行うものとする。

また、本チェックリストは、投資信託委託業者・認可投資顧問業者に係る検査において適用するものである。本チェックリストにおいては、特にことわりのない限り、「投信・投資一任業者」ということとする。

【本検査マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】

本検査マニュアルはあくまでも検査官が投信・投資一任業者を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものである。各投信・投資一任業者においては、自己責任原則の下、本検査マニュアル等を踏まえ創意・工夫を十分に活かし、それぞれの規模、特性及び業務内容に応じたマニュアルを自主的に作成し、投信・投資一任業者の運用の適正性及び業務の健全性・適正性の確保に努めることが期待される。

本検査マニュアルの各チェック項目は、検査官が投信・投資一任業者のリスク管理態勢を評価する際の基準であり、これらの水準の達成を投信・投資一任業者に直ちに法的に義務付けるものではない。

本検査マニュアルの適用に当たっては、投信・投資一任業者の規模、特性及び業務内容を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。チェック項目について記述されている字義どおりの対応が投信・投資一任業者においてなされていない場合であっても、投信・投資一任業者の運用の適正性及び業務の健全性・適正性の確保並びに投資者の保護等の観点からみて、投信・投資一任業者の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは、投信・投資一任業者の規模、特性及び業務内容に応じた十分なものである、と認められるものであれば、不適切とするものではない。

したがって、検査官は、立入検査の際に被検査投信・投資一任業者と十分な意見交換を行う必要がある。

【注】

- ① チェック項目の語尾が「しているか」又は「なっているか」とあるのは、特にことわりのない限り、全ての投信・投資一任業者に対してミニマム・スタンダードとして求められる項目である。したがって、検査官は各チェック項目を確認の上、その実効性を十分検証する必要がある項目である。
- ② チェック項目の語尾が「望ましい」とあるのは、特にことわりのない限り、投信・投資一任業者に対してベスト・プラクティスとして望まれる項目である。したがって、検査官は、各チェック項目の確認をすれば足りる項目である。
- ③ 「取締役会」の役割とされている項目については、取締役会自身においてその実質的内容を決定することが求められているが、その原案の検討を常務会等で行うことを妨げるものではない。
- ④ 「取締役会等」には、取締役会のほか、常務会、経営会議等も含む。なお、「取締役会等」の役割とされている項目についても、取締役会自身において決定することが望ましいが、常務会等に委任している場合には、取締役会による明確な委任があること、常務会等の議事録を整備すること等により事後的検証を可能としていることに加え、取締役会に結果を報告する、又は、監査役が常務会等に参加する等により、十分な内部牽制が確保されるような体制となっているかを確認する必要がある。
- ⑤ 「監査役会」については、その設置を要しない投信・投資一任業者にあつては「監査役」とする。また、「監査役会等」とは、監査役会及び監査役をいう。
- ⑥ 「管理者」とは各業務を担当する管理職（取締役を含む。）をいう。

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
I. リスク管理に対する認識等 i. 取締役の認識及び取締役会等の役割	1. 代表取締役のリスクに対する理解	代表取締役は、受託者としての責任の観点も含め各種リスクの特性を理解し、戦略に沿って適切な資源配分を行い、かつ、それらの状況を機動的に管理し得る体制を整備しているか。	
	2. 業務執行の意思決定及び取締役に対する監督機関としての取締役会の機能	業務執行に当たる取締役会等の責任・義務 ① 取締役は、業務執行に当たる代表取締役の独断専行を牽制し抑止するなど、適切な業務執行を実現し、ひいては、投信・投資一任業者の信頼の維持・向上を図る観点から、取締役会における業務執行の意思決定及び取締役の業務執行の監督に積極的に参加しているか。 ② 取締役は、業務執行に当たり、信用の基礎を強固なものとする観点から、実質的議論に基づき忠実義務・善管注意義務を十分果たしているか。 ③ 取締役会は、投信・投資一任業者が証券市場へのアクセスの担い手として重大な社会的責任があることを柱とした企業倫理の構築を重要課題として位置付け、それを具体的に担保するための体制を構築しているか。 ④ 取締役会は、単に業務推進に係ることのみではなく、業務運営に際し、内在する各種リスクに関する諸問題について議論しているか。	
	3. 取締役会議事録等の整備	(1) 取締役会議事録等の作成及び備置 取締役会は、 ① 取締役会議事録を作成しているか。 ② 取締役会議事録を法律に定められた期間備え置いているか。 ③ 取締役会に付された議案の内容がわかる原資料を作成しているか。 ④ ③の原資料を取締役会議事録と同期間、保存しているか。 (2) 取締役会議事録又は原資料は、代表取締役のリスク管理に関する決定の記録、各種リスクの実態や問題点のほか、不正行為やトラブル等の報告を確認できる内容となっているか。	
	4. 経営方針の確立	取締役会において、投信・投資一任業者が目指すべき全体像等に基づいた経営方針を明確に定めているか。さらに、経営方針に沿った経営計画を明確に定め、それを組織全体に周知しているか。	
	5. 経営方針等に沿った戦略目標の明確化	取締役会において、どの程度のリスクをとり、どの程度の収益を目標とするのか、といった戦略目標を明確に定めているか。また、各部門の戦略目標は、収益確保を優先するあまり、リスク管理を軽視したものとなっていないか。加えて、運用に関する戦略目標は、受託者責任の観点も考慮したものとなっているか。さらに、当該目標が組織内で周知のものとなっているか。	
	6. 取締役のリスク管理の理解及び認識	取締役は、リスクの所在及びリスクの種類を理解した上で、各種リスクの測定・モニタリング・管理等の手法を理解し、リスク管理の重要性を認識し	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		ているか。特に担当取締役は深い理解と認識を有しているか。	
	7. リスク管理の方針の確立	取締役会において、戦略目標を踏まえたリスク管理の方針を明確に定めているか。加えて、リスク管理の方針が組織内で周知されるよう、適切な方策を講じているか。取締役会において、リスク管理の方針は、定期的（少なくとも年1回）、あるいは、戦略目標の変更等必要に応じ随時見直しているか。	
	8. リスク管理のための組織の整備	取締役会は、各種リスクを管理するリスク管理部門を整備し、その各リスク管理部門のリスクを統合し管理できる体制を整備しているか。また、上記の体制においては、例えば、収益部門とリスク管理部門を分離するなど相互牽制等の機能が十分発揮されるようなものとなっているか。 なお、組織体制については、必要に応じ随時見直し、戦略目標の変更やリスク管理手法の発達にあわせて改善を図っているか。	
	9. 取締役会等に対するリスク状況の報告と組織全体の意思決定への活用	取締役会等は、定期的にリスクの状況の報告を受け、必要な意思決定を行うなど、把握されたリスク情報を業務の執行及び管理体制の整備等に活用しているか。	
	10. 適切なリスク管理を行うための人材育成、配置等に係る方針の確立	取締役会等は、適切なリスク管理を行うため、業務に精通した人材の育成、専担者の配置、その陣容、事故防止のための人事管理等についての方針を明確に定めているか。	
	11. 監査役会等による経営監視機能	監査役会等による経営監視機能 ① 監査役は、リスク管理に関する取締役会に最低限一人は必ず出席しているか。 ② 監査役会等については、制度の趣旨に則り、その独立性を確保しているか。 ③ 監査役会等は、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を実施しているか。また、監査役会を補佐する適切な人材を必要な数だけ確保しているか。 ④ 監査役会等の機能発揮の補完のために、会計監査人を活用しているか。また、必要に応じて法律事務所等も活用しているか。 ⑤ 監査役会が組織される場合でも、各監査役は、あくまでも独任制の機関であることを自覚し、自己の責務に基づき積極的な監査を実施しているか。 ⑥ 監査役会は、外部監査の結果自体が適正なものであるか否かをチェックしているか。	

項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
ii. 管理者の認識及び役割	1. 管理者のリスク管理の理解及び認識	管理者は、リスクの所在及びリスクの種類を理解した上で、リスクに応じた測定・モニタリング・管理等の手法を十分に理解し、リスク管理の重要性を認識し、かつ、各部門の担当者に当該内容を理解・認識させるよう、適切な方策を講じているか。	
	2. リスク管理のための社内規程の整備	管理者は、リスク管理の方針に沿って、リスクの種類に応じた測定・モニタリング・管理等の手法を構築し、適切なリスク管理のための社内規程を取締役会等の承認を得た上で整備しているか。	
	3. リスク管理のための組織の整備	管理者は、リスク管理の方針及びリスク管理のための社内規程に沿って、適切なリスク管理を行うための組織を整備しているか。	
	4. リスク管理の適切な実行	管理者は、リスク管理の方針及びリスク管理のための社内規程に従い、リスクの評価・モニタリング・管理など、適切なリスク管理の実行について責任を負っているか。また、リスク管理手法や組織の有効性を適時適切に検証するとともに、市場の変化やリスク量の増大、手法の向上等にあわせて、必要に応じ、リスク管理手法や組織を見直しているか。	
	5. リスク管理を行うための適切な人員配置	管理者は、取締役会等で定められた方針に基づき、専担者の配置等、リスク管理を行うための組織が機能を有効に発揮できるよう、適切に人員の配置を行っているか。また、人員の配置に当たっては、実務経験者等、専門性を持った人材を配置しているか。	
	6. 人材育成のための研修体制の整備	管理者は、取締役会等で定められた方針に基づいた人材育成及び各部門の担当者のリスク管理能力を向上させるための研修体制を整備し、専門性を持った人材の育成を行っているか。	
	7. 事故防止のための人事管理	<p>管理者は、事故防止等の観点から、例えば、休暇、研修、内部出向制度等又はこれらの組み合わせ等により、一定期間、職員（管理者を含む）が職場を離れる方策をとっているか。</p> <p>また、職場を離れる方策をとり得ない場合、あるいは、職場を離れる方策が事故防止等に有効でない場合は、事故防止等の観点を踏まえた実効性ある方策を講じているか。</p>	
iii. 企業風土の醸成	リスク管理重視の企業風土の醸成	<p>代表取締役及び取締役会は、リスク管理部門を軽視することが企業収益に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。</p> <p>特に、適切なリスク管理を行わないまま、短期的な収益確保を優先した目標の設定や当該目標を反映した報酬体系の設定を避けているか。</p> <p>なお、管理者においても、リスク管理を重視し、各部門においてその考え方が浸透するよう、適切な方策を講じているか。</p>	

項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
II. 適切なリスク管理態勢の確立 i. リスクの認識と評価	管理すべきリスクの所在及び種類の特定	各部門の戦略目標に対応し、どのような種類の業務を行い、どのようなリスクを管理しなければならないのかについて、継続的に特定しているか。 特に新規の業務に取り組む場合等、新たなリスクの発生が見込まれる場合には、そのリスクを特定し、管理に必要なインフラを整備し、管理が適切に行われるよう事前に十分な検討を行っているか。	
ii. 管理業務	1. リスク管理の手法及び社内規程の適切性	リスク管理手法や社内規程の内容は、各投信・投資一任業者の各収益部門の戦略目標、あるいは、取り扱っている業務や金融商品の内容からみて適切なものとなっているか。また、リスク管理業務が、投信・投資一任業者の日常業務の一部となっているか。	
	2. 各業務部門における社内規程の整備及び見直し	リスク管理のための規程には、各業務部門ごとに手続き、権限、必要書類、緊急時の対応策など、各業務の遂行方法を定めているか。また、管理者は、職員が社内規程に従い手続きを遵守しているかを検証しているか。 なお、管理者は、これらの社内規程を定期的に見直しているか。	
	3. 総合的なリスク管理	リスク管理に当たっては、海外拠点を含む支店等及び子会社等連結会社に所在する各種リスクを、法令等に抵触しない範囲で、それぞれ管理するとともに、リスク管理部門が総合的に管理しているか。また、各リスク管理部門が管理しているリスクを統合して管理しているか。	
iii. 職責の分離	相互牽制体制の構築	リスク管理部門の役職員は、利益相反となる業務（収益部門）に従事していないか。また、利益相反が発生していないか、内部監査及び外部監査において不断に検証しているか。	
iv. 情報伝達	1. リスク管理部門の代表取締役及び取締役会等に対する報告	リスク管理部門は、収益部門からの影響を受けることなく、組織全体のリスク管理体制の設計・管理も含めて、代表取締役及び取締役会等に対し直接、必要に応じ随時報告を行っているか。	
	2. 代表取締役及び取締役会等に対する報告の内容	リスク管理部門は、代表取締役及び取締役会等に対して分かりやすく、かつ、経営に重大な影響を与えるリスク情報を網羅し、正確に報告しているか。	
	3. 情報システム等の整備	主要な業務をカバーした情報システムを構築し、維持管理しているか。また、信頼度が高い電子情報システムを構築し管理しているか。さらに、これらの情報システムの障害発生に備え、実効性あるコンティンジェンシープランを策定しているか。	

項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
Ⅲ. 内部監査 i. 代表取締役及び取締役会の内部監査に対する認識及び方針等	1. 内部監査の重要性の認識	代表取締役及び取締役会は、リスクの種類・程度に応じた実効性ある内部監査態勢を構築することが、企業収益の獲得及び適切なリスク管理に不可欠であることを十分認識し、内部監査規程等により内部監査の目的を適切に設定しているか。	(注)「内部監査」とは、各業務部門等（以下、「被監査部門等」という。）から独立した内部監査部門（検査部、業務監査部等）が、被監査部門等における内部管理態勢（リスク管理態勢を含む）等の適切性、有効性を検証するプロセスである。このプロセスは、被監査部門等における内部事務処理等の問題点の発見、指摘にとどまらず、内部管理態勢等の評価及び問題点の改善方法の提言等まで行うものであり、原則として、内部管理の一環として被監査部門等が実施する検査等を含まない。以下同じ。
	2. 内部監査機能を果たすための組織構造の構築	(1) 取締役会は、内部監査部門が内部管理態勢（リスク管理態勢を含む）等の適切性・有効性を検証する部門であることを認識し、この機能を十分発揮できる態勢を構築しているか。 (2) 取締役会は、専ら内部監査部門を担当する取締役を選任していることが望ましい。取締役会は、内部監査部門を担当する取締役に被監査部門等を兼任させる場合、内部監査部門の独立性を確保するための措置を講じているか。 (3) 取締役会は、通常の監査とは別に、重要なリスクにさらされている業務、部門又はシステム等について、内部監査部門が特別な監査を実施できる態勢を構築しているか。 (4) 取締役会は、現行の内部監査態勢で十分な監査業務を遂行し得ないと判断した業務等について、外部の専門家を活用することにより内部監査機能を補強・補完している場合においても、その内容、結果等に引き続き責任を負っているか。	
	3. 内部監査部門の管理	(1) 取締役会等は、内部監査が有効に機能するよう、内部監査部門に対して各業務に精通した人材を適切な規模で配置しているか。 (2) 一定規模以上のリスクがあると取締役会等が判断した海外拠点には、拠点長から独立し、内部監査部門等に直結した内部監査担当者（インターナル・オーディター）を設置しているか。 (3) 取締役会は、内部監査が有効に機能しているかを定期的に確認しているか。	
ii. 内部監査の独立性	1. 内部監査部門の独立性	(1) 内部監査部門は、内部監査の対象となる被監査部門等に対して十分な牽制機能が働く独立した体制となっているか。 (2) 内部監査部門は、被監査部門等から不当な制約を受けることなく監査業務を実施しているか。 (3) 内部監査部門は、業務活動そのものや、財務情報その他業務情報の作成等、被監査部門が行うべき業務に従事していないか。	
	2. 内部監査部門の権限及び責任の範囲等	(1) 代表取締役及び取締役会は、内部監査部門の業務、権限及び責任の範囲等を投信・投資一任業者の全ての役職員に周知徹底しているか。 (2) 内部監査は、投信・投資一任業者の全ての業務を監査対象としているか。また、連結対象子会社及び持分法適用会社の業務については、法令等に抵触しない範囲で監査対象としているか。内部監査の対象とできない連結対象子会社及び持分法適用会社の業務並びに外部に委託した業務につい	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	3. 情報等の入手体制の整備	<p>ては、当該業務の所管部門等による管理状況等を監査対象としているか。</p> <p>(1) 内部監査の従事者は、職務遂行上必要とされる全ての資料等を入手できる権限を有しているか。また、職務遂行上必要とされる全ての役職員を対象に、面接・質問等できる権限を有しているか。</p> <p>(2) 内部監査部門長は、必要に応じて、内部管理（リスク管理を含む）等に関する会議（各種リスク管理委員会等）に出席しているか。</p> <p>(3) 被監査部門等による検査等で内部管理上の問題やリスク管理上の不備等の問題点が発見された場合、被監査部門等の役職員は、速やかに内部監査部門長に報告しているか。</p>	(注)「内部監査部門長」とは、同部門を統括する上級管理職（検査部長、業務監査部長等）を言う。
iii. 内部監査の従事者の専門性	内部監査の従事者の専門性	<p>(1) 内部監査の従事者は、各業務等を十分検証できるだけの専門性を有しているか。</p> <p>(2) 内部監査部門においては、内外の研修を活用するなど、内部監査の従事者の専門性を高めるための各種方策を講じているか。その際、内部監査部門に継続的な研修制度を設け、内部監査の従事者が、これを定期的にご利用していることが望ましい。</p>	
iv. 内部監査規程等	内部監査規程等	<p>(1) 内部監査規程等には、以下の項目等が規定されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 内部監査の目的 ② 内部監査部門の組織上の独立性 ③ 内部監査部門の業務、権限及び責任の範囲 ④ 内部監査部門の情報等の入手体制 ⑤ 内部監査の実施体制 ⑥ 内部監査部門の報告体制 <p>(2) 内部監査規程等は、取締役会による承認を受けているか。</p> <p>(3) 内部監査規程等は、経営環境の変化に応じて見直されているか。</p> <p>(4) 内部監査部門は、内部監査業務の実施要領等を作成し、取締役会等の承認を受けているか。また、実施要領等は、必要に応じて適宜見直されているか。</p>	
v. 内部監査計画	内部監査計画	<p>(1) 内部監査部門は、被監査部門等におけるリスクの管理状況を把握した上、リスクの種類・程度に応じて、頻度及び深度等に配慮した効率的かつ実効性ある内部監査計画を立案しているか。</p> <p>(2) 取締役会は、被監査部門等におけるリスクの管理状況及びリスクの種類・程度を理解した上、監査方針、重点項目等、内部監査計画の基本事項を承認しているか。</p> <p>(3) 経営上の重要な問題が発生した場合又は経営環境が変化した場合、取締役会は、必要に応じて、内部監査部門長に監査方針等の変更を指示しているか。</p>	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
vi. 内部監査の実施	内部監査の実施	<p>(1) 内部監査部門は、内部監査計画に基づき、各被監査部門等に対し、頻度及び深度等に配慮した実効性ある内部監査を実施しているか。</p> <p>(2) 内部監査部門は、例えば同一の内部監査の従事者が連続して同一の被監査部門等の同一の監査に従事することを回避するなど公正な内部監査が実現できるように努めているか。</p> <p>(3) 内部監査部門は、内部監査を実施するに際し、被監査部門等の実施した検査等の結果を活用しているか。</p> <p>(4) 内部監査の従事者は、内部監査で実施した手続、把握した問題点等を正確に記録しているか。</p> <p>(5) 内部監査を親会社が実施する場合には監査対象を法令等に抵触しない範囲としているか。</p>	
vii. 内部監査結果の報告及び問題点の是正	1. 内部監査結果等の報告	<p>(1) 内部監査の従事者は内部監査で発見・指摘した問題点等を正確に反映した内部監査報告書を、遅滞なく作成しているか。</p> <p>(2) 内部監査部門長は、内部監査報告書の内容を確認した上、そこで指摘された重要な事項について、遅滞なく代表取締役及び取締役会に報告しているか。また、内部監査及び日常のチェックにより発見された問題点のうち、経営に重大な影響を与えると認められる問題点については、速やかに代表取締役及び取締役会に報告しているか。</p>	
	2. 問題点の是正	<p>(1) 被監査部門等は、内部監査報告書で指摘された問題点について、その重要度合い等を勘案した上、遅滞なく改善しているか。また、内部監査部門は、被監査部門等の改善状況を適切に管理し、その後の内部監査計画に反映させているか。</p> <p>(2) 代表取締役及び取締役会は、内部監査の結果等を受け、経営に重大な影響を与えると認められる問題点、被監査部門等のみで対応できないと認められる問題等について適切な措置を講じているか。</p>	
IV. 外部監査	1. 会計監査人等による外部監査の実施	<p>(1) 代表取締役及び取締役会は、会計監査人等による実効性ある外部監査が、企業収益の獲得及び適切なリスク管理に不可欠であることを十分認識しているか。</p> <p>(2) 内部管理態勢（リスク管理態勢を含む）の有効性等について、年1回以上会計監査人等による外部監査を受けているか（なお、投資一任業者にあつては、会計監査人等の選任を義務付けられていない場合があるので、その点を留意する必要がある。）。また、海外の拠点を有する投信・投資一任業者においては、海外の各拠点ごとに各国の事情に応じた外部監査を実施しているか。</p> <p>なお、当該監査結果は、監査の内容に応じて、取締役会又は監査役会に直接、正確に報告されなければならない。また、監査役監査等の実効性の確保に資するものとなっているか。</p>	<p>ここでいう外部監査は、ファンド等の財務諸表監査に限定するものでないが、現状では、制度上義務付けられているファンド等の財務諸表監査及び同監査手続の一環として実施される内部管理態勢の有効性等の検証以外の外部監査を義務付けるものでないことに留意する必要がある。</p> <p>ただし、各投信・投資一任業者が、内部管理態勢の有効性等を確保するため、ファンド等の財務諸表監査と別に外部監査を受けている場合は、財務諸表監査の結果と併せ、内部管理態勢の有効性等を総合的に</p>

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		(3) 取締役会は、外部監査が有効に機能しているかを定期的に確認しているか。	検証することとなる。
	2. 会計監査人等の外部監査人と内部監査部門との関係	取締役会は、必要に応じて、内部監査部門と会計監査人等の外部監査人との協力関係に配慮しているか。	
	3. 問題点の是正	会計監査人等の外部監査人により指摘された問題点は、被監査部門等において一定期間内に改善しているか。また、内部監査部門は、その改善状況を適切に管理しているか。	

運用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

本検査マニュアルで定義する運用リスクとは、信託財産等の運用において投信・投資一任業者が、本来果たすべき忠実義務・善管注意義務等の受託者としての責任を怠ったことにより生じる損失及び得べかりし利益を喪失するリスクである。

検査官は、本チェックリスト及び「リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（共通編）」により、運用リスクの管理態勢の確認検査を行うものとする。

また、本チェックリストは、投資信託委託業者・認可投資顧問業者に係る検査において適用するものである。本チェックリストにおいては、特にことわりのない限り、「投信・投資一任業者」ということとする

【本検査マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】

本検査マニュアルはあくまでも検査官が投信・投資一任業者を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものである。各投信・投資一任業者においては、自己責任原則の下、本検査マニュアル等を踏まえ創意・工夫を十分に活かし、それぞれの規模、特性及び業務内容に応じたマニュアルを自主的に作成し、投信・投資一任業者の運用の適正性及び業務の健全性・適正性の確保に努めることが期待される。

本検査マニュアルの各チェック項目は、検査官が投信・投資一任業者のリスク管理態勢を評価する際の基準であり、これらの水準の達成を投信・投資一任業者に直ちに法的に義務付けるものではない。

本検査マニュアルの適用に当たっては、投信・投資一任業者の規模、特性及び業務内容を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。チェック項目について記述されている字義どおりの対応が投信・投資一任業者においてなされていない場合であっても、投信・投資一任業者の運用の適正性及び業務の健全性・適正性の確保並びに投資者の保護等の観点からみて、投信・投資一任業者の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは、投信・投資一任業者の規模、特性及び業務内容に応じた十分なものである、と認められるものであれば、不適切とするものではない。

したがって、検査官は、立入検査の際に被検査投信・投資一任業者と十分な意見交換を行う必要がある。

【注】

- (1) チェック項目の語尾が「しているか」又は「なっているか」とあるのは、特にことわりのない限り、全ての投信・投資一任業者についてミニマム・スタンダードとして求められる項目である。したがって、検査官は、各チェック項目を確認の上、その実効性を十分に検証する必要がある項目である。
- ② チェック項目の語尾が「望ましい」とあるのは、特にことわりのない限り、投信・投資一任業者に対してベスト・プラクティスとして望まれる項目である。したがって、検査官は、各チェック項目の確認をすれば足りる項目である。
- (3) 「取締役会」の役割とされている項目については、取締役会自身においてその実質的内容を決定することが求められているが、その原案の検討を常務会等で行うことを妨げるものではない。
- (4) 「取締役会等」には、取締役会のほか、常務会、経営会議等も含む。なお、「取締役会等」の役割とされている項目についても、取締役会自身において決定することが望ましいが、常務会等に委任している場合には、取締役会による明確な委任があること、常務会等の議事録を整備すること等により事後的検証を可能としていることに加え、取締役会に結果を報告する、又は、監査役が常務会等に参加する等により、十分な内部牽制が確保されるような体制となっているかを確認する必要がある。
- ⑤ 「監査役会」については、その設置を要しない投信・投資一任業者にあつては「監査役」とする。また、「監査役会等」とは、監査役会及び監査役をいう。
- ⑥ 「管理者」とは各業務を担当する管理職（取締役を含む。）をいう。

項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
I. 運用リスク管理に対する認識等 i. 取締役の認識及び取締役会等の役割	1. 取締役の運用リスク管理の理解及び認識	(1) 取締役は、受託者としての責任の観点から信託財産等の運用に関しては最良執行の確保を図ることの重要性を認識しているか。 (2) 取締役は、最良執行を図るうえで、信託財産等の運用に係るリスクの所在・種類及び各種リスクの測定・モニタリング・管理等の手法を理解し、リスク管理の重要性を認識しているか。	
	2. 運用方針及び運用目標等の策定	(1) 取締役会は、信託財産等に係る運用方針を、信託財産等のリスク許容量、信託財産等の性格、自らの運用能力、リスク管理能力等を踏まえ決定しているか。 (2) 取締役会等は、信託財産等の運用方針に基づき、運用目標等を定めているか。	
	3. 運用リスク管理のための組織の整備	(1) 取締役会は、定められた信託財産等の運用方針及び運用目標等に沿って、運用リスクを管理する体制を整備しているか。 (2) 運用リスクを管理する部門を、例えば、運用部門及び管理部門から独立させることなどにより相互牽制機能を確保しているか。	
	4. 取締役会等に対する報告と意思決定への活用	取締役会等は、定期的に信託財産等の運用に関する最良執行及びリスクの状況について報告を受け、必要な意思決定を行うなど、把握されたリスク情報を業務の執行及び管理体制の整備等に活用しているか。	
	5. 新たな運用手法の導入	取締役会等は、新たな運用手法を導入するに当たって、運用方針、顧客資産の性格及びリスク許容量、リスク管理手法に留意し、その適切性を検討しているか。	
ii. 管理者の認識及び役割	1. 運用リスクの管理者の理解及び認識	運用リスクの管理者は、運用リスクの所在及び種類を理解した上で、リスクに応じた測定・モニタリング・管理等の手法を十分に理解し、運用リスク管理の重要性を認識し、かつ、各部門の担当者に当該内容を理解・認識させるよう適切な方策を講じているか。	
	2. 運用リスク管理のための社内規程の整備	<p>管理者は、信託財産等の運用に際して、運用リスクを管理するため下記の社内規程を定め、取締役会等の承認を得ているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 信託財産等の資金特性に合致した組入れ資産の限度額や損失許容額等のリミットに関する社内規程 ② 各種運用リスク管理手法（測定、モニタリング、管理）に関する社内規程 ③ 債券貸借取引、外国為替取引、デリバティブ取引等に関する社内規程 ④ 流動性が低く処分が困難な資産や客観的に時価を算出できない資産に係るリスク管理手法に関する社内規程 ⑤ 新たな運用手法を導入する場合の検討項目及び承認手続に関する社内規程 	

(注)「リミット」とは、リスク・リミット (VaR 等の予想損失額の限度枠)、資産運用枠 (保有限度枠)、損失限度及びトラッキングエラー等の投信・投資一任業者が設けている運用リスク管理上必要な制限及び枠の全てをいう。以下同じ。
(注)「関係会社」とは「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める関係会社並びに投信法及び顧問業

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	3. 適切な運用リスク管理の実施	<p>⑥ 外部に運用を再委託等する場合の運用リスク管理手法に関する社内規程</p> <p>(1) 管理者は、運用リスク管理のための方針及び社内規程に基づいて管理を実行しているか。</p> <p>(2) 市場環境等の変化を資産配分、運用リスク管理手法に適切に反映させるため、常に分析を行い、信託財産等の運用に影響を及ぼす事項については適切に取締役会等に報告しているか。</p> <p>(3) 運用リスクを管理するに際しては、信託財産等を形成する個々の資産や商品のリスクに着目するのみならず、ポートフォリオ全体のリスク・リターン観点からも管理しているか。</p>	<p>法に定める利害関係人である法人をいうものとする。</p> <p>(注)「再委託(先)等」とは、投資信託業における再委託(先)及び投資一任業における再委任(先)をいう。</p>
<p>II. 適切な運用リスク管理態勢の確立</p> <p>i. 運用リスクの認識</p>	1. 運用に係るリスクの把握	<p>(1) 運用リスク管理部門は、全ての信託財産等について、リスクを十分に把握しているか。</p> <p>(2) 資産運用の再委託等をしている場合、再委託先等の資産運用等の状況等を把握しているか。</p>	<p>(注)「市場リスク」とは、金利リスク、価格変動リスク、為替リスクのことをいう。</p>
2. 市場リスク	<p>(1) 運用リスク管理部門は、市場リスクが存在する資産及びそのリスクを明確に把握しているか。</p> <p>(2) 市場性の無い、もしくは非常に流動性が低い資産については、合理的な方法で算出された時価等、リスク管理のために必要な数値を把握しているか。</p> <p>(3) 時価算定の客観性を確保するため、以下の点に留意しているか。</p> <p>① 「金融商品にかかる会計基準」(企業会計審議会)等に基づき、適正に時価を算定しているか。なお、特に投資信託においては以上の点の他、投信法に定める会計基準や投資信託協会規則に留意しているか。</p> <p>② 時価算定の客観性確保の状況に関して、内部監査の重点事項に含まれているか。</p> <p>(4) 客観的な方法で時価を算出できない資産については、運用方針等を踏まえ、その資産が保有するリスクを十分に検討しているか。</p> <p>(5) ポートフォリオを構成する銘柄、トラッキングエラー等を継続的にチェックしているか。</p> <p>(6) デリバティブを利用するに当たっては、運用方針に合致するものとなっているか。</p> <p>(7) デリバティブ取引に関する使用目的や運用方針について社内規程を整備し、取締役会等の承認を得ているか。また、運用報告体制は整備されているか。</p> <p>(8) 想定外のリスクが顕在化した場合、速やかに対応できる体制を整備しているか。</p>		

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	3. 信用リスク	<p>(1) 運用リスク管理部門は、信託財産等への組入れに当たり、事前に組入資産の流動性、格付等を十分に調査・分析し信用リスクが存在する資産及びそのリスクを明確に把握しているか。</p> <p>(2) 有価証券等の信用リスクを評価するに当たっては、格付等の外形的基準のみではなく、組入資産の発行体の経営事情の変化等について情報の収集を行うほか、投資不適格となった場合、速やかに対応できる体制が整っているか。(インデックス運用を除く。)</p> <p>(3) 有価証券の貸付や債券貸借取引において、取引先ごとの取引枠・取引限度額、担保の受入れ等について社内規程に則って行われているか。</p> <p>(4) デリバティブ取引を行うに当たっては、取引先毎に種類、取引量、期間等の契約に関する適切性についてチェックしているか。また、取引先の信用リスクを評価するに当たって、格付け等の外部情報を考慮するほか、適時に取引枠の見直しを行っているか。</p>	(注)「信用リスク」とは、有価証券の発行体等の財務状況の悪化等により、組入資産の価値が減少ないし消失し、信託財産等が損失を被るリスクをいう。
	4. 取引先リスク	<p>(1) 証券会社等ブローカーの選定に当たっては、ブローカーの信用力・売買執行能力・事務能力・リサーチ能力などに関する一定の評価基準を社内規程等で明確に定めた上で、売買発注を行っているか。また、定期的にブローカーに対する評価を見直しているか。</p> <p>例えば、次のような点を勘案しブローカーを選定しているか。</p> <p>① 大量の売買注文の執行に当たっては、確実に当該注文を執行する体制が整備されているか。</p> <p>② 意図した時点及び価格での売買執行ができるか。</p> <p>③ 時間外取引・海外取引の執行が可能か。</p> <p>④ 事務ミス等のトラブルが生じた際にそれに応じた対応策が速やかにとられ、問題の解決が図られる体制が整備されているか。</p> <p>⑤ 取引内容の秘密保持が確保されているか。</p> <p>(2) 投資信託の解約代金等の調達を目的に資金の借入れを行うに当たり相手先を十分に検討するほか、借入れに係る契約締結に当たり金額、利率及び期限等の契約内容を十分に検討しているか。</p> <p>(3) 契約を締結するに当たっては、リーガルチェックを行っているか。</p>	(注)「取引先リスク」とは、証券会社等ブローカーの責によって円滑な取引に支障が生じたために信託財産等が損失を被るリスクをいう。
	5. 流動性リスク	<p>(1) 投資信託の運用に当たっては、</p> <p>① ファンドの解約・換金など顧客等の行動に影響を及ぼす風評等の情報を収集、分析し、対応策を策定しているか。</p> <p>② 予期せぬ途中大量解約・換金に備えた対応策(コンティンジェンシープラン)が策定されているか。また、適宜対応策を見直しているか。</p> <p>③ 高コストの資金調達を余儀なくされないよう資金繰り管理が適切に行われているか。また、組入資産にとって不利な条件で換金処分され、パフォーマンスの低下を招くことのないような流動性リスクを管理しているか。</p> <p>④ 信託財産等に係る資金繰りの状況について日々管理しているか。</p>	(注)「流動性リスク」とは、大量の解約・換金によって必要とする資金の確保に通常よりも著しく不利な条件での取引を余儀なくされることにより信託財産等が損失を被るリスクと、市場の混乱等により市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより信託財産等が損失を被るリスクからなる。

項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
		(2) 一度に多量の同一銘柄の資産を売買する時には、大きな市場流動性リスクが生じることがあることを認識し、その影響を勘案したうえで取引を行っているか。 (3) 市場流動性の状況を正確に把握し（又は報告を受け）、必要に応じて市場流動性の状況を代表取締役及び取締役会等へ報告しているか。	
	6. 不動産投資リスク	「不動産投資リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」参照。	
ii. 運用リスクの管理	1. 運用リスクの管理	(1) 運用リスク管理部門は、各運用部門が定められた社内規程を遵守しているかを適切にモニターし、管理しているか。 (2) 定められたリミットを超えた場合等の手続を社内規程に従って適切に行っているか。 (3) リミットを超えて資産を保有し続けていないかを確認しているか。 (4) 内部監査及び外部監査で運用リスク管理において改善を要するとされた事項について、被監査部門において一定期間内に改善しているか。また、内部監査部門は、その改善状況を適切に管理しているか。	
	2. 取引執行コストの管理	(1) 引合い先の見直しを行っているか。 (2) 取引執行コストの実績を継続して把握し、その最小化を考慮しているか。 (3) 運用上必要な外貨滞留が生じる場合には、為替リスク、コスト等を勘案し適切な管理を行っているか。	
iii. 運用の再委託等	1. 運用の再委託等に係るリスクの認識	取締役は、運用の再委託等によって生じる結果の受託者としての責任は、投信・投資一任業者自身に帰することを認識しているか。	投信業者の連帯賠償責任（投信法第33条の2） 投資一任業者（民法第105条及び投資顧問業法第37条）
	2. 運用の再委託等に係るリスク管理体制	(1) 運用の再委託等の内容及び再委託先等について、資産運用能力・信用力・リスク管理能力等について定期的に評価を行っているか。 (2) 運用の再委託先等における運用リスクに対する内部監査・外部監査の実施状況を把握し、内部統制の状況及びその有効性を評価するための十分な情報を入手しているか (3) 運用の再委託先等において生じるシステムダウン等のトラブルに対するためのコンティンジェンシープランが整備されているか。	
	3. 問題点の是正	認識された問題点について速やかに是正しているか。	
iv. 情報伝達	1. 運用リスク管理部門に対する報告	運用部門は、定期的かつ必要に応じてリスクの状況を運用リスク管理部門に報告しているか。	
	2. 取締役会等への適切な報告	運用リスク管理部門は、運用部門等から影響を受けることなく、定期的かつ必要に応じてリスクの状況を取締役会等へ報告しているか。	

不動産投資リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

「不動産投資リスク」とは、賃貸料等の変動等を要因として不動産に係る収益が減少する、又は市況の変化等を要因として不動産価格自体が下落するリスクである。検査官は、本チェックリスト、「リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（共通編）」及び「運用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」により、不動産投資リスクの管理態勢の確認検査を行うものとする。

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
I. リスク管理に対する認識等 i. 取締役の認識及び取締役会等の役割	1. リスクに対する理解	取締役会は、不動産投資が次のようなリスクを内包していることを理解しているか。 ① 商品設計に係るリスク イ. 投資不動産の選択上のリスク（地域の偏在、テナントの集中、一棟貸等） ロ. 投資法人の倒産リスク ② 関係者に係るリスク イ. 投資不動産の賃貸、管理・修繕等の利益相反に関するリスク ロ. 投資不動産の管理受託者の能力に関するリスク ハ. 投資不動産の取引相手先の倒産等に関するリスク ③ 不動産に係るリスク イ. 不動産の流動性リスク ロ. 賃料収入の変動リスク（テナントの入替・退出等） ハ. 維持管理費用の変動リスク ニ. 欠陥、瑕疵に関するリスク（瑕疵担保の有無等） ホ. 権利義務関係のリスク（共有、区分所有、借地等） ヘ. 鑑定評価に関するリスク ト. 事故、災害による建物の毀損・滅失・劣化のリスク チ. 法令の変更リスク（環境、建築、都市計画等）	
	2. リスク管理のための組織の整備	取締役会は、投資案件の審査、モニタリング、分析等の管理を適切に行う運用リスク管理部門を設置しているか。 さらに、運用リスク管理部門の権限・責任を明確に定めているか。 また、運用リスク管理部門は投資運用部門から独立し、運用リスク管理部門の担当取締役は投資運用部門の取締役が兼務していないなど、投資運用部門の影響を受けない体制となっているか。 なお、やむを得ず運用リスク管理部門が投資運用部門から独立できない場合及び運用リスク管理部門の担当取締役が投資運用部門の取締役と兼務せざるを得ない場合には、適切な運用リスク管理を行うための牽制機能を確保しているか。	
ii. 管理者の認識及び役割	1. リスク・ファクター（要因）の認識・把握	運用リスク管理部門の管理者は、不動産投資が内包するリスク・ファクターを適切に認識・把握しているか。	(注)「運用リスク管理部門」とは、不動産投資運用の審査及びリスク管理を行う部門をいう。
	2. リスク管理のための社内規程の整備	運用リスク管理部門の管理者は、基本方針を踏まえて、不動産投資リスクを適切に管理するための社内規程を明確に定めているか。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
II. 適切なリスク管理態勢の確立 i. 不動産投資の取得に関する管理	1. 不動産等取得基準等の整備	運用リスク管理部門は、投資の採算性（投資利回り等）、投資の適格性（ポートフォリオ、デューデリジェンス、コンプライアンス等）を勘案した基本方針に基づく取得基準及び審査手続等を含んだ不動産投資リスク管理規程を、取締役会等の承認を得た上で、整備しているか。 また、当該規程を定期的かつ必要に応じて見直しているか。	(注)「デューデリジェンス」とは、例えば以下のような物件精査をいう。 1. 物理的調査 (1) 土地調査 所在、地積、境界、埋蔵物、地質・地盤等 (2) 建物調査 建築・設備、修繕、更新費用、耐震性、PML（最大可能損失額）・再調達価格算出等 2. 環境調査 アスベスト、土壌・地下水汚染等 3. 法的調査 法令制限関係、権利関係、賃貸借契約関係、占有関係、売買契約等 4. 経済的調査 (1) マーケット調査 一般的要因、地域要因、市場調査、個別的要因 (2) 経営調査 賃貸状況、収支分析、キャッシュフロー、投資利回り等
	2. 不動産等取得に当たっての調査	投資運用部門は、不動産等の取得に当たってデューデリジェンス及び不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえた価格の調査を行っているか。	
	3. 不動産等取得の審査	運用リスク管理部門は、不動産等の取得の審査に当たって、取得基準への準拠性、取得価格の妥当性等を勘案しているか。	
ii. 不動産投資の保有に関する管理	1. 不動産等の管理規程の整備	運用リスク管理部門は、不動産等の管理に当たって以下の事項を含んだ不動産投資リスク管理規程を、取締役会等の承認を得た上で、整備しているか。 ① 不動産等の評価方法、不動産等の入替基準、不動産等の長期修繕計画が定めてある個別不動産投信等の資産管理計画書 ② 不動産等の管理会社の選定基準 ③ 不動産等の賃貸契約基準 ④ 不動産等の修繕等の工事発注基準 ⑤ 不動産等の保険契約の更新基準	
	2. 不動産等の管理の実行	投資運用部門は、 ① 資産管理計画書に基づき管理を行っているか。 ② 不動産等の管理会社の選定・監督を適切に行っているか。 ③ 不動産等の賃貸契約の締結を適切に行うあるいは適切に行われていることをチェックしているか。 ④ 不動産等の修繕等の工事発注を適切に行うあるいは適切に行われていることをチェックしているか。 ⑤ 不動産等の保険契約の更新を適切に行うあるいは適切に行われていることをチェックしているか。	
	3. 不動産等の調査	投資運用部門は、不動産等の投資の採算性（投資利回り等）、投資の適格性（ポートフォリオ、デューデリジェンス、コンプライアンス等）について定期的かつ必要に応じて調査しているか。	
	4. 不動産等の見直し	投資運用部門は、投資基準に適合しなくなった不動産等がある場合には、入替・売却について検討しているか。 なお、投資基準に適合しなくなった不動産の管理等、検討については、運用リスク管理部門のチェックを受けているか。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
iii. 不動産投資の売却に関する管理	1. 不動産投資に関する売却基準等の整備	運用リスク管理部門は、投資の採算性（投資利回り等）、投資の適格性（ポートフォリオ、デューディリジェンス、コンプライアンス等）を勘案した基本方針に基づく売却基準及び審査手続きを含んだ不動産投資リスク管理規程を、取締役会等の承認を得た上で、整備しているか。 また、当該規程を定期的かつ必要に応じ見直しているか。	
	2. 不動産等売却に対する調査	投資運用部門は、不動産等の売却に当たって下記の調査を行っているか。 ① マーケットや賃貸経営状況等の経済的調査 ② 不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえた価格の調査	
	3. 不動産等売却の審査	運用リスク管理部門は、不動産等の売却の審査にあたって、売却基準への準拠性、売却価格の妥当性等を勘案しているか。	
iv. 情報伝達	1. 運用リスク管理部門に対する報告	投資運用部門は、定期的かつ必要に応じ不動産投資リスクの状況を運用リスク管理部門等必要な部門に報告しているか。	
	2. 取締役会等への適切な報告	投資運用部門は、投資基準に適合しなくなった不動産の状況について、定期的かつ必要に応じ取締役会等へ報告を行っているか。	

事務リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは不祥事等を起こすことにより信託財産等及び投信・投資一任業者が損失を被るリスクである。

検査官は、本チェックリスト及び「リスク管理態勢の確認用チェックリスト（共通編）」により事務リスクの管理態勢の確認検査を行うものとする。

本チェックリストは、投資信託委託業者・認可投資顧問業者に係る検査において適用するものである。本チェックリストにおいては、特にことわりのない限り、「投信・投資一任業者」ということとする。

【本検査マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】

本検査マニュアルはあくまでも検査官が投信・投資一任業者を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものである。各投信・投資一任業者においては、自己責任原則の下、本検査マニュアル等を踏まえ創意・工夫を十分に活かし、それぞれの規模、特性及び業務内容に応じたマニュアルを自主的に作成し、投信・投資一任業者の運用の適正性及び業務の健全性・適正性の確保に努めることが期待される。

本検査マニュアルの各チェック項目は、検査官が投信・投資一任業者のリスク管理態勢を評価する際の基準であり、これらの水準の達成を投信・投資一任業者に直ちに法的に義務付けるものではない。

本検査マニュアルの適用に当たっては、投信・投資一任業者の規模、特性及び業務内容を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。チェック項目について記述されている字義どおりの対応が投信・投資一任業者においてなされていない場合であっても、投信・投資一任業者の運用の適正性及び業務の健全性・適正性の確保並びに投資者の保護等の観点からみて、投信・投資一任業者の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは、投信・投資一任業者の規模、特性及び業務内容に応じた十分なものである、と認められるものであれば、不適切とするものではない。

したがって、検査官は、立入検査の際に被検査投信・投資一任業者と十分な意見交換を行う必要がある。

【注】

- ① チェック項目の語尾が「しているか」又は「なっているか」とあるのは、特にことわりのない限り、全ての投信・投資一任業者に対してミニマム・スタンダードとして求められる項目である。したがって、検査官は各チェック項目を確認の上、その実効性を十分検証する必要がある項目である。
- ② チェック項目の語尾が「望ましい」とあるのは、特にことわりのない限り、投信・投資一任業者に対してベスト・プラクティスとして望まれる項目である。したがって、検査官は、各チェック項目の確認をすれば足りる項目である。
- ③ 「取締役会」の役割とされている項目については、取締役会自身においてその実質的内容を決定することが求められているが、その原案の検討を常務会等で行うことを妨げるものではない。
- ④ 「取締役会等」には、取締役会のほか、常務会、経営会議等も含む。なお、「取締役会等」の役割とされている項目についても、取締役会自身において決定することが望ましいが、常務会等に委任している場合には、取締役会による明確な委任があること、常務会等の議事録を整備すること等により事後的検証を可能としていることに加え、取締役会に結果を報告する、又は、監査役が常務会等に参加する等により、十分な内部牽制が確保されるような体制となっているかを確認する必要がある。
- ⑤ 「監査役会」については、その設置を要しない投信・投資一任業者にあつては「監査役」とする。また、「監査役会等」とは、監査役会及び監査役をいう。
- ⑥ 「管理者」とは各業務を担当する管理職（取締役を含む。）をいう。

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
I. リスク管理に対する認識等	1. 取締役のリスク管理の理解及び認識等	(1) 取締役は、全ての業務に事務リスクが所在していることを理解し、事務リスクを軽減することの重要性を認識し適切な方策を講じているか。 また、外部委託業務について、委託業務に関する不祥事等であっても顧客に対しては、責任を免れない可能性があることを十分認識し適切な方策を講じているか。 (2) 取締役は、事務処理ミスや不祥事等その他の不適切な業務運営により、訴訟が提起され、もしくは好ましからざる評判や社会的批判を招き、信用失墜等の不利益を被るおそれがあることを認識し適切な方策を講じているか。	
	2. 管理者のリスク管理の理解及び認識	管理者は、事務リスクを軽減することの重要性を自覚し、各部門の担当者に事務リスク軽減の重要性及び軽減のための方策を認識させ適切な方策を講じているか。	
II. 自主点検等及び問題点の是正	1. 自主点検等の実施等	(1) 内部監査部門は、各業務部門等が作成した自主点検等の実施要領等を確認しているか。 (2) 各業務部門等自身による自主点検等は、実施要領等に基づき、実効性ある検査を実施しているか。	(注)「自主点検等」とは、各業務部門等自身による内部管理の一環としての自店検査等をいう。 「業務部門等」には、支店を含む。
	2. 問題点の是正等	各業務部門等は、自主点検等の結果等（事務処理ミスの頻度、重要性、原因、改善策、改善結果等を含む。）について、管理者及び内部監査部門に対して、定期的かつ必要に応じて報告しているか。経営に重大な影響を与えるような問題については、必要に応じ、代表取締役及び取締役会に報告しているか。	
	3. 不祥事等	(1) 刑罰法令に抵触している不祥事等については速やかに警察等関係機関への通報を行っているか。また、直接募集に係る不祥事等については、法令等に従い監督当局への確認申請書の提出を行い、さらに法令等に従い適切に処理しているか。 (2) 不祥事等が発生又は発見された場合には、速やかに管理者及び内部監査部門等へ報告するとともに、経営に重大な影響を与えるような問題については、取締役会に報告しているか。 (3) 不祥事等の調査・解明は、不祥事等の発生部門から独立した部門（内部監査部門等）で行っているか。また、不祥事等の発生の原因を分析、未然防止の観点から各業務部門等に分析した結果を還元するとともに、再発防止のための措置を速やかに講じているか。 (4) 不祥事等の事実関係の調査、関係者の責任の追及、監督責任の明確化等を図る体制を整備しているか。	
	4. 苦情等	(1) 苦情等については、その処理の手続きを定めているか。また、その原因等に不祥事等に該当する問題があると認められるときは、上記「3. 不祥	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		<p>事等」による処理が適切に行われているか。</p> <p>(2) 苦情等は、処理の手続きに従い管理者及び関係業務部門と連携のうえ、速やかに処理を行っているか。</p> <p>(3) 経営に重大な影響を与えるような問題については、速やかに管理者、内部監査部門等及び取締役会に報告しているか。</p> <p>(4) 苦情等の内容は、記録簿等により記録・保存するとともに、処理状況等について、定期的に（又は随時に）管理者及び内部監査部門等に報告しているか。</p>	
	5. 訴訟等	<p>(1) 訴訟等について、その処理の手続きを定めているか。また、その原因等が不祥事等に該当する問題があると認められるときは、上記「3. 不祥事等」による処理が適切に行われているか。</p> <p>(2) 訴訟等が発生した場合には、速やかに管理者及び内部監査部門等へ報告するとともに、経営に重大な影響を与えるような問題については、取締役会に報告しているか。</p> <p>(3) 訴訟等の内容は、記録簿等により記録・保存するとともに、対応状況等について、定期的に（又は随時に）管理者、内部監査部門等及び取締役会に報告しているか。</p>	「訴訟等」には、あつせん、調停、仲介、民事調停の申立て等を含む。
Ⅲ. 事務リスク管理態勢 i. 事務部門の役割等	1. 事務部門の組織整備	<p>(1) 事務規程等を整備する部門を明確化しているか。</p> <p>(2) 事務指導及び研修を行う部門を明確化し、その機能を十分に発揮できる体制を整備しているか。</p> <p>(3) 事務部門では、事務処理に係る各業務部門等からの問い合わせ等に迅速かつ正確に対応できる体制を整備し、重要な問い合わせ等及び回答についての事跡を記録に残しているか。</p> <p>(4) 事務部門は、例えば営業部門から独立するなど、十分に牽制機能が発揮される体制を整備しているか。</p>	(注)「事務部門」とは、事務リスク管理の一環として、各部門における各種事務取扱いに係る社内規程（事務規程等）の制定・改廃を行い、その遵守につき周知徹底を図る部門をいう。
	2. 社内規程の整備状況	<p>(1) 事務規程は、網羅的であつ法令等に則ったものとなっているか。 また、社内規程外の取扱い及び社内規程の解釈に意見の相違があつた場合の処理手続（管理者への報告等を含む）を明確化しているか。</p> <p>(2) 事務部門は、業務内容についての分析を行い、事務リスクの所在を確定し、そのリスクが生じないような社内規程を整備しているか。また、事務ミスが生じた場合に備えた規程を整備しているか。</p> <p>(3) 事務規程を、内部監査結果や不祥事等及び苦情等において把握した問題点を踏まえ、必要に応じて見直し、改善しているか。</p> <p>(4) 事務規程を、法令等の外部環境が変化した場合等についても、必要に応じて見直し、改善しているか。</p> <p>(5) 事務規程は、特に、現金、小切手、現物、重要書類の取扱い等について明確に定めるとともに、紛失等の問題が発生した場合には、その経緯を明確に記録に保存するよう定めているか。</p>	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	3. 内部管理	<p>事務部門は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 各業務部門等の事務管理態勢を常時チェックする措置を講じているか。 ② 各業務部門長等が不正行為を隠蔽できないような体制を整備しているか。 ③ 内部監査部門等と連携して各業務部門等の事務水準の向上を図っているか。 	
	4. 発注業務の管理	<p>管理者は、適切に発注業務が行われていることをチェックしているか。例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① すべての取引の内容を正確に記載していることを確認しているか（例えば、発注伝票においては、信託財産等の名称、銘柄、売買の別、発注数量、約定数量、指し値又は成行の別、取引の種類、発注日時、約定日時等）。 ② 誤発注等については、社内規程等に沿った処理が行われているか。 ③ 取引の修正・取消し等については、管理者によって承認されていることを確認しているか。 ④ 自社における取引記録については、取引相手から入手した約定データと照合をし、誤差等がある場合には、速やかにその原因究明を行い、あらかじめ定められた方法に基づき修正しているか。 例えば、相対取引においては、カウンターパーティーからコンファIRMーションを受領し、これと自社の取引データとの照合を日々行う仕組みとなっているか。 ⑤ 発注伝票、コンファIRMーション等の保存・保管は適切に行っているか。不出来扱いの発注伝票等についても、確実に記録・保管しているか。 なお、個々の取引記録等の証拠書類については、内部監査部門等のチェックを受けることとし、社内規程に定められている保存年限に基づいて保存しているか。 	(注)「発注業務」とは、証券取引、短期金融取引等及びこれらの派生商品の発注取引をいう。
	5. 投資信託の基準価額の算出	<ul style="list-style-type: none"> (1) 管理者は、日々、正確な基準価額を算出するために適切な管理を実行し、責任を負っているか。 (2) 組入資産の正確な評価を行うための社内体制が整備されているか。特に、組入資産に非上場の株式・債券等が組み入れられている場合、適正な時価を把握できる体制が整備されているか。 (3) 誤った基準価額を算出した場合の対応策があらかじめ策定されているか。 	
	6. 信託会社等との照合	<p>投信業者にあっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 取引等によって組入資産の内容に異動があった場合には、異動があった銘柄については日々異動内容を照合し、銘柄ごとの単価及び残高につ 	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		<p>いては、定期的に受託銀行との間で帳簿の照合を行っているか。</p> <p>② 純資産残高・基準価額等の照合において差異が生じた場合には、速やかに管理者に報告され、発生原因について究明が行われているか。</p>	
ii. 外部委託管理	1. 外部委託業務に関する計画・実行	<p>(1) 取締役は、外部に委託している業務に対する受託者としての責任が委託者たる投信・投資一任業者自身に帰することを認識しているか。</p> <p>(2) 外部委託業務の計画・実行に当たっては、委託する業務内容・範囲、外部委託先の選定、委託によって新たに生じるリスク等について十分検討しリスク管理の具体策を策定しているか。</p> <p>(3) 投資一任業者においては、業務を外部委託する場合、委託する業務内容が法令を遵守したものとなっているか。</p>	
	2. 外部委託業務のリスク管理体制	<p>(1) 外部に委託している業務を適切に管理する管理者を設置しているか。</p> <p>(2) 外部に委託している業務についてリスク管理が十分できるような体制（リスクの認識・評価体制、是正等）を契約等によって構築しているか。</p> <p>(3) 外部委託した業務及び業者について、業務執行能力・信用力等について定期的に評価を行っているか。</p> <p>(4) 外部委託した業者における内部統制の状況を把握し、その有効性を評価するための十分な情報を入手しているか</p> <p>(5) 外部委託した業者において生じるシステムダウン、顧客情報の漏洩等のトラブルに対応するためのコンティンジェンシープランが整備されているか。</p> <p>(6) 外部委託した業者の破綻時に備えた対応策が講じられているか。</p>	
	3. 問題点の是正	認識された問題点について速やかに是正しているか。	
iii. 事務処理	1. 管理者の役割	<p>管理者は、</p> <p>① 事務処理について生ずるリスクを常に把握しているか。</p> <p>② 適正な事務処理・社内規程等の遵守状況、各種リスクが内在する事項についてチェックを行っているか。</p> <p>③ 精査・検印担当者自身が業務に追われ、精査・検印が本来の機能を発揮していないことがないように努めているか。</p> <p>④ 社内規程外の取扱いを行う場合においては、事務部門及び関係業務部門と連携のうえ責任をもって処理をしているか。</p>	
	2. 厳正な事務管理	<p>(1) 事務処理を、厳正に行っているか。</p> <p>(2) 精査・検印は、形式的、表面的であってはならず、実質的で厳正に行っているか。</p> <p>(3) 現金事故等（費消、流用等）は、発生後直ちに管理者等へ連絡され、かつ内部監査部門等必要な部門に報告しているか。</p>	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		(4) 社内規程外の取扱いを行う場合には、事務部門及び関係業務部門と連携のうえ、必ず管理者等の指示に基づき処理をしているか。	
	3. 顧客保護	(1) 顧客に対して公正な事務処理を行っているか。 (2) 顧客との取引に当たっては、商品内容等について、適切かつ十分な説明を行い、例えば、必要に応じて顧客から説明を受けた旨の書面の受入れ等の確認を行っているか。 (3) 顧客情報を法的に許される場合及び顧客自身の同意がある場合を除き、第三者に開示していないか。 (4) さらに、顧客の信用情報・財務情報など、顧客のプライバシー等に関わる情報については、特に厳重かつ慎重に取り扱っているか。 (5) 投信業者は直接募集において、預り金や保管を委託している有価証券については、第三者機関（信託銀行、証券会社）との照合を適切に実施しているか。	
	4. 顧客管理	顧客の本人確認を行うなど、顧客管理体制を整備しているか。 (1) 顧客管理に関する責任者を置くなど責任体制を確立しているか。 (2) テロ資金供与又はマネー・ローンダリングに係る疑いのある取引に関する情報について、本部の統括部門に対し速やかに報告しているか。 (3) 顧客管理の方法等に関し、例えば、マニュアルを各職員に配布するとともに、定期的に研修を実施するなど職員等に対し周知徹底を図っているか。 (4) 顧客の本人確認に関する記録及び顧客との取引に係る記録を速やかに作成し、法令に定められた期間、適切に保存しているか。 なお、本部において、各営業店で作成された顧客の本人確認に関する記録及び顧客との取引に関する記録が保存されている場合には、各営業店から本部にそれらの記録が確実に移送され、本部において適切に保存されているかを検証する。	(注) 左記の「顧客管理」とは、金融機関がテロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されることを防ぐための顧客の本人確認及び疑わしい取引の届出等を行うことをいう。

(参考)

- ① 以下については、検査官が事務リスク管理の状況について実地に検査を行う際に活用するため、あくまでも例示として掲げたものであり投信・投資一任業者の全業務を網羅したものではない。
- ② 検査に当たっては、実際の事務処理状況のチェックを基本的に投信・投資一任業者の内部監査部門が負っていることに留意し、内部監査部門等各部門が有効に機能していることが確認出来れば、例示事項の全てについてまで実地に検査を行う必要はなく、逆に各部門が有効に機能していないようであれば、さらに深くその他の業務分野についてもチェックを行う必要がある。
- ③ 以下のポイントについては、単なる軽微な事務ミスを指摘することが目的ではなく、リスク管理態勢の機能の発揮状況を確認することを目的としていることに留意する。

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
事務取扱等	1. 内部事務	内部事務の取扱いについて、例えば以下の点に留意しているか。 ① 現金等の管理 イ. 毎日の管理者による残高管理 ロ. 現金事故の連絡 ② 口座開設の際の本人確認 ③ 店頭預り物件の管理 ④ 重要書類の管理 ⑤ 手形、小切手及び送金等の取扱い ⑥ 社内規程外の取扱い イ. 社内規程外の取扱いの記録 ロ. 管理者による承認等 ハ. 補完処理 ⑦ 書損証票等の取扱い ⑧ 約定訂正等の記録	
	2. 直接募集に係る受渡し業務	直接募集に係る受渡し業務の取扱いについて、例えば以下の点に留意しているか。 ① 店頭での受渡しの際の本人確認 ② 受渡し担当者と内部事務部門との間の現金及び受益証券の接受 ③ 現金及び受益証券等の長期預り ④ 客先での受渡しに係る不祥事等防止	

システムリスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い信託財産等又は投信・投資一任業者が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより信託財産等又は投信・投資一任業者が損失を被るリスクである。

検査官は、本チェックリスト及び「リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（共通編）」により、システムリスクの管理態勢の確認検査を行うものとする。しかしながら、管理態勢に問題が見られ、さらに深く業務の具体的検証をすることが必要と認められる場合には、検査官は、「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準」及び「同解説書」（財団法人金融情報システムセンター編）等に基づき行うものとする。

なお、検査官は企業が保持する保護すべき情報が役職員又は部外者等により、改ざん削除又は外部に漏洩するリスクについても本チェックリストに基づき、検証を行うこととする。

本チェックリストは、投資信託委託業者・認可投資顧問業者に係る検査において適用するものである。本チェックリストにおいては、特にことわりのない限り、「投信・投資一任業者」ということとする。

【本検査マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】

本検査マニュアルはあくまでも検査官が投信・投資一任業者を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものである。各投信・投資一任業者においては、自己責任原則の下、本検査マニュアル等を踏まえ創意・工夫を十分に活かし、それぞれの規模、特性及び業務内容に応じたマニュアルを自主的に作成し、投信・投資一任業者の運用の適正性及び業務の健全性・適正性の確保に努めることが期待される。

本検査マニュアルの各チェック項目は、検査官が投信・投資一任業者のリスク管理態勢を評価する際の基準であり、これらの水準の達成を投信・投資一任業者に直ちに法的に義務付けるものではない。

本検査マニュアルの適用に当たっては、投信・投資一任業者の規模、特性及び業務内容を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。チェック項目について記述されている字義どおりの対応が投信・投資一任業者においてなされていない場合であっても、投信・投資一任業者の運用の適正性及び業務の健全性・適正性の確保並びに投資者の保護等の観点からみて、投信・投資一任業者の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは、投信・投資一任業者の規模、特性及び業務内容に応じた十分なものである、と認められるものであれば、不適切とするものではない。

したがって、検査官は、立入検査の際に被検査投信・投資一任業者と十分な意見交換を行う必要がある。

【注】

- ① チェック項目の語尾が「しているか」又は「なっているか」とあるのは、特にことわりのない限り、全ての投信・投資一任業者に対してミニマム・スタンダードとして求められる項目である。したがって、検査官は各チェック項目を確認の上、その実効性を十分検証する必要がある項目である。
- ② チェック項目の語尾が「望ましい」とあるのは、特にことわりのない限り、投信・投資一任業者に対してベスト・プラクティスとして望まれる項目である。したがって、検査官は、各チェック項目の確認をすれば足りる項目である。
- ③ 「取締役会」の役割とされている項目については、取締役会自身においてその実質的内容を決定することが求められているが、その原案の検討を常務会等で行うことを妨げるものではない。
- ④ 「取締役会等」には、取締役会のほか、常務会、経営会議等も含む。なお、「取締役会等」の役割とされている項目についても、取締役会自身において決定することが望ましいが、常務会等に委任している場合には、取締役会による明確な委任があること、常務会等の議事録を整備すること等により事後的検証を可能としていることに加え、取締役会に結果を報告する、又は、監査役が常務会等に参加する等により、十分な内部牽制が確保されるような体制となっているかを確認する必要がある。
- ⑤ 「監査役会」については、その設置を要しない投信・投資一任業者にあつては「監査役」とする。また、「監査役会等」とは、監査役会及び監査役をいう。
- ⑥ 「管理者」とは各業務を担当する管理職（取締役を含む。）をいう。

項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
I. リスク管理に対する認識等 i. 取締役の認識及び取締役会等の役割	1. 投信・投資一任業者全体の経営方針に沿った戦略目標の明確化	取締役会は、戦略目標を定めているか。戦略目標には、情報技術革新を踏まえ、経営戦略の一環としてシステムを捉えるシステム戦略方針を含んでいるか。 システム戦略方針には、①システム開発の優先順位、②情報化推進計画、③システムに対する投資計画等を定めているか。	(注)「セキュリティポリシー」の対象範囲は、コンピューターシステムや記録媒体等に保存されている情報のみならず紙に印刷された情報等を含む。
	2. リスク管理の方針の確立	取締役会は、リスク管理の基本方針を定めているか。リスク管理の基本方針には、セキュリティポリシー（組織の情報資産を適切に保護するための基本方針）及び、外部委託に関する方針を含んでいるか。 セキュリティポリシーには、①保護されるべき情報資産、②保護を行うべき理由、③それらについての責任の所在、等を定めているか。 外部委託に関する方針は、委託業務に関する事故であっても顧客に対しては、責任を免れない可能性があることを十分認識したうえで定められているか。 【参考】 「金融機関等におけるセキュリティポリシー策定のための手引書」 (財団法人 金融情報システムセンター編)	
II. 適切なリスク管理態勢の確立	1. 管理すべきリスクの所在、種類の特定	(1) 業務系・情報系・その他のシステムといった業務機能別システムのリスクの評価を含め、システム全般に通じるリスクを認識・評価しているか。 (2) システム部門以外において独自にシステムを構築する場合においても該当システムのリスクを認識・評価しているか。 (3) ネットワークの拡充（インターネット、電子メール等）及びPC（パソコン）の普及等によりリスクが多様化・増加していることを認識・評価しているか。	
	2. 相互牽制体制の構築	個人のミス及び悪意を持った行為を排除するため、システム開発部門と運用部門の分離分担を行っているか。 ただし、要員数の制約から業務部門を開発部門と運用部門に明確に分離することが困難な場合には、開発担当と運用担当を定期的にローテーションすること等により相互牽制を図っているか。 なお、上記に関わらず、EUC（エンドユーザーコンピューティング）等開発と運用の組織的分離が困難なシステムについては、コンプライアンス部門等により牽制を図っているか。	
III. 監査及び問題点の是正 i. 内部監査	1. 内部監査部門の体制整備	内部監査部門は、システム関係に精通した要員を確保しているか。 また、必要に応じてシステム監査とシステム監査以外の監査が連携して監査ができる体制となっているか。	
	2. 内部監査部門の監査の手法及び内容	(1) 監査対象は、システムリスクに関する業務全体をカバーしているか。 (2) 内部監査を行うに当たっては、監査証跡（処理内容の履歴を跡付けるこ	

項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
		とができるジャーナル等の記録)の確認等、システムの稼働内容について裏付けをとっておくことが望ましい。	
ii. 外部監査	外部監査の活用	システムリスクについては、定期的に会計監査人等による外部監査を受けていることが望ましい。	
IV. 企画・開発体制のあり方 i. 企画・開発体制	1. 企画・開発体制	(1) 信頼性が高く、かつ、効率的なシステム導入を図る企画・開発のための社内規程を整備しているか。 (2) 機械化委員会等の横断的な審議機関を設置していることが望ましい。 (3) 中長期の開発計画を策定しているか。 (4) システムへの投資効果を検討し、システムの重要度及び性格を踏まえ、必要に応じ(システム部門全体の投資効果については必ず)、取締役会に報告しているか。 (5) 開発案件の検討・承認ルールが明確になっているか。 (6) 本番システムの変更案件も承認のうえ実施しているか。	
	2. 開発管理	(1) 開発に関わる書類やプログラムの作成方式は、標準化されているか。 (2) 開発プロジェクトごとに責任者を定め、システムの重要度及び性格を踏まえ取締役会等が進捗状況をチェックしているか。	
	3. 社内規程・マニュアルの整備	(1) 設計、開発、運用に関する社内規程・マニュアルが存在しているか。 (2) 業務実態に即した見直しを実施しているか。 (3) 設計書等は開発に関わる書類作成の標準規約を制定し、それに準拠して作成していることが望ましい。 (4) 開発に当たっては、監査証跡(処理内容の履歴を跡付けることができるジャーナル等の記録)を残すようなシステムとすることが望ましい。 (5) マニュアル及び開発に関わる書類等は、専門知識のある第三者に分かりやすいものとなっているか。	
	4. テスト等	(1) テストは適切かつ十分に行われているか。 (2) テストやレビュー不足が原因で、長期間顧客に影響が及ぶような障害や経営判断に利用されるリスク管理用資料等の重大な誤算が発生しないようなテスト実施体制を整備しているか。 (3) テスト計画を作成しているか。 (4) 総合テストには、ユーザー部署も参加していることが望ましい。 (5) 検収に当たっては、内容を十分理解できる役職員により行われているか。	
	5. 人材の養成	(1) 人材の養成に当たっては、開発技術の養成だけでなく、開発対象とする業務に精通した人材の養成を行っているか。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		(2) デリバティブ業務、電子決済、電子取引等、専門性の高い業務分野や新技術について、精通した開発要員を養成していることが望ましい。	
ii. 新規分野への進出	新規分野への進出	新規分野・新技術について、情報収集・研究等が行われ、経営戦略上の位置づけについて検討していることが望ましい。	
V. 体制の整備 i. 管理体制	1. セキュリティ管理体制	<p>(1) 定められた方針、基準、及び手順に従ってセキュリティが守られているかを適正に管理するセキュリティ管理者を設置しているか。 例えば以下の観点から確保しているか。</p> <p>① フィジカルセキュリティ</p> <p>イ. 物理的侵入防止策 ロ. 防犯設備 ハ. コンピュータ稼働環境の整備 ニ. 機器の保守・点検体制 等</p> <p>② ロジカルセキュリティ</p> <p>イ. 開発・運用の各組織間・組織内の相互牽制体制 ロ. 開発管理体制 ハ. 電子的侵入防止策 ニ. プログラムの管理 ホ. 障害発生時の対応策 ヘ. 外部ソフトウェアパッケージ導入時の評価・管理 ト. オペレーション面の安全管理 等</p> <p>(2) セキュリティ管理者は、システム、データ、ネットワーク管理体制を統括しているか。</p>	
	2. システム管理体制	<p>(1) システムの安全かつ円滑な運用と不正防止のため、システムの管理手順を定め、適正に管理するシステム管理者を設置しているか。</p> <p>(2) システム管理者は、システム単位あるいは業務単位で設置していることが望ましい。</p> <p>(3) それぞれシステムの資産調査は定期的に行い、適正なスクラップアンドビルドを行っているか。</p> <p>(4) 業務部門等について、それぞれの設備・機器も適切かつ十分に管理する体制を整備しているか。</p> <p>(5) 社外に持ち出すコンピュータ・記録媒体等に対する適切かつ十分な管理体制を整備しているか。</p> <p>(6) システム部門以外で独自にシステムを構築しているシステムについても、システム管理者を定めているか。</p>	
	3. データ管理体制	(1) データについて機密性、完全性、可用性の確保を行うためにデータ管理者を設置しているか。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		(2) データの管理手順及び利用承認手続等を社内規程・マニュアルとして定め、関係者に周知徹底させることにより、データの安全で円滑な運用を行っているか。 (3) データ保護、データ不正使用防止、不正プログラム防止策について適切かつ十分な管理体制を整備しているか。 【参考】 「金融機関等における個人データ保護のための取扱指針」(改正版) (財団法人金融情報システムセンター編)	
	4. ネットワーク管理体制	(1) ネットワーク稼働状況の管理、アクセスコントロール及びモニタリング等を適切に管理するために、ネットワーク管理者を設置しているか。 (2) ネットワークの管理手順及び利用承認手続等を社内規程・マニュアルとして定め、関係者に周知徹底させることにより、ネットワークの適切かつ効率的で安全な運用を行っているか。 (3) ネットワークがダウンした際の代替手段を考慮しているか。	
ii. システム運用体制	1. 職務分担の明確化	(1) データ等受付、オペレーション、作業結果確認、データやプログラムの保管の職務分担は明確になっているか。 (2) 運用担当者が担当外のデータやプログラムにアクセスすることを禁じているか。	
	2. システムオペレーション管理	(1) 所定の作業は、スケジュール表、指示表などに基づいてオペレーションを実施しているか。 (2) 承認を受けた作業スケジュール表、作業指示書に基づいてオペレーションを実施しているか。 (3) オペレーションは、全て記録され、かつ管理者は、チェック項目を定め点検しているか。 (4) 重要なオペレーションは、複数名による実施が可能となることが望ましく、また、可能な限り自動化することが望ましい。 (5) オペレーションの処理結果を管理者がチェックするためのレポート出力機能や、作業履歴を取得し、保存する機能を備えているか。 (6) 開発担当者によるオペレーションへのアクセスを原則として禁じているか。障害発生時等でやむを得ず開発担当者がアクセスする場合には、当該オペレーションの管理者による開発担当者の本人確認及びアクセス内容の事後点検を行っているか。	
	3. トラブル管理	(1) トラブル発生時には、記録簿等に記入し、必要に応じ報告が行われる体制を整備しているか。 (2) トラブル内容の定期的な分析を行い、それに応じた対応策をとっているか。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		(3) 経営に重大な影響を与えるようなトラブルの場合には、速やかに問題の解決を図るとともに、取締役会に報告しているか。	
	4. 顧客等のデータ保護	(1) 法的に許される場合及び顧客自身の同意がある場合を除き、原則として顧客データを第三者に開示することを禁止しているか。顧客データの取扱いについては、管理者、管理方法及び取扱方法を定め、適切に管理しているか。 (2) 顧客データへの不正なアクセス又は顧客データの紛失、破壊、改ざん及び漏洩等の危険に対して、適切な安全措置を講じているか。 (3) 顧客データ以外の重要な情報についても管理者、管理方法等を定め、適切に管理しているか。 【参考】 「金融機関等における個人データ保護のための取扱指針」(改正版) 「金融機関等におけるセキュリティポリシー策定のための手引書」 (財団法人金融情報システムセンター編)	
	5. 不正使用防止	(1) 不正使用防止のため、業務内容や接続方法に応じ、接続相手先が本人若しくは正当な端末であることを確認する体制を整備しているか。 (2) 不正アクセス状況を管理するため、システムの操作履歴を監査証跡として取得し、事後の監査を可能とするとともに、定期的にチェックしているか。 (3) 端末機の使用及びデータやファイルのアクセス等の権限については、その重要度に応じた設定・管理方法を明確にしているか。	
	6. コンピュータウィルス等	コンピュータウィルス等の不正なプログラムの侵入を防止する方策をとるとともに、万が一侵入があった場合、速やかに発見・除去する体制を整備しているか。 ① コンピュータウィルスへの感染 ② 正規の手続を経ていないプログラムの登録 ③ 正規プログラムの意図的な改ざん 等	
VI. 外部委託管理	1. 外部委託の計画・実行	システムに係る外部委託業務の計画・実行に当たっては、外部委託を行う業務範囲の決定及びリスク管理の具体策を策定しているか。	
	2. 外部委託業務のリスク管理体制	(1) 外部に委託しているシステム及び業務を適切に管理する管理者を設置しているか。 (2) 外部に委託している業務についてリスク管理が十分できるような体制(リスクの認識・評価体制、是正等)を契約等によって構築しているか。 (3) 委託先と守秘義務契約を締結しているか。 (4) 委託先職員等が接することができるデータには、必要に応じて一定の制限を設けているか。	

項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
		(5) 外部委託した業務及び業者について、定期的に評価を行っているか。なお、外部委託した業務について、業務の内容等に応じ、定期的に第三者機関の評価を受けていることが望ましい。	
	3. 問題点の是正	認識された問題点について速やかに是正しているか。	
VII. 防犯・防災・バックアップ	1. 防犯対策	(1) 犯罪を防止するため、防犯組織を整備し、責任者を明確にしているか。 (2) コンピュータシステムの安全性を脅かす行為を防止するため、入退室管理・重要鍵管理等、適切かつ十分な管理を行っているか。	
	2. コンピュータ犯罪・事故等	コンピュータ犯罪及びコンピュータ事故（ウィルス等不正プログラムの侵入、現金の盗難、カード犯罪、外部者による情報の盗難、内部者による情報の漏洩、ハードウェアのトラブル、ソフトウェアのトラブル、オペレーションミス、通信回線の故障、停電、外部コンピュータの故障等）に対して、十分に留意した体制を整備し、点検等の事後チェック体制を整備しているか。	
	3. 防災対策	(1) 災害時に備え、被災軽減及び業務の継続のための防災組織を整備し、責任者を明確にしているか。 (2) 防災組織の整備に際しては、業務組織に即した組織とし、役割分担ごとに責任者を明確にしているか。 (3) 防火・地震・出水に対する対策を確保しているか。 (4) 重要データ等の避難場所をあらかじめ確保しているか。	
	4. バックアップ	(1) 重要なデータファイル、プログラムの破損、障害等への対応のため、バックアップを取得し、管理方法を明確にしているか。 (2) バックアップを取得するに当たっては、分散保管、隔地保管等保管場所に留意しているか。 (3) 自社の管理する重要なシステムについてはオフサイトバックアップシステムを保有しているか。 (4) バックアップ取得の周期を文書化しているか。	
	5. コンティンジェンシープランの策定	(1) 災害等によりコンピュータシステムが正常に機能しなくなった場合に備えたコンティンジェンシープランを整備しているか。 (2) コンティンジェンシープランの策定及び重要な見直しを行うに当たっては、取締役会による承認を受けているか。（上記以外の見直しを行うに当たっては、取締役会等の承認を受けているか。） (3) コンティンジェンシープランの整備に当たっては、「金融機関等におけるコンティンジェンシープラン策定のための手引書」（財団法人金融情報システムセンター編）を参照しているか。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		<p>(4) コンティンジェンシープランの整備に当たっては、災害による緊急事態を想定するだけでなく、投信・投資一任会社の内部に起因するものや投信・投資一任会社の外部に起因するものも想定しているか。</p> <p>(5) コンティンジェンシープランの整備に当たっては、顧客に与える被害等を分析しているか。</p> <p>(6) コンティンジェンシープランを使用した訓練を定期的に行っていることが望ましい。</p> <p>【参考】 「金融機関等におけるコンティンジェンシープラン策定のための手引書」 (財団法人 金融情報システムセンター編)</p>	

電子証券取引に関するリスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

本チェックリストにおいて電子証券取引とは、顧客が電子機器（コンピュータ、携帯端末等）によりインターネットまたは他の商用オープンネットワークを利用して行う受益証券の売買その他の取引を行うものをいう。

検査官は、本チェックリスト、「法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト」及び「システムリスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」により、電子証券取引に関するリスク管理態勢の確認検査を行うものとする。

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
I. リスク管理に対する認識等 i. 取締役の認識及び取締役会の役割	1. 取締役のリスク管理の理解及び認識	取締役は、非対面による販売・勧誘時の説明・情報提供やトラブル対応、第三者の関与等の問題が、電子証券取引において特に顕在化する可能性があるなど、電子証券取引のリスクの所在を理解し、当該リスク管理の重要性を認識しているか。特に担当取締役は深い理解と認識を有しているか。	
	2. リスク管理の方針の確立	取締役会は、リスク管理の方針を明確に定めているか。加えて取締役会において、リスク管理の方針が組織内で周知されるよう、適切な方策を講じているか。	
	3. リスク管理のための組織の整備	取締役会は、電子証券取引において特に顕在化する可能性のあるリスクの管理部門を整備しているか。また、組織体制については必要に応じ随時見直し、戦略目標の変更やリスク管理手法の発達にあわせて改善を図っているか。	
ii. 管理者の認識及び役割	1. 管理者のリスク管理の理解及び認識	管理者は、例えば、電子証券取引の関連業務を外部委託した場合、委託先の責任によるシステムダウン等により顧客サービスに支障が生じた場合においても、当該サービスについて委託者としての責任を免れ得ない可能性があるなどリスクの所在等を理解した上で、リスク管理の重要性を認識し、かつ、各部門の担当者に当該内容を理解・認識させるよう、適切な方策を講じているか。	
	2. リスク管理のための社内規程の整備	管理者は、リスク管理の方針に沿ったリスク管理等の手法を構築し、適切なリスク管理のための社内規程を取締役会等の承認を得た上で整備しているか。 【参考】「インターネット取引において留意すべき事項について（ガイドライン）」（日本証券業協会）	
	3. リスク管理のための組織の整備	管理者は、リスク管理の方針及びリスク管理のための社内規程に沿って、適切なリスク管理を行うための組織を整備しているか。	

項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
II. 適切なリスク管理態勢の確立 i. システムリスク管理体制及び、情報の管理	1. セキュリティーの確保	外部委託先を含めセキュリティーは十分なレベルを確保しているか。その際、ハッカーやコンピュータウィルス等の外部からの侵入への対策に加え、職員等による不正利用等内部からの侵入も考慮しているか。 【参考】「インターネット取引において留意すべき事項について（ガイドライン）」（日本証券業協会）	
	2. 本人確認	非対面取引であることに鑑み、マネー・ローンダリング防止や不正利用防止の観点から顧客の本人確認を行っているか。	
	3. 顧客情報の管理	顧客の取引に関する情報（顧客の投資パターン分析等の情報や、顧客の推測投資総額等取引に際しての顧客の注文内容等の一次的情報に限らず加工された二次的な情報を含む。）の管理は十分にされているか。	
	4. 顧客自身による使用状況の確認機能	利用者を不正使用から守るため、利用者自身が使用状態を確認する機能を設けることが望ましい。	
	5. 記録の保存	電子証券取引が非対面取引であることに鑑み、顧客との取引履歴等について改竄・削除等されることなく、内容の重要性等必要に応じ一定期間保存することが望ましい。	
ii. 情報提供	1. ディスクロージャー	自社の業務の状況等（例えば、会社の概況、組織に関する事項及び財産の状況等）をホームページに掲載することが望ましい。	
	2. 販売・勧誘時の説明・情報提供等	(1) 顧客の契約判断の適正を確保する観点から、画面上に問合せ窓口（メールアドレス）及びその他の連絡方法を明示するとともに、提供した情報の内容について、顧客に質問をする機会を与えているか。 (2) リンクによって生じうるサービス提供主体についての誤認を防止するための対策を講じているか。 (3) 取引に関する情報提供にとどまらず、他の取引形態とは異なるリスクが存在することに関して利用者の注意喚起を図るとともに、トラブルの発生をできる限り回避する観点から、システムダウンが生じた場合の責任分担のあり方（投信・投資一任業者の免責事項を含む）を定め、取引開始に先立ち、利用者に対して明確な情報提供を行っているか。 (4) システムのダウン又は不具合に備え、インターネット以外の媒体による連絡方法を利用者に周知しているか。その場合、取引が行われている画面に表示されていることが望ましい。 (5) 顧客からの苦情・相談を受け付ける体制を構築しているか。	

第二編

投資法人

法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト

本チェックリストは、改めて役員会及び執行役員・監督役員に求められている役割を記載しているほか、コンプライアンスを実現するための施策等を記載し、役員会及び執行役員・監督役員のコンプライアンスに対する自覚を求め、会社全体にコンプライアンス重視の企業風土が醸成されることにより、投資法人の社会的責任が発揮されることを促すとともに、その遵守態勢の整備状況・機能発揮状況を確認検査するために作成した。

【本検査マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】

本検査マニュアルはあくまでも検査官が投資法人を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものである。

本検査マニュアルの各チェック項目は、検査官が投資法人の法令等遵守態勢を評価する際の基準であり、これらの水準の達成を投資法人に直ちに法的に義務付けるものではない。

本検査マニュアルの適用に当たっては、投資法人の規模や特性を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。チェック項目について記述されている字義どおりの対応が投資法人においてなされていない場合であっても、投資法人の業務の健全性及び適正性の確保並びに投資者の保護等の観点からみて、投資法人の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは、投資法人の規模や特性に応じた十分なものであると認められるものであれば、不適切とするものではない。

したがって、検査官は、立入検査の際に投資法人と十分な意見交換を行う必要がある。

【注】

チェック項目の語尾が「しているか」又は「なっているか」とあるのは、特にことわりのない限り、全ての投資法人に対してミニマム・スタンダードとして求められる項目である。したがって、検査官は、各チェック項目を確認の上、その実効性を十分に検証する必要がある項目である。

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
I. 法令等遵守体制の整備・確立状況	1. 業務執行の意思決定及び執行役員に対する監督機関としての役員会の機能	<p>業務執行に当たる執行役員の責任・義務</p> <p>① 執行役員は、業務執行に当たる他の執行役員の独断専行を牽制し抑止するなど、適切な業務執行を実現し、ひいては、投資法人の信頼の維持・向上を図る観点から、役員会における業務執行の意思決定及び執行役員の業務執行の監督に積極的に参加しているか。</p> <p>② 執行役員は、業務執行にあたり、信用の基礎を強固なものとする観点から、実質的議論に基づき忠実義務・善管注意義務を十分果たしているか。</p> <p>③ 役員会は、投資法人の社会的責任の重要性及び公共的使命があることを柱とした企業倫理の構築を重要課題として位置付け、それを具体的に担保するための体制を構築しているか。</p> <p>④ 役員会は、単に業務推進に係ることのみではなく、業務運営に際して、コンプライアンスに関する諸問題について議論しているか。</p>	<p>(注)「法令等」とは、本チェックリスト III. に掲げる内容に加えて、社内規程を含むものとする。</p> <p>法令等とあわせ、「事務ガイドライン」において、監督上の着眼点、留意点が整理記載されており、これを十分に踏まえる必要がある。</p>
	2. 役員会議事録等の整備 〔商法第260条ノ4〕	<p>(1) 役員会議事録等の作成及び備置 役員会は、</p> <p>① 役員会議事録を作成しているか。</p> <p>② 役員会議事録を法に定められた期間、備え置いているか。</p> <p>③ 役員会に付された議案の内容がわかる原資料を作成し、保存しているか。</p> <p>④ ③の原資料を役員会議事録と同期間、保存しているか。</p> <p>(2) 役員会議事録又は原資料は、執行役員のコンプライアンスに関する決定の記録、法令等遵守の実態や問題点のほか、不正行為やトラブル等の報告が確認できる内容となっているか。</p>	
	3. 監督役員による経営監視機能	<p>監督役員による経営監視機能</p> <p>① 監督役員は、コンプライアンスに関する役員会に必ず出席しているか。</p> <p>② 監督役員については、制度の趣旨に則り、その独立性を確保しているか。</p> <p>③ 監督役員は、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を実施しているか。</p> <p>④ 監督役員の機能発揮の補完のために、会計監査人を活用しているか。また、必要に応じて法律事務所等も活用しているか。</p> <p>⑤ 監督役員は、外部監査の結果自体が適正なものであるか否かをチェックしているか。</p>	
	4. 法令等遵守に係る基本方針及び遵守基準の存在チェック	<p>基本となる方針等の存在チェック</p> <p>① コンプライアンスに関して、執行役員が誠実に取り組んでいるか。</p> <p>② 「法令等遵守（コンプライアンス）」を経営の最重要課題の一つとして位置付けているか。また、その実践に係る基本となる方針は、役員会</p>	

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		<p>において決定し、例えば、役員や業務委託先に対して下記【参考】とともに周知徹底しているか。</p> <p>③ 反社会的勢力への対応については、警察等関係機関とも連携して、断固とした姿勢で臨んでいるか。</p> <p>④ 基本となる方針は、単に倫理規程にとどまらず、具体的な行動指針や行為規範として示しているか。</p> <p>【参考】 「経団連・企業行動憲章」及び「実行の手引き」 「投資信託協会 業務規程」 「投資信託協会 投資信託等の運用に関する規則」 「投資信託協会 不動産の投資信託及び不動産投資法人に関する規則」</p>	
II. 法令等に違反した場合の懲罰規程の整備・運用状況	「法令等遵守状況の点検体制」のチェック	<p>(1) 執行役員及び監督役員は、他の役員の法令等違反行為を発見した場合には、法律上要求される下記の権限を忠実に実行するとともに、業務の健全化に必要な対応策を迅速に講じているか。</p> <p>① 執行役員 イ. 役員会の招集（投信法第106条第1項）</p> <p>② 監督役員 イ. 執行役員の違法行為の差止（投信法第104条） ロ. 役員会の招集（投信法第106条第4項） ハ. 投資主総会に対する意見報告（投信法第104条）</p> <p>(2) 執行役員は、役員会の構成員として相互に監視義務を負っていることを自覚し、その遂行のために必要な行為を忠実に実施しているか。</p> <p>(3) 執行役員は投信法第96条、また監督役員は投信法第101条に規定する欠格事由に該当していないか。</p> <p>(4) 監督役員による法令等の遵守状況についての監査が実施されているか。</p> <p>(5) 法令等に係る違反行為が発見された場合の執行役員に対する報告体制が整備されているか。特に重大な事項が発生した場合には遅滞なく役員会に報告されているか。</p> <p>(6) 懲罰規程が整備されているか。また、法令等違反者に対する処分は、厳正かつ公正に行われているか。 なお、違反者及び違反行為を隠蔽した者に対しては、特に厳格に対処しているか。</p>	
III. 投資法人とその経営者等が遵守すべき具体的な法令等	1. 投資法人に対する法規制等 1-1 「投資法人の組織等」に関する主な法規制	<p>(1) 投資口及び投資証券に係る制限等（投信法第76条～第88条） (2) 投資主総会の職務等（投信法第89条～第94条） (3) 執行役員会の職務等（投信法第95条～第99条） (4) 監督役員の職務等（投信法第100条～第104条） (5) 役員会の職務等（投信法第105条～第108条） (6) 執行役員及び監督役員の実任等（投信法第109条～第110条） (7) 事務の委託（投信法第111条～第113条）</p>	

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		(8) 会計監査人の権限等（投信法第114条～第119条） (9) 投資口の追加発行・払戻し（投信法第120条～第128条） (10) 投資法人債の募集の決定（投信法第139条の2） (11) 投資法人債管理会社の設置（投信法第139条の3） (12) 投資法人債の募集発行の方法（投信法第139条の4） (13) 投資法人債管理会社の権限等（投信法第139条の5） (14) 規約の変更（投信法第140条） (15) 投資口の払戻しに係る規約の変更（投信法第141条） (16) 最低純資産額を減少させることを内容とする規約の変更（投信法第142条） (17) 投資法人の合併（投信法第145条～第150条）	
	1-2 「業務」に関する主な法規制	(1) 投資法人の商号使用義務（投信法第64条） (2) 登録投資法人の登録申請内容に係る変更届出（投信法第191条）	
	1-3 「顧客保護」に関する主な法規制	(1) 資産保管会社への資産の保管に係る業務の委託等（投信法第208条） (2) 資産保管会社の義務（投信法第209条） (3) 資産の分別保管（投信法第209条の2） (4) 資産保管会社の責任（投信法第210条）	
	1-4 「監督」に関する主な法規制	(1) 登録の取消し（投信法第216条） (2) 登録の抹消（投信法第217条） (3) 監督処分等の公告（投信法第218条） (4) 投資証券等の募集の取扱い等の禁止又は停止命令（投信法第219条）	
	1-5 「経理」に関する主な法規制	(1) 純資産の額の維持義務等（投信法第67条第6項） (2) 計算書類等の作成等（投信法第129条） (3) 会計監査人の監査報告書（投信法第130条） (4) 計算書類の承認等（投信法第131条） (5) 計算書類等の備置き及び閲覧等（投信法第132条） (6) 資産の評価等（投信法第133条及び第135条） (7) 金銭の分配（投信法第136条及び137条） (8) 投資主の帳簿閲覧権等（投信法第138条） (9) 業務に関する帳簿書類（投信法第211条） (10) 営業報告書の提出（投信法第212条） (11) 純資産の額が基準資産額を下回る場合の通告等（投信法第215条） (12) 自己投資口の取得及び質受けの制限（投信法第80条）	

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	1-6 「運用」に関する主な法規制	(1) 資産の運用の範囲（投信法第193条～第195条） (2) 投資信託委託業者への資産の運用に係る業務の委託（投信法第198条） (3) 利害関係を有する投資信託委託業者等への委託の禁止（投信法第200条） (4) 投資法人による資産の運用に係る委託契約の解約（投信法第206条及び第207条）	
	2. 投資法人に係る帳簿書類 (投信法第211条第1項、施行規則第155条)	投資法人に係る帳簿書類（保存年限：10年） ① 総勘定元帳 ② 現金出納帳 ③ 分配利益明細簿 ④ 投資証券台帳 ⑤ 投資証券不発行管理簿 ⑥ 投資証券発行価額帳 ⑦ 投資証券払戻価額帳 ⑧ 未払分配利益明細簿 ⑨ 未払払戻金明細簿 ⑩ 未払報酬明細簿 ⑪ 投資法人債券台帳 ⑫ 特定資産の価格等の調査結果等に関する書類	
	3. 主な商法準用規定 3-1 商業帳簿及び権利能力の制限 (投信法第65条)	(1) 会計帳簿における記載事項等（商法第33条） (2) 権利能力の制限（商法第55条）	
	3-2 設立企画人の責任（投信法第75条）	発起人の責任（商法第193条～第196条）	
	3-3 投資口の申込等 (投信法第123条)	(1) 株式申込（商法第175条第5項） (2) 株式の割当（商法第176条） (3) 新株発行無効判決の効力（商法第280条ノ17）	
	3-4 投資主総会の招集等（投信法94条）	(1) 株主の提案権（商法第232条ノ2） (2) 少数株主による招集の請求（商法第237条） (3) 株主総会の決議方法（商法第239条） (4) 議事録の作成（商法第244条） (5) 決議取消の訴（商法第247条）	
	3-5 執行役員及び監督役員の善管注意義務・忠実義務等（投信法第99条、104条）	(1) 善管注意義務（商法第254条第3項等） (2) 忠実義務（商法第254条ノ3） (3) 役員任期（商法第256条第1項） (4) 役員解任（商法第257条）	

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	3-6 役員会等に関する規定 (投信法第108条及び第110条)	(1) 取締役会の決議方法 (商法第260条ノ2) (2) 違法配当に関する取締役の求償権 (商法第266条ノ2) (3) 取締役の第三者に対する責任 (商法第266条ノ3) (4) 取締役に対する責任追及の訴 (商法第267条)	
	3-7 会社の計算 (投信法第139条)	(1) 財産評価方法 (商法第285条) (2) 利益配当の制限 (商法第293条本文) (3) 株主の検査役の選任 (商法第294条) (4) 利益供与の禁止 (商法第295条)	
	4. 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の準用 (投信法第119条)	(1) 会計監査人の選任・解任 (商法特例法第5条及び第6条第1項及び第2項) (2) 会計監査人の権限 (商法特例法第7条第1項～第4項) (3) 会計監査人の責任 (商法特例法第9条～第11条) (4) 定時総会における会計監査人の意見陳述 (商法特例法第17条第2項)	
IV. ディスクロージャーに対する執行役員の認識	執行役員のディスクロージャーに対する理解及び認識	(1) 執行役員は、ディスクロージャー資料が顧客の投資判断を決定する基礎であることを理解したうえで、当該資料の重要性を認識しているか。 (2) 執行役員はディスクロージャーに係る下記の法令上の規制を理解しているか。 【証取法上の規制】 ① 有価証券届出書 (訂正届出書を含む。)、特定募集等に関する通知書の作成・提出 (証取法第4条～第7条) ② 目論見書 (届出目論見書、届出仮目論見書、要約仮目論見書、訂正目論見書) の作成・交付 (証取法第13条及び第15条) ③ 有価証券報告書 (半期報告書、臨時報告書を含む。) の提出 (証取法第24条) 【投信法上の規制】 ① 計算書類等 (貸借対照表、損益計算書、資産運用報告書、金銭の分配に係る計算書、監査報告書) の備置及び閲覧 (投信法132条) ② 営業報告書の提出 (投信法第212条)	

第三編

投資助言業者

法令等遵守状況の確認検査用チェックリスト

本チェックリストは、投資助言業者に係る検査において適用するものであり、投資一任業者が投資助言業務を行う場合についても適用する。
また、本チェックリストは、投資助言業者に係る検査において適用するものである。本チェックリストにおいては、特にことわりのない限り、「助言業者」ということとする。
検査官は、各投資助言業者が投資助言業務の適正な運営を確保し投資者の保護に資するため、法令等を遵守しているか、このマニュアルに基づきチェックする必要がある。

【本検査マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】

本検査マニュアルは、あくまでも検査官が投資助言業者を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものである。各投資助言業者においては、自己責任原則の下、本検査マニュアル等を踏まえ創意・工夫を十分に活かし、それぞれの規模、特性及び業務内容に応じたマニュアルを自主的に作成し、投資助言業者の業務の健全性・適正性の確保に努めることが期待される。

本検査マニュアルの各チェック項目は、検査官が投資助言業者の法令等遵守状況を評価する際の基準であり、これらの水準の達成を投資助言業者に直ちに法的に義務付けるものではない。

本検査マニュアルの適用に当たっては、投資助言業者の規模、特性及び業務内容を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。チェック項目について記述されている字義どおりの対応が投資助言業者においてなされていない場合であっても、投資助言業者の業務の健全性・適正性の確保並びに投資者の保護等の観点からみて、投資助言業者の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは、投資助言業者の規模、特性及び業務内容に応じた十分なものである、と認められるものであれば、不適切とするものではない。

したがって、検査官は、立入検査の際に被検査投資助言業者と十分な意見交換を行う必要がある。

【注】

- ① チェック項目の語尾が「しているか」又は「なっているか」とあるのは、特にことわりのない限り、全ての投資助言業者についてミニマム・スタンダードとして求められる項目である。したがって、検査官は、各チェック項目を確認の上、その実効性を十分に検証する必要がある項目である。
- ② チェック項目の語尾が「望ましい」とあるのは、特にことわりのない限り、投資助言業者に対してベスト・プラクティスとして望まれる項目である。したがって、検査官は、各チェック項目の確認をすれば足りる項目である。

項 目	法令遵守状況のチェック項目	法令遵守状況のチェック項目に係る説明	備 考
I. 法令等遵守	1. 代表者等の認識及び理解	(1) 代表者等は、顧客のため忠実に業務を行うべきことを認識し、実践しているか。 (2) コンプライアンスに係る重要性を認識し、理解しているか。 (3) 海外の顧客に対しても、顧問業法が適用されることを認識しているか。	(注) 利害関係人等とは、顧問業法施行令第10条に規定する「利害関係人」及び同法施行令第8条に規定する「密接な関係を有する者」をいう。 (注) 「顧客の損失」には、有価証券の売買によって生じた実現損以外に評価損も含まれる。「財産上の利益の提供」には、現金や物品の贈与のほか、債権の贈与、債務の免除、信用の供与、物品の高値購入・安値売却、値上がりの蓋然性の高い商品の割当等も含まれる。 (注) 「法定書面」とは、顧問業法第14条、第15条及び第16条に規定する、契約締結前・契約締結時・契約締結後に顧客に交付する書面
	2. 役員又は重要な使用人の採用・利害関係人等の把握	(1) 役員又は重要な使用人を採用するに当たり、履歴の把握を適切に行い、法令に定める登録拒否要件に該当しないことをチェックしているか。 (2) 利害関係人等の範囲を正確に把握しているか。	
	3. 顧客の勧誘等	(1) 相手方の平穩を害するような時間帯の訪問・電話、困惑させるような言動、拒絶の意思を明らかにした者に対する執拗な勧誘等を行っていないか。 (2) 業務の内容及び方法、助言業者の資力・信用等に関し、事実と相違する又は誤解させる表現を用いていないか。 (3) 確実に利益を得られるかのように誤解される表現を用いた勧誘を行っていないか。 (4) 顧客の損失の全部又は一部を負担することや財産上の利益の提供など特別の利益を提供することを約していないか。 (5) 社会的に過剰な営業活動であると批判を浴びるような勧誘を行っていないか。 (6) 既に契約顧客からの助言内容に関する不満に対し、顧問料のランクアップ等不当な方法とみられる勧誘を行っていないか。 (7) 第三者に顧客を勧誘させていないか。	
	4. 広告	(1) 広告を行うに際し、投資顧問業者登録簿に登録された商号、名称又は氏名及び登録番号を記載しているか。 (2) 顧客との間での証券取引行為、金銭・有価証券の預託の受け入れを行わない旨を記載しているか。 (3) 誇大な広告を行わない等広告の内容は法令等を遵守したものとなっているか。 (4) 社会的に過剰宣伝であると批判を浴びるような表示を行っていないか。	
	5. 契約の締結等	(1) 契約を締結しようとするとき、顧問業法第14条に定める契約締結前の書面を適正に交付しているか。 (2) 契約を締結するに当たり、顧問業法第15条に定める契約締結時の書面を適正に交付しているか。 (3) 前記の書面には、法定記載事項が適正に記載されているか。 (4) 顧客への法定書面の交付記録及び交付書面の写しの保存等が適正に行われているか。	

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	6. 業務遂行の管理	<p>以下の事項について適切な管理が行われているか。</p> <p>① 登録申請書に記載されている事項と助言業者の業務の実態等が異なっていないか。</p> <p>② 変更届出書等の当局への届出は適正に行われているか。届出内容に誤りはないか。</p> <p>③ 届出を行わないまま、助言業務を行っている者はいないか。</p> <p>④ 同じグループ内の他社に異動した職員に、引き続き業務を行わせていないか。</p> <p>⑤ 営業所を設置した場合、営業保証金を供託し、当局に届け出た後に営業を開始しているか。</p> <p>⑥ 契約を締結している顧客に対し、顧問業法第16条書面を交付しているか。当該書面には顧客に対して助言を行った銘柄と同一の銘柄について助言業者が取引を行った事実の有無等を適正に記載しているか。</p> <p>⑦ 投資顧問契約書等の内容と異なる助言を行っていないか。</p> <p>⑧ 投資顧問契約に係る助言記録は、適切に記載のうえ保管しているか。また、助言の根拠となる資料を適切に保管していることが望ましい。</p> <p>⑨ 助言を行っている顧客のために又は顧客を相手方として、有価証券の売買を行うなど証券取引行為を行っていないか。</p> <p>⑩ 助言業務を行う旨の届出をした営業所において投資一任業務を行っていないか。</p> <p>⑪ 顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受けていないか。また、投資顧問業者と密接な関係を有する者に金銭若しくは有価証券の預託をさせていないか。</p> <p>⑫ 顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸し付けていないか。また、顧客への第三者による金銭若しくは有価証券の貸付の媒介、取次ぎ又は代理を行っていないか。</p> <p>⑬ その他顧問業法第22条の禁止行為に触れる行為を行っていないか。</p> <p>⑭ 事務処理誤り等による損金の顧客への支払いについて適正に処理されているか。他の経費科目等により顧客の損失を補填していないか。</p> <p>⑮ 利害関係人や自社の発行する有価証券を助言するに当たり、顧客に対しその旨及び理由を明示しているか。</p> <p>⑯ 自己及び利害関係人等が所有する有価証券等の売買に際して、顧客との間で利益相反行為はないか。</p> <p>⑰ インサイダー取引等の不公正取引の未然防止について、社内規程等を作成し管理を行っているか。</p> <p>⑱ 特定の有価証券について、不必要と認められる頻度又は規模の助言を行っていないか。また、その内容を適切に検証しているか。</p> <p>⑲ 有価証券の価格の固定、高値買い上がり、大引け成行き、終値関与等となる取引を継続的に助言していないか。</p>	<p>レポートや冊子の送付についても、送付した事実及び送付内容について記載及び添付が必要である。</p>

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	7. 契約の解除	(1) 顧客に交付すべき書面に、クーリングオフについて適正に記載されているか。 (2) 顧客からのクーリングオフの申し出に際し、法令等に基づき適正に処理されているか。また、契約解除に関する書面を保存しているか。 (3) クーリングオフ対象期間内の顧客からの申し出を引き延ばし、顧問料の返還を行っていないものはないか。 (4) クーリングオフ対象期間経過後の契約の解除について、投資顧問契約書等に適正に記載されているか。また、処理は適正に行われているか。 (5) 契約期間満了前に投資顧問契約を解除した顧客について、法令等遵守の状況、解約の理由等を検証しているか。	
	8. 投資顧問料の検証	(1) 顧客の損失に対応した投資顧問料の減額を行っていないか。 (2) 顧問料が長期間（概ね3ヶ月間）未収となっている顧客に対して投資顧問契約を継続している場合、その理由や助言内容は適切なものとなっているか。 (3) 利害関係人等との投資顧問契約について、契約締結時の書面に契約ごとの報酬の額及び支払の時期を明示することなく、利害関係人等の経営状態に合わせて（例えば、利害関係人等が赤字にならないような調整を行うなどの方法により）顧問料を支払っていないか。 (4) 顧客に誤解される表現（現契約より多くの情報を提供する等）を用いることにより、より高額の投資顧問料が必要な上位の会員区分にランクアップさせていないか。	
	9. 苦情処理体制	(1) 苦情等処理体制の整備を行っているか。また、顧客からの苦情等に対して、適切に対応するとともに、その経緯を苦情等記録簿の形で残しているか。 (2) 研修等により、顧客からの苦情を抱え込まないよう職員を指導しているか。苦情を顧客からの単なる申し出として受け取り、苦情として認識していないケースはないか。	
II. 投資顧問業者とその経営者等が遵守すべき具体的な法令等	1. 法規制の概要（投資顧問業者）	(1) 共通 ① 投資信託及び投資法人に関する法律 ② 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律 ③ 証券取引法 ④ 外国証券業者に関する法律 ⑤ 金融商品の販売等に関する法律 ⑥ 消費者契約法 ⑦ 株券等の保管及び振替に関する法律 ⑧ 金融先物取引法 ⑨ 資産の流動化に関する法律 ⑩ 銀行法	

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		① 保険業法 ② 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律 ③ 貸金業の規制等に関する法律 ④ 抵当証券法 ⑤ 抵当証券業の規制等に関する法律 ⑥ 不動産特定共同事業法 ⑦ 海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律 ⑧ 信託法 ⑨ 信託業法 ⑩ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律 ⑪ 担保附社債信託法 ⑫ 確定拠出年金法 ⑬ 厚生年金保険法 ⑭ 確定給付企業年金法 ⑮ 各種共済組合法 (2) 政令・府令・告示 (3) 日本証券投資顧問業協会の定める諸規則	
	2. 法規制の概要（株式会社）	(1) 商法第2編 (2) 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律	
	3. 法規制の概要（信用秩序及び市場秩序）	(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (2) 不正競争防止法 (3) 不当景品類及び不当表示防止法 (4) その他消費者保護に関する法制 ① 消費者保護基本法 ② 利息制限法 ③ 割賦販売法 ④ 特定商取引に関する法律 ⑤ 無限連鎖講の防止に関する法律	
	4. 法規制の概要（その他商取引）	(1) 民法・商法・手形法・小切手法 (2) 特別背任罪（商法第486条第1項）・背任罪（刑法第247条）・業務上横領罪（刑法第253条） (3) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (5) 個人情報の保護に関する法律	
	5. 「会社経営」に関する主な法規制	(1) 増資ルールの違反（商法第280条ノ2以下） (2) 粉飾決算・違法配当（商法第290条、第486条及び第489条）	

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		(3) 反社会的勢力との関係遮断（総会屋等への利益供与—商法第294条ノ2及び第497条） (4) 虚偽のディスクロージャー（商法第498条及び証取法第197条） (5) マネー・ローンダリング（疑わしい取引の届出—組織犯罪処罰法第54条、犯罪収益等隠匿及び收受—第10条及び第11条）	
	6-1 投資顧問契約に関する規制 （「業務」関連）	(1) 投資判断の一任等の禁止（顧問業法第3条） (2) 登録の申請（顧問業法第5条） (3) 変更の届出（顧問業法第8条） (4) 廃業等の届出等（顧問業法第9条） (5) 標識の掲示（顧問業法第11条） (6) 名義貸しの禁止（顧問業法第12条） (7) 禁止行為（顧問業法第22条） (8) 業務の範囲等（顧問業法第23条） (9) 投資信託委託業等を営む場合の禁止行為（顧問業法第23条の4及び第23条の5）	
	6-2 投資顧問契約に関する規制 （「顧客保護」関連）	(1) 広告等の規制（顧問業法第13条） (2) 契約締結前の書面の交付（顧問業法第14条） (3) 契約締結時の書面の交付（顧問業法第15条） (4) 契約を締結している顧客に対する書面の交付（顧問業法第16条） (5) 書面による解除（顧問業法第17条） (6) 証券取引行為の禁止（顧問業法第18条） (7) 金銭又は有価証券の預託の受入れ等の禁止（顧問業法第19条） (8) 金銭又は有価証券の貸付け、貸付けの媒介等の禁止（顧問業法第20条） (9) 忠実義務（顧問業法第21条）	
	6-3 投資顧問契約に関する規制 （「監督」関連）	(1) 立入検査等（顧問業法第36条） (2) 業務改善命令（顧問業法第37条） (3) 登録の取消し等（顧問業法第38条） (4) 登録等の抹消（顧問業法第40条） (5) 監督処分公告（顧問業法第41条）	
	6-4 投資顧問契約に関する法規制 （「経理」関連）	(1) 営業保証金の供託（顧問業法第10条） (2) 業務に関する帳簿書類（顧問業法第34条） (3) 営業報告書の提出及び縦覧（顧問業法第35条）	
	6-5 投資顧問契約に関する禁止行為 （顧問業法第22条及び顧問業法施行規則第26条及び第26条の2関係）	(1) 契約の締結又は解約に関し、偽計等の禁止（第1項第1号） (2) 顧客の勧誘に際し、損失補填の約束の禁止（第1項第2号） (3) 顧客の勧誘に際し、利益供与の約束の禁止（第1項第3号） (4) 損失補填、利益供与の禁止（第1項第4号）	

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		(5) 顧客相互間の一定の取引の禁止（第1項第5号） (6) 第三者利益目的の正当な根拠を有しない取引禁止（第1項第6号） (7) 通常取引と異なる条件での取引禁止（第1項第7号） (8) 書面の交付を行わない契約の重要な部分の変更禁止（第1項第8号） (9) 顧客以外の者と顧客間の利益相反（第1項第8号） (10) 不当な売買高の増加目的、又は作為的値付目的の助言禁止（第1項第8号） (11) 利害関係人等の投信業者等と顧客間の利益相反（第2項第1号） (12) 利害関係人等の利益を図る不必要な助言禁止（第2項第2号） (13) 実勢を反映しない作為的相場形成のための助言の禁止（利害関係人等が引受主幹事）（第2項第3号） (14) 利害関係人等である信託業務を営む金融機関が運用を行う信託財産に係る受益者のための助言の禁止（第2項第4号） (15) 利害関係人等である証券会社等のための助言（募残取得）禁止（第2項第5号）	
	6-6 投資顧問業者が投資信託業を営む場合の禁止行為（顧問業法第23条の4）	投信業務の顧客又は投資法人と顧問業務に係る顧客間の利益相反（第1号）	
	6-7 投資顧問業者が証券業を営む場合の禁止行為（顧問業法第23条の5及び顧問業法施行規則第26条の7）	(1) 非公開情報に基づき特定顧客の利益を図る助言の禁止（第1号） (2) 証券業による利益を図る不必要な助言禁止（第2号） (3) 実勢を反映しない作為的相場形成のための助言の禁止（利害関係人等が引受主幹事）（第3号） (4) 証券業による募残取得を顧客にさせる助言の禁止（第4号）	
	6-8 投資顧問業者に係る帳簿書類（顧問業法第34条及び顧問法施行規則第32条）	投資顧問業者に関する帳簿書類（保存年限：5年） ① 顧客に対する投資顧問契約に基づく助言の内容を記録した書面 ② 契約締結前及び契約締結時に顧客に交付した書面及び契約を締結している顧客に対する書面の写し ③ 契約の解除があつた場合に、その契約の解除を行う旨の書面	

写

金 検 第 90 号
平成15年2月25日

検査監理官
統括検査官
特別検査官
専門検査官
金融証券検査官

） 殿

金融庁検査局長 佐藤 隆文

「預金等受入金融機関に係る検査マニュアルについて」等の整備について

検査局においては、従来より、検査・監督機能の一層の向上を図るとともに、金融機関の自己責任に基づく経営を促し、もって透明な金融行政の確立に資する観点から、検査マニュアルを整備・公表してきたところであるが、今般、昨年10月30日に発表された「金融再生プログラム」において、資産査定の厳格化を図るための方策として「資産査定に関する基準の見直し」が盛り込まれたこと、及び本人確認法等最近の法令改正等を踏まえ、平成11年7月1日付で発出された「預金等受入金融機関に係る検査マニュアルについて」（金検第177号）、平成12年6月20日付で発出された「保険会社に係る検査マニュアルについて」（金検第121号）、平成13年6月14日付で発出された「証券会社に係る検査マニュアルについて」（金検第170号）及び平成14年6月21日付で発出された「投資信託委託業者・投資法人・投資顧問業者に係る検査マニュアルについて」（金検第225号）の一部について、別紙1～4のとおり改訂することとしたので、了知のうえ、遺憾なきを期せられたい。

なお、本通達は、平成15年2月25日から施行し、同日以降を検査実施日とする検査について適用する。ただし、資産査定、償却・引当等、決算処理を伴う項目については、通達発出日以降に行われる決算処理に係る検査について適用する。

写

金 検 第 86 号
平成16年2月26日

検 査 監 理 官
統 括 検 査 官
特 別 検 査 官
専 門 検 査 官
金 融 証 券 検 査 官

殿

金融庁検査局長 佐藤 隆文

「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」等の改訂について

平成14年6月28日付で発出した金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕(検第264号)(以下「別冊」という)に関しては、平成15年3月28日に公表された「リレーションシップバンキングの機能強化にかかるアクションプログラム」において、「当該別冊の定着状況等をモニタリングし、その内容が中小企業の実態により即したものとなるよう改訂する」とされていたところである。

「別冊」の改訂については、平成15年12月22日に改訂案をパブリックコメントに付し、これまで、平成16年1月21日までに受け付けたコメントについて精査してきたところである。本日、別紙1のとおり「別冊」の改訂を行ったので通知する。同改訂は、通達発出日以降の検査について適用する。

また、今回の「別冊」改訂に併せ、平成11年7月1日付で発出された「預金等受入金融機関に係る検査マニュアルについて」(金検第177号)、平成12年6月20日付で発出された「保険会社に係る検査マニュアルについて」(金検第121号)及び平成14年6月21日付で発出された「投資信託委託業者・投資法人・投資顧問業者に係る検査マニュアルについて」(金検第225号)の一部についても、別紙2～4のとおり改訂する。別紙2～4の改訂は、通達発出日以降を検査実施日とする検査について適用する。

各位においては、上記改訂の内容を了知のうえ、遺憾なきを期せられるとともに、今回の改訂内容を含め「別冊」の趣旨、内容を十分に理解し、中小・零細企業の経営実態を十分に踏まえた、きめ細かい検査に努められたい。

参 考

改正通達

1. 「預金等受入金融機関に係る検査マニュアルについて」等の整備について
(平成15年2月25日付 金検第90号)